

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月28日
【事業年度】	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
【発行者の名称】	インド輸出入銀行 (Export-Import Bank of India)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター Harsha Bangari
【事務連絡者氏名】	弁護士 池田 成史
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー＆マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- 注 (1) 「発行者」、「輸出入銀行」または「当行」とは、インド輸出入銀行を意味する。
- (2) 別段の記載がない限り、本書において「ルピー」または「Rs」と表示される金額は、インド共和国の通貨を指す。
2021年9月7日現在、株式会社三菱UFJ銀行により公表されたルピーに対する日本円の外国為替の電信売買相場の中値は1ルピーにつき1.51円であった。
- (3) インド輸出入銀行およびインド共和国の事業年度／会計年度は4月1日から翌年3月31日までである。2021年3月31日に終了した事業年度／会計年度は、本書中2020/21年度と表示されており、他の事業年度／会計年度についても同様である。2020年12月31日に終了した暦年は、2020年と表示されており、他の暦年についても同様である。
- (4) 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末の 未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名
第3回インド輸出入銀行 円貨債券（2019）	2019年9月	250億円	0	250億円	該当なし
第4回インド輸出入銀行 円貨債券（2019）	2019年9月	70億円	0	70億円	該当なし

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末の 未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名
インド輸出入銀行 2020年11月6日満期 豪ドル建債券	2015年11月	1億6,450万 豪ドル	1億6,450万 豪ドル	0	該当なし
インド輸出入銀行 2020年11月6日満期 米ドル建債券	2015年11月	4,280万 米ドル	4,280万 米ドル	0	該当なし

当事業年度において、上記債券の所有者の権利等に重要な悪影響を与える事実は発生しなかった。

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

豪ドル及び米ドルと日本円との間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の
日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

(2)【当会計年度(又は事業年度)中最近6月間の月別為替相場の推移】

省略

(3)【最近日の為替相場】

省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

設立の目的及び根拠並びに沿革

設 立

輸出入銀行は、インドの外国貿易への融資、促進及び振興を目的として、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）に基づき設立され、1982年1月1日に業務を開始した。輸出入銀行法は、とりわけ、インドの輸出入業者に対して金融支援を提供し、また、財及びサービスの輸出入への融資を行う機関の業務を調整する主たる金融機関としての機能を果たす役割を輸出入銀行に与えている。輸出入銀行は、インドの国際貿易の振興を目的として、これらの機能を果たすことに責任を負っている。

目 的

輸出入銀行の業務は、輸出入銀行法第10条に規定されており、その詳細は以下のとおりである。

- (1) 輸出入銀行はインドの内外において、自ら又はインドの内外の銀行若しくは金融機関の参加を得て、輸出若しくは輸入のための貸付若しくは前払金の供与を行うことができ、また、自らが適切であると考える方法により、輸出及び輸入に対する融資に携わる機関の活動を調整するための主たる金融機関として機能するものとする。
- (2) 輸出入銀行はまた、以下の事業のすべて若しくはそのいずれかを遂行し、処理することができる。
 - (a) 官報において中央政府によりそのために通知される別掲銀行（その時において1934年インド準備銀行法の別表2に記載された銀行を指す。）又はその他の銀行若しくは金融機関に対して、かかる機関が輸出若しくは輸入のために行った貸付若しくは前払金の再融資という形で貸付若しくは前払金の供与を行うこと、
 - (b) 輸出若しくは輸入に従事する会社の発行する株式、債務証券若しくは社債を引受けること、
 - (c) インドの国内外において、輸出入銀行自ら又はインドの国内外の政府、銀行若しくは金融機関の参加を得て、入札保証状若しくは保証状を発行すること、
 - (d) インドの国内外において、輸出若しくは輸入に関する取引から発生する為替手形若しくは約束手形の引受、取立、割引、再割引、売買若しくは譲渡をなし、また、インドの国内外においてかかる為替手形若しくは約束手形を担保として貸付及び前払金の供与を行うこと、
 - (e) 信用状の承諾、開設、発行、確認若しくは裏書をなし、また、これに基づき振出された手形及びその他の書面を譲渡し若しくは取立てること、
 - (f) 輸出若しくは輸入を目的とした政府信用から政府及び民間信用に至る組合せを伴う取引を行うこと、
 - (g) 輸出若しくは輸入を目的として、外国政府又はインド国外の金融機関若しくは者に対して信用供与枠を付与すること、
 - (h) インドの合併事業のためにインド国外において貸付及び前払金の供与を行うこと、
 - (i) インドの居住者に対して、インド以外の国における合併事業に対するその者の資本参加に関連する貸付及び前払金の供与を行うこと、
 - (j) リース取引による機械装置の輸出若しくは輸入に対し融資を行うこと、
 - (k) インド以外の国の開発銀行若しくは輸出入銀行の株式、債務証券若しくは債券の引受、投資若しくは買取を行うこと、
 - (l) 輸出入銀行の権能を遂行するために必要である外国為替の売買又はその他の取引を実行すること、

- (m) インド国内外において銀行の口座を開設し、又はインド国内外の銀行若しくはその他機関と代理契約を締結し、又は代理人若しくはコルレス先として行為すること、
- (n) 輸出入銀行が付与した貸付及び前払金に関する証書を有償で譲渡すること、
- (o) 参加証書を発行すること、
- (p) 先取特権、質権若しくはその他の契約上の権利の実行に必要な範囲で、株式、債務証書若しくは債券の引受、投資若しくは買取を行うこと、
- (q) 国際貿易の推進及び発展に関する調査、測定、技術 - 経済若しくはその他の研究の実施及び資金援助を行うこと、
- (r) 輸出若しくは輸入のためにあらゆる種類の技術的、運営的及び財政的支援を提供すること、
- (s) 輸出関連企業の計画、推進、開発及び資金調達を行うこと、
- (t) 輸出入銀行の権能を遂行するため、子会社を設立若しくは経営すること、
- (u) 中央政府、州政府、インド準備銀行（以下「準備銀行」という。）、開発銀行若しくは中央政府が承認するその他一切の者の代理人として行為すること、
- (v) 国際貿易に関する市場及び信用情報を収集し、編集し、普及させること、
- (w) 中央政府が承認するその他一切の事業を行うこと、及び
- (x) 輸出入銀行のいずれかの資産の売却若しくは譲渡を含め、輸出入銀行法若しくはその時点において効力を有するその他の法律に基づく自己の権限の行使若しくは任務の遂行に付随若しくは起因するその他行為及び事項全般を行うこと。

法的地位及び特別権限

輸出入銀行は、輸出入銀行法に基づき設立された法人で、その設立時よりインド政府により全額保有されている。輸出入銀行は、1956年会社法第4A条に基づき認められるものとして2013年会社法第2条(72)項に規定されている公的金融機関である。かかる公的機関として、輸出入銀行は、インド証券取引委員会の（資本の発行及び開示要件についての）2009年規則に基づく適格機関買主である。政府は定期的に輸出入銀行に対し戦略上の助言を与え、輸出入銀行の理事会構成員の一部は政府における役職も兼任しているが、輸出入銀行はその業務及び運営方針（主に市場重視型である。）の策定において完全な独立性を与えられている。

輸出入銀行法第38条に基づき、会社若しくは法人の清算に関する法律のいかなる規定も輸出入銀行に対しては適用されないものとし、輸出入銀行は中央政府の命令による場合及び中央政府が指定する方法による場合を除き、清算されないものとする。

輸出入銀行法第36条に従い、1949年銀行業規制法の規定（「秘密保持を要する書類の作成」に関する第34A条及び「銀行に関する特定の活動に対する処罰」に関する第36AD条を除く。）は、輸出入銀行には適用されない。ただし、輸出入銀行は、金融機関として準備銀行の規制上の監督を受ける。輸出入銀行は、また、1961年所得税法第2条（36A）における「公的部門会社」である。

輸出入銀行法第35条に基づき、1891年銀行帳簿証拠法は、輸出入銀行が同法第2条において定義されている銀行として、輸出入銀行に関して適用されるものとする。

準備銀行による預金準備率及び法定流動性比率の維持の要件は、商業銀行には適用されるが、輸出入銀行には適用されない。

公的金融機関として、輸出入銀行は、銀行及び金融機関に対して裁判所又は裁決機関の介入なしで担保について強制執行を行う権限を与えている2002年金融資産の証券化及び再構築・担保権の強制執行法の規定の発動により、又は、銀行及び金融機関の債権についての迅速な決定及び回収のために専属的に設立された債権回収裁判所への提訴により、その債権を回収することができる。輸出入銀行はまた、2016年倒産・破産法の規定により、法的措置を開始する権限がある。

日本との関係

設立に関して、日本との関係はない。

(2)【資本構成】

資本構成

2021年3月31日現在の（監査済の）輸出入銀行の資本構成及び債務を以下に示す。

		2021年3月31日現在
		(単位：百万ルピー)
短期債務⁽¹⁾⁽²⁾：		
短期債務（ルピー）		194,035.18
短期債務（外貨）		90,955.98
短期債務合計	(a)	284,991.16
長期債務：		
長期債務（ルピー）		256,130.60
長期債務（外貨）		555,048.30
長期債務合計	(b)	811,178.90
債務合計	(c)=(a)+(b)⁽³⁾	1,096,170.06
資本金及び準備金：		
払込資本金		151,593.66
準備基金		9,008.63
一般準備金		-
その他準備金 ⁽⁴⁾		3,894.62
特別準備金		13,640.00
資本金及び準備金合計	(d)	178,136.91
資本合計⁽⁵⁾	=(b)+(d)	989,315.81

注 (1) ルピー建借入の場合は、短期債務は当初の満期を1年以内として調達された債務に関連している。

(2) 外貨建借入の場合は、短期債務は当初の満期を3年以内として調達された債務と定義されている。

(3) 2021年3月31日現在、輸出入銀行の借入合計は1兆961億7,006万ルピーであった。

(4) 投資変動準備金及び減債基金（クレジット・ライン）を含む。

(5) 資本合計は短期債務を含まない。

株 主

輸出入銀行法第4条(2)項に従い、輸出入銀行の発行済株式資本は政府により全額引受けられる。

(3)【組織】

輸出入銀行は、インド政府により全額保有されており、とりわけ、政府、準備銀行、IDBI、インド輸出信用保証会社（ECGC）、他の銀行及び領域専門家からの代表による理事会で運営されている。輸出入銀行の業務は、以下の事業部門に組織されている。すなわち、プロジェクト輸出、クレジット・ライン（信用供与枠）、コーポレート・バンキング及びマーケティング・アドバイザリー・サービスの各グループで、これらは研究・分析、財務・会計、情報技術及び法人向けサービスの各グループにより支援されている。

主要な経営陣

2021年3月31日現在

氏 名	職 務
David Rasquinha マネージング・ディレクター	輸出入銀行の様々な部門の運営及び活動の総監督
Harsha Bangari 副マネージング・ディレクター	輸出入銀行の様々な部門の運営及び活動の総監督
N. Ramesh 副マネージング・ディレクター	輸出入銀行の様々な部門の運営及び活動の総監督
Mukul Sarkar チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のリスク管理部門の総監督
David Sinate チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の研究・分析、コーポレート・コミュニケーション部門、草の根事業政策及び開発部門並びにマーケティング・アドバイザリー・サービス部門、ナレッジ・センター並びに特別プロジェクト（サステナビリティ及びポータル）部門の総監督
Sudatta Mandal チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の財務・会計部門の総監督
Prahalathan Iyer チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の研究・分析並部門の総監督
Rima Marphatia チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の内部監査部門の総監督
Manjiri Bhalerao チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコンプライアンス部門の総監督
Deepali Agrawal チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の人材管理部門の総監督
Tarun Sharma チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の情報技術部門の総監督
Utpal Gokhale チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の企業貸付部門運用部門の総監督
Gaurav Bhandari チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のクレジット・ライン部門の総監督
Sriram Subramaniam ジェネラル・マネージャー	グローバル・プロキュアメント・コンサルタントLtd へ派遣中
T.D. Sivakumar ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・ビジネス開発部門の 総監督

Meena Verma ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の企業貸付監視部門の総監督
Vikramaditya Ugra ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の信用評価（Ⅰ）部門の総監督
Sujeet Bhale ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の信用評価（Ⅱ）部門の総監督
Dharmendra Sachan ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の国の言語部門の総監督
Shilpa Waghmare ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のプロジェクト輸出部門の総監督
Uday Shinde ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の管理部門の総監督
Lokesh Kumar ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の特殊状況部門の総監督
Saroj Khuntia ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のクレジット・ライン部門の総監督
Rikesh Chand ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の特殊状況部門の総監督
Nirmit Ved ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のニューデリー地域事務所、クレジット・ライン部門及び政府業務部門の総監督
Dayanand Shetty ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の管理部門の総監督
Meghana Joglekar ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の持続可能な企業開発及び輸出開発部門の総監督
Priti Thomas ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の法務部門の総監督

2021年3月31日以降の変更は下記のとおりである。

役職又は職務の変更：

Harsha Bangari 変更前：副マネージング・ディレクター 変更後：マネージング・ディレクター （2021年9月8日より）	輸出入銀行の様々な部門の運営及び活動の総監督
Mukul Sarkar チーフ・ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行のリスク管理部門の総監督 変更後：輸出入銀行のリスク管理及び戦略部門の総監督 （2021年5月3日より）

David Sinate チーフ・ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の研究・分析、コーポレート・コミュニケーション部門、草の根事業政策及び開発部門並びにマーケティング・アドバイザリー・サービス部門、ナレッジ・センター並びに特別プロジェクト（サステナビリティ及びポータル）部門の総監督 変更後：輸出入銀行の輸出入銀行の研究・分析及び管理部門部門の総監督 （2021年5月3日より）
Deepali Agrawal チーフ・ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の人材管理部門の総監督 変更後：輸出入銀行の特殊状況部門の総監督 （2021年5月3日より）
Tarun Sharma チーフ・ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の情報技術部門の総監督 変更後：輸出入銀行の財務・会計部門及び情報技術部門の総監督 （2021年5月1日より）
Dharmendra Sachan ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の国の言語部門の総監督 変更後：輸出入銀行の草の根事業政策及び開発部門並びにマーケティング・アドバイザリー・サービス部門、ナレッジ・センター並びに特別プロジェクト（サステナビリティ及びポータル）部門の総監督 （2021年5月3日より）
Uday Shinde ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の管理部門の総監督 変更後：輸出入銀行のコーポレート・コミュニケーション部門及び国の言語部門の総監督 （2021年5月3日より）
Lokesh Kumar ジェネラル・マネージャー	変更前：輸出入銀行の特殊状況部門の総監督 変更後：輸出入銀行の人材管理部門の総監督 （2021年5月3日より）

退任：

David Rasquinha (2021年6月1日付)	マネージング・ディレクター
Sudatta Mandal (2021年4月30日付)	チーフ・ジェネラル・マネージャー

理事会

2021年3月31日現在、理事会は14名のメンバーで構成されていた。

輸出入銀行法第5条(1)項に基づき、輸出入銀行の事務及び業務の全般的な監督、指示及び管理の権限は理事会に属し、理事会は輸出入銀行が行使又は行為し得る全ての権限を行使し、かつ、一切の行為及び事項を行うことができる。輸出入銀行法第6条(1)に基づき、輸出入銀行の理事会は、インド中央政府により任命される総裁1名及びマネージング・ディレクター1名（ただし、同一人物を輸出入銀行の総裁兼マネージング・ディレクターとして任命することができる。）、インド中央政府により任命される常勤理事2名、準備銀行により指名される理事1名、IDBIにより指名される理事1名、ECGC Limitedにより指名される理事1名、インド中央政府により指名される理事12名以内（中央政府の職員である理事5名、別掲銀行からの理事3名以内並びに輸出若しくは輸入又は融資について特別な知識若しくは専門的な経験を有する4名以内の理事）により構成される。

理 事

2021年 3 月31日現在

氏 名	肩 書
Rahul Chhabra	インド政府外務省次官（経済関係）
Rajat Sachar	インド政府商工省産業国内取引促進局主席アドバイザー
Kalyanaraman Rajaraman	インド政府財務省副次官（投資）
Pankaj Jain	インド政府財務省副次官
Amitabh Kumar	インド政府商工省共同次官
Ramanathan Subramanian	インド準備銀行執行理事
M. Senthilnathan	インド輸出信用保証会社（ECGC Limited） 総裁兼マネージング・ディレクター
Dinesh Khara	インドステイト銀行総裁
Rakesh Sharma	インド産業開発銀行（IDBI Bank Limited） マネージング・ディレクター兼CEO
Rajkiran Rai Gundyadka	ユニオンバンク・オブ・インド マネージング・ディレクター兼CEO
A.S. Rajeev	マハラシュトラ銀行 マネージング・ディレクター兼CEO
David Rasquinha	インド輸出入銀行 マネージング・ディレクター
Harsha Bangari	インド輸出入銀行 副マネージング・ディレクター
N. Ramesh	インド輸出入銀行 副マネージング・ディレクター

2021年 3 月31日以降の変更は下記のとおりである。

退任：

David Rasquinha (2021年 6 月 1 日付)	インド輸出入銀行 マネージング・ディレクター
Rahul Chhabra (2021年 8 月 1 日付)	インド政府外務省次官（経済関係）
Rajat Sachar (2021年 7 月 1 日付)	インド政府商工省産業国内取引促進局主席アドバイザー

委員会

輸出入銀行法に基づき、理事会は、適切と考える目的のために委員会を設置することができる。輸出入銀行の主要な委員会としては、監査委員会、経営委員会、リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、資産・負債管理委員会、資金管理委員会及び信用リスク管理委員会がある。理事会の経営委員会は、輸出入銀行の総裁及びマネージング・ディレクター並びに 7 名以内の理事で構成され、輸出入銀行法又はそれに基づく規則により完全に理事会の検討の管理下に置かれている特定の業務を除く信用判断などの輸出入銀行の通常の業務を運営する。輸出入銀行の監査委員会を通じてコーポレート・ガバナンス（企業統治）が運営される。理事会の監査委員会は、輸出入銀行の内部統制及びシステムの全体的な監督に責任を有し、輸出入銀行の

組織、業務、内部監査の質的管理及び輸出入銀行の法定監査のフォローアップ並びにRBIの査察など、輸出入銀行における全体的な監査機能の運営を監督し、指示を与える。リスク管理の監督は、理事会のリスク管理委員会を通じて行われる。理事会は、また、業務上及びその他の提案の承認についての権限を委任された副マネージング・ディレクター、チーフ・ジェネラル・マネージャー及びジェネラル・マネージャーで構成される執行委員会を設置している。効果的かつタイムリーな業務上及びその他の提案の評価を容易にし、部門により分かれたグループ間及び地域事務所間での協調的な意思決定プロセスを達成するため、輸出入銀行は、貸付評価委員会及びプロジェクト評価委員会などの異なる機能を併せ持つ複合的なグループを設けている。

組織及び従業員

本店がムンバイに所在する輸出入銀行は、アーマダバード、バンガロール、チャンディーガル、チェンナイ、グワハティ、ハイデラーバード、コルカタ、ムンバイ、ニューデリー及びプネに国内地域事務所を有し、アビジャン、アジスアベバ、ダッカ、ドバイ、ヨハネスブルグ、シンガポール、ワシントンD.C.及びヤンゴンに海外駐在員事務所を、さらにロンドンに海外支店を有している。

2021年6月7日現在、輸出入銀行は合計342名の正規雇用従業員を有していた。輸出入銀行の専門家スタッフには、主に、技術者、エコノミスト、銀行家、勅許会計士、経営大学院卒業生、人事の専門家、法律の専門家、言語学者及び情報技術の専門家が含まれている。輸出入銀行は、従業員と良好な関係を保っており、その職場環境は習得及び成長をもたらすものであると考えている。輸出入銀行には労働組合がなく、従業員と団体協約は締結していない。輸出入銀行ではストライキが行われたことはない。

法定監査人

輸出入銀行の法定監査人は、輸出入銀行法第24条(1)項に基づき中央政府により任命される。輸出入銀行の法定監査人の任命は、中央政府が決定する任期及び報酬による。2021年3月31日に終了した事業年度において、輸出入銀行の法定監査人はムンバイの勅許会計士であるJCR & Co.であった。

準備銀行による規制

輸出入銀行法第36条に従い、1949年銀行業規制法の規定（「秘密保持を要する書類の作成」に関する第34A条及び「銀行に関する特定の活動に対する処罰」に関する第36AD条を除く。）は、輸出入銀行には適用されない。

輸出入銀行は、金融機関として準備銀行の規制上の監督を受ける。

1934年インド準備銀行法（随時改正される。）第45L条により、準備銀行は、いかなる金融機関に対してもその事業に関する情報の提供を要求し、事業の遂行に関して金融機関に指示する権限を与えられている。金融機関から準備銀行に対して提供される陳述、情報又は内容は、払込済資本、準備金若しくはその他の負債、政府証券その他への投資、資金提供される者、目的及び期間並びに利率を含むそれらが提供される条件などの事項に関するものである。

1994年11月に準備銀行は、1994年金融監督委員会に関する規則に基づく、インド準備銀行の中央理事会が構成する委員会として、準備銀行総裁を委員長とする金融監督委員会を設立した。金融監督委員会の指針に基づき、準備銀行の銀行監督部門は、金融機関及び商業銀行を監督する。また、銀行監督部門は、銀行及び金融機関の実地外（オフサイト）での監督及び実地（オンサイト）での検査を行う。上記の監視の一環として、準備銀行は定期的に輸出入銀行の検査を行う。

準備銀行は、輸出入銀行を含む金融機関に対して、資産区分、収益認識及び引当金設定、自己資本適正性並びに資産・負債管理に関する詳細なガイドライン（随時改正される。）を出している。また、詳細なガイドラインに基づき、準備銀行は特定の産業部門に対するエクスポージャーについての内部限度の採用を含めた信用エクスポージャーについての限度を定めている。輸出入銀行は、これらすべてのガイドラインを遵守し、ガイドラインに従い準備銀行に必要な情報を提出する。

輸出入銀行を含む金融機関に適用される現在の準備銀行のガイドラインに基づき、利息及び元本が定期的に受領されており、かつ、利息及び／又は元本の遅延（もしあれば）が90日を超えない資産は、稼働資産（正常資産）に分類される。

準備銀行による預金準備率及び法定流動性比率の維持の要件は、商業銀行には適用されるが、輸出入銀行には適用されない。

(4)【業務の概況】

概 要

輸出入銀行の主たる目標は、対象となる輸出関連の企業の海外市場への参入及び同市場での地位の強化への取組みを支援することを目的とした幅広い商品及びサービスの提供により、これらの企業と商業的に存続可能な関係を築くことである。輸出入銀行は、主として輸出金融及び輸出能力の創出に重点を置いている。輸出入銀行は、その輸出信用業務を通じて、インドの機械、製造品、コンサルタント業及び技術サービスの輸出に対して延払い条件で融資を行う。輸出入銀行は、インド企業の輸出への融資及びその促進を目的として、海外の金融機関、地域開発銀行、主権政府及びその他の海外機関に対してクレジット・ライン（信用供与枠）（以下「LOC」という。）を供与する。大部分のLOCは、政府が輸出入銀行を通じて与えるが、その場合政府は、元利金の支払いを保証し、かかるLOCに関して利息を平準化する支援をする。また、輸出入銀行は国家輸出保険勘定に基づくパイアーズ・クレジット（BC-NEIA）を供与している。BC-NEIAは、発展途上国の伝統的な市場や新興の市場に対するインドからのプロジェクト輸出を促進するための固有の手段であり、中期又は長期の延払い条件に基づく。このファシリティに基づき、輸出入銀行は、延払い条件によりインドから財及びサービスを輸入する海外政府及び海外の国有企業に対して信用を供与することにより、インドからのプロジェクト輸出を促進している。輸出入銀行は、国家輸出保険勘定（NEIA）に基づきインド輸出信用保証会社（ECGC Ltd.）を通じて信用保険の保護を受けている。NEIAは、商工省により設定され、ECGC Ltd.により管理されている信託勘定である。

輸出入銀行は、輸出品の生産、その開発、輸出マーケティング及び対外投資などの様々なビジネス・サイクルの段階における輸出関連企業の資金需要を充たすため、その貸付業務の多様化を図っている。輸出入銀行は、輸出能力創出のための融資（FECC）業務を通じて、プロジェクト・ファイナンス、設備向け融資、運転資金需要及びその他の顧客のコーポレート・ファイナンス需要のための貸付プログラムを含め、輸出関連のインド企業に対して資金を提供し（FECCローン）、また海外のベンチャー企業に投資するインド企業に対して対外投資融資を提供する。輸出入銀行は、また、輸出発展のためのインフラ・プロジェクトの融資も行っている。

2019年、2020年及び2021年3月31日現在、輸出入銀行の貸付残高総額は、それぞれ1兆300億7,000万ルピー、1兆705億2,000万ルピー及び1兆1,073億1,000万ルピー（これには8,043億1,000万ルピーの輸出信用貸付残高及び3,030億ルピーの輸出能力創出のための融資残高が含まれる。）であった。2019年、2020年及び2021年3月31日現在、輸出入銀行の資金の流出を伴わないポートフォリオの総額は、それぞれ1,409億6,000万ルピー、1,586億9,000万ルピー及び1,422億9,000万ルピーであり、2021年3月31日現在における輸出入銀行が発行した保証残高総額／資金の流出を伴わないファシリティは1,422億9,000万ルピーであった。

融資に加え、輸出入銀行は、インドの輸出業者が国際的リスクと輸出機会を見極め、自身の競争力を評価することを可能にする情報及びアドバイザリー・サービスを提供している。これらのサービスには、国家についての調査、マーチャント・バンク・サービス、国際マーケティングについての助言及び多国間機関が資金提供するプロジェクトへの効果的な参加に必要なデータが含まれる。さらに、海外駐在員事務所のネットワーク並びに世界中の金融機関、貿易振興機関及び情報提供者との戦略的提携を通じて、輸出入銀行は、海外市場への参入又は同市場での地位の強化について輸出関連のインド企業を支援する。これらのサービスには、貿易及び投資に関する情報提供、技術提供者の認定、コーポレート・ファイナンス、コンサルティング及び商業コンサルティング・サービスの提供並びにジョイント・ベンチャーの振興が含まれる。

戦 略

1981年の設立以来、輸出入銀行の長期戦略は、輸出信用に焦点を絞ったものから、インドの国際貿易の振興を目指した幅広い金融商品の利用の提供に重点が移行してきた。輸出入銀行は当初自らを伝統的な輸出信用機関と位置付けていたが、その後、様々な輸出サイクルの段階において競争力のある融資を提供する仕組みを通じて輸出能力の創出を促進することに目標を広げた。現在の輸出入銀行の長期戦略のビジョンは、対象となる輸出関連企業の国際化への取組みの促進を目的とした幅広い商品及びサービスの提供により、これらの企業と商業的に存続可能な関係を築くことにある。したがって、輸出入銀行は、インドの輸出品の生産及び流通の支援のための海外投資を含む融資を提供し、付加価値のある情報及びアドバイザリー・サービスによりこれらの活動を補完することを目的としている。

輸出入銀行の中期事業戦略

輸出入銀行の中期事業計画は、それらの実行のための短期的なイニシアチブとともに、中期事業戦略（以下「MTBS」という。）に示されている。

MTBSは、長期のマクロ目標及びミクロ・レベルの戦術目標の概要をまとめている。輸出入銀行は、中・長期輸出信用の伝統的な分野及び短期輸出信用の双方において貿易金融における国内最大の資金元となることを目指している。さらに、貸付以外の収入を生み出し、その収益性を向上させるために、投資及び自己取引を増加させる意向である。より幅広いアドバイザリー・サービス及び手数料ベースのサービスを取り入れることにより、手数料収入の増加も目指している。

MTBSは、とりわけ以下の戦略的目標を掲げている。

- 利益率に対する圧迫の点から見た輸出入銀行の利益率を強化するために、輸出信用業務と輸出能力創出のための信用供与業務との計画的な分離の割合を全体的な純利子収入に基づき決定する。
- インド政府が支援するLOC、BC-NEIA及び譲許的金融スキーム（CFS）により構成される政策事業を重視すること。
- 資金の流出を伴う及び伴わない製品を組み合わせることで、インドのプロジェクト輸出業者が価値の高い海外契約を確保できるための支援に焦点を当てること。
- 輸出可能性の高い分野で将来台頭する可能性のある中小企業（SMEs）に注目すること。これは、2020/21年度に開始された輸出入銀行の「希望の星（Ubharte Sitaare）」プログラムを通じて進められる。
- 新製品開発及び輸出金融の不足分に対する融資に引き続き重点を置くこと。
- 輸出入銀行の資金の流出を伴わない業務、ローン/企業/プロジェクト・アドバイザリー・サービス、輸出マーケティング・サービスを通じた手数料収入の増加を達成するための取組みに焦点を当てること。

輸出入銀行は、また、MTBSの質的な目標を達成するための計画及び戦略を実施している。これには、とりわけ、（ ）高い格付けの企業の比率を増やすことにより貸付ポートフォリオの改善を図ること、（ ）信用基準の強化を通じた新規顧客の注意深い選択、（ ）不稼働資産からの現金回収に重点を置くこと、（ ）貸付における正常資産の非正常資産への低下を防ぐこと、（ ）より高い収益を生み出すために貸付資産の回転を増やすこと、（ ）医療品、化学製品、エンジニアリング、自動車・自動車関連製品、食品加工及び電子などの将来性のある高成長の部門における地位の強化、（ ）直接及び再融資又はLOCを通じてSME部門に重点を置き、財務及び非財務支援を提供すること及び（ ）インドの輸出業者が直面する資金ギャップを解消するための新商品の開発及び導入、などが含まれる。

輸出入銀行は、輸出入銀行の中期事業戦略に関する提言を受けるために、2019年4月に外部コンサルタントを雇用した。コンサルタントの提言は、2019/20年度中に理事会に上程された。その後、コンサルタントが特定した主要行動事項の実施戦略を提言するために、経営陣で構成される対話型分析グループ（IAG）が構成された。IAGの推奨事項は理事会に提示され、理事会はその推奨事項を広く受け入れ、追加的な情報の包含を提案した。理事会の情報とともに、事業戦略に関するIAGの推奨事項が実施されている。理事会の提案により、外部の専門家が、組織構造、人員計画、リーダーシップ開発及び輸出入銀行の主要業績評価指標の特定など、業務以外の行動事項に関する実施戦略の提案に従事している。外部コンサルタント及びIAGの推奨事項を反映し更新された中期事業戦略は、当会計年度上半期中に理事会の承認を得るために理事会に上程される。

2020/21年度の業績及び財務実績

貸付資産

輸出入銀行は、種々の貸付プログラムに基づき、2019/20年度の総額4,025億5,000万ルピーに対し、2020/21年度中には総額3,652億1,000万ルピーの貸付を承認した。2020/21年度の貸付実行額は、2019/20年度の3,373億

5,000万ルピーに対し、3,412億2,000万ルピーとなったが、一方、貸付返済額は、2019/20年度の3,348億7,000万ルピーに対し、2020/21年度は2,485億4,000万ルピーであった。2021年3月31日現在の貸付資産純額は、1兆385億1,000万ルピーで、前年度と比較し4.43%増加した。ルピー建の貸付及び前払金は、2021年3月31日現在において貸付資産純額の20%を占め、一方、外貨建が残りの80%を占めた。2021年3月31日現在において短期貸付は貸付及び前払金純額の14%を占めた。

資金の流出を伴わないファシリティ

2020/21年度中に輸出入銀行は、2019/20年度の713億9,000万ルピーに対して、総額642億2,000万ルピーの資金の流出を伴わないファシリティを承認したが、これはプロジェクト保証、金融保証及び信用状により構成された。輸出入銀行の資金の流出を伴わないポートフォリオ（保証、信用状及びスタンバイ信用状により構成）の総額は、2021年3月31日現在は1,422億9,000万ルピーであったが、これに対して2020年3月31日現在は1,587億ルピーであり、10.34%減少した。2020/21年度の保証の発行総額は307億1,000万ルピーであったが、これに対して2019/20年度は503億ルピーであった。2020/21年度において発行された信用状の金額は37億ルピーであったが、これに対して2019/20年度は176億4,000万ルピーであった。2021年3月31日現在の輸出入銀行の帳簿上の保証残高は1,396億7,000万ルピーであったが、これに対して2020年3月31日現在は1,504億ルピーであった。2021年3月31日現在の信用状の金額は26億2,000万ルピーであったが、これに対して2020年3月31日現在は83億ルピーであった。

収入/支出

2020/21年度中、輸出入銀行は、一般基金会計において35億6,000万ルピーの税引前利益を計上したが、これに対して2019/20年度には24億4,000万ルピーの税引前利益が計上された。10億2,000万ルピーの法人税控除後の税引後利益は、2020/21年度において25億4,000万ルピーとなったが、2019/20年度には12億4,000万ルピーの税引後利益が計上された。かかる利益のうち、17億5,000万ルピーは投資変動準備金に繰り入れられ、5億4,000万ルピーは準備基金に繰り入れられた。残りの2億5,000万ルピーは、輸出入銀行法に規定されるとおりインド政府に移転された。

2020/21年度における輸出開発基金の税引前利益及び税引後利益はいずれも9,365万ルピーであったが、これに対して2019/20年度の税引前利益は1億879万ルピー、税引後利益は7,098万ルピーであった。9,365万ルピーの利益は翌年に繰り越された。

貸付に対する利息、為替、歩合、仲介料及び手数料等を含む営業収入は、2019/20年度には563億5,000万ルピーであったのに対し、2020/21年度は460億9,000万ルピーとなった。投資収入、銀行預金の利息等は、2019/20年度は301億8,000万ルピーであったのに対し、2020/21年度は396億8,000万ルピーとなった。2020/21年度の支払利息は、借入金の増加に関わらず、2019/20年度より81億8,000万ルピー減少して549億2,000万ルピーとなった。費用合計（偶発債務引当金を除く。）に占める一般管理費の割合は、2019/20年度は4.72%であったが、2020/21年度中は4.54%となった。

借入

2021年3月31日現在の輸出入銀行の借入総額は1兆961億7,000万ルピーで、2020年3月31日現在の借入総額1兆516億6,000万ルピーと比べて4.23%増加した。

資金

2020/21年度中、輸出入銀行は、予算の割当により、インド政府より130億ルピーの資本を受けた。2021年3月31日現在の輸出入銀行の資金総額は、払込済資本金1,515億9,000万ルピー及び準備金242億6,000万ルピーを含む合計1兆2,720億2,000万ルピーであった。

輸出入銀行の資金源の基盤は、特にルピー建債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金、外貨建て債券、外貨建てローン及び長期スワップを含む。2020/21年度中、輸出入銀行は、1,944億5,000万ルピーのルピー建資金及び20億3,000万米ドル相当の外貨資金からなる、合計3,430億8,000万ルピーにのぼる種々の満期を有する借入（当年度中に調達され、かつ返済された資金を除く。）を行った。10億米ドルの外貨資金が債券を通じて、6億4,300万米ドルの外貨資金が相対/クラブ/シンジケート・ローンを通じて、また3億8,691万米ドル相当がスワップを通じて調達された。2021年3月31日現在、輸出入銀行は120億8,000万米ドル相当の外貨資金を保有しており、ルピー建資金の残高は4,501億7,000万ルピーであった。2021年3月31日現在の市場調達額は借入金総額の100%であり、輸出入銀行の資金総額の86%を占めた。

外貨資金

2020/21年度において、輸出入銀行は、総額20億3,000万米ドル相当にのぼる外貨資金を様々な商品により調達した。輸出入銀行は、2021年1月に、米国証券法規則144A/RegSによる期間10年間、年率2.25%の債券を通じて10億米ドルを調達した。この取引は、インドの発行体による10年満期の米ドル建債券の発行において最も低い利率を記録した。この発行に対しては、クローリング時点で合計35億米ドル超の買い注文を集め、質の高い投資家から発行額の3.5倍を超える応募があった。当該取引は、当初の価格指標のCT10+185bpsの範囲に十分収まる公正価値ベースでCT10+145bpsで値付けされ、スプレッドは40bpsも縮小し、新規発行にプレミアムが必要ないことを示した。債券のおよそ55%がアジアにおいて、29%が米国において、及び16%が欧州、中東及びアフリカ地域において販売された。

2020/21年度において、輸出入銀行はまた、二国間貸付により銀行/金融機関から資金を調達した。これまで、輸出入銀行は、豪ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、メキシコ・ペソ、オフショア人民元、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランド、スイス・フラン、トルコ・リラ及び米ドルを含む様々な通貨により外貨資金を調達している。

国際及び国内格付

輸出入銀行は、ムーディーズより「Baa3」（ネガティブ）、S&Pグローバル・レーティングスより「BBB-」（安定的）、フィッチ・レーティングスより「BBB-」（ネガティブ）及び株式会社日本格付研究所より「BBB+」（安定的）の格付を受けている。上記の格付の全てが投資適格レベル又はそれ以上に相当し、インド政府のソブリン格付と同等であった。輸出入銀行の国内負債証券は、格付機関であるクレジット・レーティング・インフォメーション・サービス・オブ・インディア・リミテッド（CRISIL）及びインベストメント・インフォメーション・アンド・クレジット・レーティング・エージェンシー・オブ・インディア（ICRA）より、長期証券について最高位の「AAA」（安定的）を、短期証券についてこれらの格付機関より「A1+」を引続き獲得している。輸出入銀行が発行する追加的なTier 1債券は、CRISILにより「AA+」（安定的）及びICRAにより「AA+（Hyb）」（安定的）の格付を受けている。

資産内容

準備銀行による金融機関のための適正基準により、利息及び/又は元金が90日超期限超過した信用又は貸付は、不稼働資産とみなされる。輸出入銀行の不稼働資産総額は741億3,000万ルピーで、2021年3月31日現在の貸付及び前払金の合計の6.69%を占めた。輸出入銀行の不稼働資産純額（引当金控除後の純額）は53億3,000万ルピーで、2021年3月31日現在、貸付及び前払金純額（引当金控除後の純額）の0.51%を占めた。2021年3月31日現在の不稼働資産の引当率は96.74%であった。

資産分類

「非正常資産」とは、利息及び/又は元金が90日超期限超過した資産をいう。非正常資産が12か月を超える期間にわたり不稼働資産に分類される場合、当該資産は「不良資産」に分類される。「損失資産」とは回収不能とみなされる資産をいう。2021年3月31日現在、不稼働資産総額のうち、非正常資産は1.00%、不良資産は5.70%であった。2021年3月31日現在、不稼働資産の純額の0.51%のみが非正常資産であった。2020/21年度において不良資産に対する引当金が全額計上されていた。2021年3月31日現在において、輸出入銀行は損失資産を有していなかった。

自己資本比率

輸出入銀行の対自己資本リスク資産比率（CRAR）は、準備銀行によって規定された最低基準値が9%であるのに対し、2021年3月31日現在には25.89%（これに対し2020年3月31日現在は20.13%）となった。輸出入銀行の負債・自己資本比率は2020年3月31日現在6.46%であったのに対し、2021年3月31日現在では6.15%となった。

エクスポージャー基準

2002年3月31日から、準備銀行は、インドの全ての中・長期融資機関に対して信用エクスポージャーの限度を定めており、個別の借主についてのエクスポージャーは金融機関の資本金総額の15%、借主グループについ

ては資本金総額の40%とされている。特別の場合において、理事会の事前の承認を得て、さらに資本金総額の5%までのエクスポージャーの上乗せ（すなわち、エクスポージャーの合計は、個別の借主について金融機関の資本金総額の20%まで、及び借主グループについては資本金総額の45%まで）が行える。個別の借主及びグループ借主のエクスポージャー限度はさらに（上限の20%及び45%に加えて）それぞれ5パーセンテージ・ポイント（すなわち資本金総額の5%）及び10パーセンテージ・ポイント（すなわち資本金総額の10%）上乗せすることができるが、かかる追加の信用エクスポージャーはインドのインフラ・プロジェクトのためのものであることを条件とする。2021年3月31日現在の個別の借主及び借主グループに対する輸出入銀行の信用エクスポージャーは、準備銀行によって規定された限度の範囲内であった。2021年3月31日現在、理事会の承認により資本金の15%を超えるエクスポージャーを割当てられた借主が1名いた。

準備銀行は金融機関に対し、エクスポージャーが様々な分野にわたりより偏りなく分散することを確実にするために特定の産業分野に対するエクスポージャーを制限する内部限度の採用を勧告している。輸出入銀行が採用している各産業部門に対するエクスポージャー限度は全ての産業部門についての総信用エクスポージャーの15%である。2021年3月31日現在の個別の産業部門に対する輸出入銀行のエクスポージャーのうち、産業エクスポージャー全体の15%を上回るものはなかった。

以下の表は、2019年、2020年及び2021年3月31日に終了した事業年度において輸出入銀行が承認した貸付総額を信用の種類別に示している。

	3月31日に終了した事業年度			総額に対する 割合（2021年） （%）
	2019年	2020年	2021年	
	（単位：十億ルピー）			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的 融資スキームに基づき提供されるものを含 む。）	160.07	104.90	113.95	31.20
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	2.71	58.92	18.58	5.09
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤー ズ・クレジット	2.76	2.69	3.09	0.85
短期信用（出荷前）	8.44	10.98	8.68	2.38
商業銀行に対する輸出信用の再融資	45.12	19.88	96.89	26.53
その他のプログラム ⁽¹⁾	77.25	86.72	47.68	13.05
輸出信用合計	296.35	284.09	288.87	79.10
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	25.75	33.94	7.04	1.93
輸入金融	17.45	9.00	28.07	7.69
輸出促進プログラム	1.00	0.00	5.38	1.47
対外投資融資	9.17	28.37	7.42	2.03
その他のプログラム ⁽²⁾	30.28	47.16	28.43	7.78
輸出能力創出のための融資合計	83.65	118.47	76.34	20.90
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	380.00	402.55	365.21	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	44.99	71.40	64.22	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前払金及び短期運転資本を含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付、輸出製品開発及び従業員ローン制度等に基づく前払金を含む。

以下の表は、2019年、2020年及び2021年 3月31日に終了した事業年度における輸出入銀行の貸付実行額を信用の種類別に示している。

	3月31日に終了した事業年度			総額に対する 割合（2021年） （％）
	2019年	2020年	2021年	
	（単位：十億ルピー）			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的融資スキームに基づき提供されるものを含む。）	51.29	75.91	67.09	19.66
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	43.76	34.40	34.45	10.10
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤーズ・クレジット	2.07	2.76	4.98	1.46
短期信用（出荷前）	10.05	10.55	9.01	2.64
商業銀行に対する輸出信用の再融資	43.66	18.72	96.82	28.37
その他のプログラム ⁽¹⁾	77.25	86.72	42.66	12.50
輸出信用合計	228.08	229.07	255.01	74.73
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	19.82	23.10	9.80	2.87
輸入金融	31.27	16.40	21.67	6.35
輸出促進プログラム	4.17	3.77	4.92	1.44
対外投資融資	20.44	17.55	5.01	1.47
その他のプログラム ⁽²⁾	62.82	47.46	44.80	13.14
輸出能力創出のための融資合計	138.52	108.29	86.20	25.27
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	366.60	337.35	341.21	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	40.65	67.94	34.41	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前払金及び短期運転資本を含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付及び従業員ローン制度等に基づく前払金を含む。

以下の表は、2019年、2020年及び2021年 3月31日現在における輸出入銀行の貸付資産残高を信用の種類別に示している。

	3月31日現在			
	2019年	2020年	2021年	総額に対する 割合（2021年） （％）
	（単位：十億ルピー）			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的融資スキームに基づき提供されるものを含む。）	408.05	496.06	525.11	47.42
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	96.80	123.57	131.25	11.85
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤーズ・クレジット	13.10	14.41	14.74	1.33
短期信用（出荷前）	12.68	10.08	7.76	0.70
商業銀行に対する輸出信用の再融資	36.55	18.00	103.47	9.35
その他のプログラム ⁽¹⁾	11.97	19.97	21.98	1.99
輸出信用合計	579.15	682.09	804.31	72.64
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	159.57	148.32	116.20	10.49
輸入金融	53.61	42.23	32.21	2.91
輸出促進プログラム	23.34	26.36	27.59	2.49
対外投資融資	136.21	112.17	72.01	6.50
その他のプログラム ⁽²⁾	78.19	59.35	54.99	4.97
輸出能力創出のための融資合計	450.92	388.42	303.00	27.36
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	1,030.07	1,070.52	1,107.31	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	140.96	158.70	142.29	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前払金及び短期運転資本を含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付及び従業員ローン制度等に基づく前払金を含む。

輸出金融

プロジェクト、商品及びサービスの輸出

輸出入銀行は、プロジェクト輸出及びコンサルタント業務に対する融資、資本設備融資、輸出プロジェクトにおけるキャッシュフロー不足に関する融資及び保証など、幅広い輸出信用商品を提供している。輸出入銀行は、インドのプロジェクト輸出業者に対して資金提供を伴う支援及び資金の流出を伴わない支援を含む包括的な融資パッケージを提供している。

輸出契約

2020/21年度において輸出入銀行は、アジア太平洋、アフリカおよびCIS地域の29カ国における25超のインド企業により保証される36億米ドルに値する38のプロジェクト輸出契約を支援した。2020/21年度中、輸出入銀行が支援した大型プロジェクト輸出契約には、以下が含まれる。

- ・KEC International Ltd.が実行した、バングラデシュにおける一括請負での1320MWの発電所に対する400kVの送電線の設計、供給、設置、試験及び試運転。
- ・Sterling & Wilson Pvt. Ltd.の海外子会社が実行した、オーストラリアのランバート岬での、20のドルフィンデッキ、2つの船舶アクセスプラットフォーム及び横断歩道並びにアクセス階段の供給及び設置。
- ・オーストラリアのWestern Downs Green Power Hub Pty Ltd.により保証され、Sterling & Wilson Solar Ltd.が実行したオーストラリアのクイーンズ州における460MWの太陽光プロジェクト。
- ・KEC International Ltd.が実行した、タイにおける230/115kV変電所の供給及び建設並びに3つの変電所の拡張。

輸出信用及び保証

2020/21年度中、輸出入銀行は、インドのプロジェクト輸出業者に対し、バイヤーズ・クレジット及び支出を伴う／伴わない支援による総額770億5,000万ルピーの輸出信用及び保証を承認した。2020/21年度中の貸付実行額は459億7,000万ルピーであり、総額307億1,000万ルピーの保証が発行された。これらの保証は、主にEPCサービス、エンジニアリング商品、資本財、農業製品及び食品、建設、発電、採鉱及び鉱物等の部門における海外プロジェクトに関するものである。商業バイヤーズ・クレジット・プログラムに基づく貸付実行額は、ウズベキスタン、オランダ、UAE、カタール、タイ、エジプト等含む国々への輸出に対して総額40億8,000万ルピーに達した。2020/21年度中、輸出入銀行はまた、インドからの商品及びサービスの輸出を促進するために、アジア及びアフリカの銀行に対し総額約3億米ドルのクレジット・ラインを供与した。

国家輸出保険勘定に基づくバイヤーズ・クレジット

輸出入銀行は、2021年3月31日現在、BC-NEIAにに基づく31億5,000万米ドル相当の32件のプロジェクトについて総額28億8,000万米ドルを承認していた。輸出入銀行が支援したプロジェクトには、スリランカ、ウガンダ及びカメルーンにおける水道プロジェクト、コートジボワール、セネガル及びタンザニアに対する車両の供給、カメルーン、モーリタニア、セネガル、ザンビア及びケニアにおける送電線プロジェクト、スリナムにおける灌漑プロジェクト並びにモルジブ、ザンビア及びガーナにおける接続プロジェクトが含まれる。

さらに、輸出入銀行は、BC-NEIAに基づき、いくつかのインドの主要なプロジェクト輸出企業の要請を受けて、総額17億8,000万米ドル相当の16件のプロジェクトの支援について、15億8,000万米ドルの大筋でのコミットメントを与えている。

クレジット・ライン（信用供与枠）

輸出入銀行は、インド政府を代理し、かつその支援を得て、提携先国の発展を促すために、主権政府、地域開発銀行及び海外の機関に対してクレジット・ライン（信用供与枠）（LOC）を供与する。2020/21年度中、輸出入銀行は、インドからのプロジェクト、財及びサービスの輸出の支援のために、総額22億3,000万米ドルにのぼる20件のLOCを供与した。2020/21年度中、アンゴラ、エスワティニ（スワジランド）、ギニア、ケニア、モルディブ、モーリシャス、ナイジェリア、ニカラグア、シエラ・レオネ、スリナム、スリランカ、シリア、ウズベキスタン及びベトナムの各政府に対し、LOCが供与された。

これらのLOCは、防衛、太陽光及び風力などの再生可能エネルギー、道路、住宅及び社会インフラ、送電線及び変電、医療システムの修復及び改善並びに水給設備制度の構築などのプロジェクトへの融資により、輸出を促進する。輸出入銀行は、総額267億6,000万米ドルにのぼる信用契約による272件のインド政府により支援されるLOCのポートフォリオを有しており、これらは様々な実施段階にある。LOCはアフリカ、アジア、ラテンアメリカ、オセアニア及びCIS地域の64か国にわたり、経済成長の促進における躍進を遂げ、その範囲は拡大を続けている。

譲許的融資スキーム

輸出入銀行は、バングラデシュのバゲルハート区のランバルにおける一括請負での1,320メガワット（2基の出力660メガワット）の超々臨界圧発電所のための戦略的なマイトリー巨大火力発電プロジェクトの資金を賄うために、バングラデシュのバングラデシュ電力開発委員会とインドのNTPCリミテッドの折半出資の合弁事業であるバングラデシュ・インディア・フレンドシップ・パワー・カンパニー・Pvt・リミテッドに対して16億米ドルの中・長期貸付を行った。かかる契約は、国際競争入札手続きを通じてバーラト・ヘビー・エレクトロニカルズ・リミテッドが請負うこととなった。環境に配慮するため、このプロジェクトには最先端技術が厳選されて

いる。マイトリー巨大火力発電プロジェクトは、稼働するとバングラデシュ最大の発電所のひとつとなると予測される。発電所は、バングラデシュ政府による発電能力を増強し、現在の電力不足を解消するための国内インフラ開発計画の一部である。2021年3月31日現在、かかるスキームに基づく貸付の実行額は総額10億9,000万米ドルであった。

輸出競争力の確立

輸出銀行は、インド企業の輸出競争力を増進することを目的とした一連の融資プログラムを実施している。2020/21年度中、輸出銀行は輸出競争力を増進するためのプログラムに基づき、総額で763億4,000万ルピーの貸付を承認した。これらのプログラムに基づき総額で563億4,000万ルピーの貸付が実行されている。

輸出関連企業（EOU）への貸付

2020/21年度中、輸出銀行はEOUに対して、70億4,000万ルピーのターム・ローン承認し、その貸付実行額は98億ルピーだった。生産設備融資プログラムに基づき、生産設備取得のための融資として、9の輸出企業に対して82億8,000万ルピーが承認され、かかるプログラムに基づく貸付実行額は57億7,000万ルピーとなった。22の企業に対し総額138億8,000万ルピーの長期運転資金融資が承認され、貸付実行額は22億1,000万ルピーであった。

テクノロジー向上の資金制度（TUFS）

輸出銀行は、テクノロジー向上の資金制度（TUFS）に基づくプロジェクトの対象資格を定め、承認を与え、承認されたプロジェクトに対し直接補助金の交付を行うことについてインド繊維省から指定された中心的機関の1つとなっている。これまでに、輸出銀行は、総額1,857億7,000万ルピーに及ぶ233件のプロジェクトに承認を与えていた。TUFSに基づき承認及び実行された貸付はそれぞれ総額678億9,000万ルピー及び507億7,000万ルピーであった。TUFSに基づく輸出銀行の繊維産業への支援は、繊維の製造における様々な部門にわたり、インドの数州に及んでいる。

対外投融資プログラム

輸出銀行は、インドの対外投資を支援するためのエクイティ・ファイナンス、貸付、保証及びアドバイザリー・サービスに関する包括的な制度を有している。2020/21年度中、3か国への対外投資の融資の資金の一部として、総額74億2,000万ルピーにのぼる支出を伴う若しくは伴わない支援が5の企業に対して承認された。輸出銀行は今まで、78か国において476の企業が設立した640のベンチャー企業に対して資金を提供してきた。2020/21年度中に支援された対外投資には、とりわけ、米国におけるパイプ製造設備に対する短期運転資金融資、インドの繊維会社の米国完全子会社に対する持分のための一部資金調達のための融資、インド製薬会社の完全子会社を通じた米国における新規設備設立のための投資に対する一部融資、ソフトウェア会社の米国子会社に対する投資のための一部融資が含まれた。輸出銀行が対外投資に対し行った支援は総額6,203億6,000万ルピーに上り、とりわけ医薬品、家具、既製服、建設、紙、紙製品、繊維、衣類、化学薬品、染料、コンピュータ・ソフトウェア及び情報技術（IT）、工業製品、医療、天然資源（石炭及び森林）、金属及び金属加工、採鉱及び鉱物、農業、農業関連製品、鉄鋼、石油及びガスを含む様々な部門を対象とした。

スタンバイ信用状（SBLC）/信用状（LC）

EOUの取引を円滑化するために、輸出銀行は、主として自身が資金提供する輸入について信用状を発行する。輸出銀行はまた、EOUが有利な利率で海外事業のための資金を調達できるようにするために保証又はスタンバイ信用状（SBLC）による金融保証を与える。2020/21年度において、輸出銀行は、2億3,000万ルピーの金融保証を行った。輸出銀行の金融保証のポートフォリオは2021年3月31日現在において136億2,000万ルピーであったが、これに対して2020年3月31日現在では173億1,000万ルピーであった。2020/21年度中、輸出銀行は、総額37億ルピーの17件のLCを開設した。輸出銀行はまた、輸出文書の交渉/回収も取扱う。輸出銀行は、661億7,000万ルピーに値する1,083の輸出文書を取扱った。

希望の星（Ubharte Sitaare）プログラム

希望の星プログラム（USP）は、輸出の可能性とともに、技術、製品又は処理において潜在的な優位性を有するものの、現在、業績が低迷しているか、潜在的な成長の可能性を活用することができていないインド企業を特定することを目的としている。USPに基づく支援の性質には、インド企業に対する株式/株式に似た商品に対

する投資を通じた財務支援及び助言サービス、負債（資金の流出を伴う／伴わないファシリティ）並びに技術支援（助言サービス、補助金及びソフトローンを含む。）の組合わせによる構造化された支援が含まれる。

輸出銀行は、新たに組織された持続可能な企業開発と輸出開発という職能横断型チームを通じて、このイニシアチブを実施している。輸出銀行は、銀行、業界団体、学界及び企業などの利害関係者との協議を組織することにより、広範囲にわたる市場への働きかけを行っている。広範な机上調査及び支援活動に基づき、製薬、自動車部品、エンジニアリングソリューション、農業、ソフトウェアなどの様々な部門にわたって、100社を超える可能性のある企業によるパイプラインが開発されている。USPに基づく適合性を判断するために、選ばれた企業と集中的な議論が行われており、輸出銀行は、負債、株式又は準持分の方法で、これらの企業を支援する体制を構築中である。2021年3月31日現在、輸出銀行は、資金の流出を伴う及び伴わない5つのファシリティに対する総額9億6,000万ルピーの融資を承認していた。輸出銀行は、プログラムに基づく活動について、適格企業の選定並びに実施活動の見直し及び監視を含む必要な指針を規定するため、社内外の有識者からなる諮問委員会を設置している。輸出銀行はまた「希望の星（Ubharte Sitaare）」という明確なブランド・アイデンティティを創造し、その支援活動を推進している。

ジョイント・ベンチャー

1996年に輸出銀行により民間部門会社として構想され、立ち上げられたGPCLリミテッドは、輸出銀行と他の9の高評価を得ている民間部門及び公的部門の企業とのジョイント・ベンチャーである。GPCLリミテッドは、農業、エネルギー、工業、鉱業、運輸、水資源などの部門における産業リーダー間のパートナーシップによるシナジー効果を通じて先駆的なコンセプトを実現した。2020/21年度においてGPCLリミテッドは、調達機能を中心に、入札に関する助言、調達トレーニング、電子調達ソリューション、プロジェクトの認定、予備の実現可能性調査、報告書の作成及びレビューなどの分野を対象にサービスの幅を広げており、貸手の立案者として機能し、プロジェクトについてのデュー・デリジェンス、プロジェクトの監視、評価、能力開発並びに二国間及び多国間の貸付機関に対する様々な支援サービスを実施している。2020/21年度において、同社は4,771万ルピーの総収入を記録し、税引前利益は1,126万ルピーとなった。

モーリシャスのククザ・プロジェクト・デベロップメント・カンパニー（KPDC）は、アフリカにおけるインドによるインフラ・プロジェクトへの参画を促進するため、輸出銀行がアフリカ開発銀行（AfDB）、SBI及びインフラストラクチャー・リーシング・アンド・ファイナンシャル・サービス（IL&FS）グループとともに共同でプロモーションを行っているもうひとつのジョイント・ベンチャー企業である。KPDCの合計授權資本は2,500万米ドルであり、IL&FSから41%、AfDBから20%、SBIから19.5%及び輸出銀行から19.5%が拠出された。IL&FSが資本金を払込むことができなかったため、輸出銀行は理事会の承認を得てIL&FSの株式の一部を引受け、2021年3月31日現在、その持分を40.0%まで増加させた。KPDCは2020/21年度において98万米ドルの損失を計上したが、2022/23年度以降においては利益を見込んでいる。

輸出のファシリテーター

輸出銀行 - 北東部地域の中小零細企業的能力開発に関するUNDPの協力

輸出銀行及び国連開発計画（UNDP）は、「輸出競争力のための北東インドの中小零細企業的能力開発」プロジェクトを共同で実施している。かかるイニシアチブは、北東部地域においてより強固な中小零細企業を生み出し、輸出を拡大することを目指している。かかるプログラムの主要な戦略は、インド政府の「東方政策」に基づく新たな機会を特定することである。かかるプロジェクトはアッサム州及びミゾラム州に焦点を当てている。

かかるプロジェクトに基づき2020/21年度に実施された主なイニシアチブには、COVID-19により中小零細企業が直面した問題を特定するためのスコーピング調査の実施、バイヤー・セラー・ミーティングの開催、有機農業、織物、手織物及び手工芸部門における能力開発及び技術トレーニング・プログラムの企画並びに様々な政府部門が提供する便益を理解するための起業家向けの「AgroLoomCraft」データベースに基づく知識プラットフォームの設定などが含まれる。かかるプロジェクトにおける能力開発プログラムの顕著な例は、アイザウルの織物工のための製品多様化を目指して組織化されたスキルアップ研修プログラムであり、特にPPEキットの生産に関しては、かかる地域の様々な政府機関に供給されている。さらに、2020年10月には、輸出銀行及びUNDPの協力メカニズムの支援のもと、中小零細企業が直面する課題に関する知識や経験を交換し、機会を探ることを目的とした「北東インドの中小零細企業部門におけるCOVID-19の影響：課題と機会」に関するウェブセミナーも開催された。このプロジェクトでは、アッサム州、ミゾラム州及びナガランド州から選ばれた起業家

のインパクトのあるストーリーをまとめたコーヒーテーブルブックが、ウェブセミナーの期間中に立ち上げられた。

Exim Mitra

輸出入銀行のExim Mitraポータルは、輸出入業者に対し幅広い貿易情報サービスを提供している。かかるポータルは、中小零細企業の起業家間における情報及び貿易金融及び信用保険制度の利用可能性の非対称性を軽減することに貢献している。かかるプラットフォームはまた、貿易関連のデータ及び情報を網羅的に提供し、利用者がその国際化努力のために情報に基づく意思決定を行うことを可能にするものである。これには特に、製品及び市場全体の需要の評価、市場基準、衛生／植物検疫上の要件に関する情報、米国及びEUのような主要市場における規則及び規制、さまざまな部門にわたる政府の奨励金、支援機関の関連連絡先情報、世界中からの出荷のコスト及び期間並びに国の格付けなどが含まれる。

輸出入銀行はまた、商業銀行及び信用保険機関と緊密に連携し、輸出業者に対し情報及び指導を提供している。輸出入銀行は、このポータルを通じて金融サービスを促進するため、16の銀行／金融機関と提携している。

かかるポータルには、輸出業者及び輸入業者の特定の問い合わせに対応するヘルプライン部門もある。2021年3月31日現在、Exim Mitraはさまざまな産業部門の輸出業者からの1,050を超える問い合わせに対応していた。質問の大半は農業製品及び食品並びに繊維及び衣料品などの労働集約部門の中小零細輸出業者からのものであった。

また、2020/21年に輸出入銀行は、「Exim Connect」という月刊電子ニュースレターによる輸出関連情報の発信を開始した。電子ニュースレターは、焦点を当てた部門に関する情報、最新の貿易に関する通達、海外貿易ニュースのハイライト、FAQ、今後のイベント並びにSPS及びTBTアラートから構成されている。

ビジネス・エクセレンス賞

輸出入銀行及びインド産業連盟(CII)は1994年に、インド企業が採用する総合的品质管理のベストプラクティスのための「CII及び輸出入銀行のビジネス・エクセレンス賞(CII-Exim Bank Award for Business Excellence)」を通じてインド企業の「エクセレンス」を促進するために提携した。かかる賞は、欧州品質管理財団のモデルに基づいている。2020年には、8の企業が様々なレベルの評価。Godrej & Boyce Mfg. Co. Ltd. のゴドレジ・プレジジョン・エンジニアリング部門がCII及び輸出入銀行のビジネス・エクセレンス賞を受賞した。

国際経済研究アニュアル・アワード

国際経済研究アニュアル・アワード(International Economic Research Annual Award)は、1989年に輸出入銀行が創設した賞である。かかる賞の目的は、インド国内外の大学及び学術機関に所属するインド国民による、国際経済学、貿易、開発及び関連融資に関する研究を推進し、博士号取得につなげることである。かかる賞は35万ルピー及び表彰状から成る。2019年は、Shoumitro Chatterjee博士の「貿易及び経済開発に関する論文」と題する博士論文が受賞した。Chatterjee博士は、2018年に米国プリンストン大学の学位を取得した。

インド輸出入銀行BRICS経済研究アニュアル・アワード

2016年にBRICS銀行間協力メカニズムの議長を務める間、輸出入銀行は、国際経済、貿易、開発及び関連融資の分野において、BRICS加盟国にとって現代的に関連性のあるテーマに関する先進的な博士研究を奨励及び活性化することを目的とし、BRICS経済研究アニュアル・アワードを創設した。150万ルピー及び表彰状から成るこの賞は輸出入銀行により支援される。かかる賞は、5のBRICSメンバー国のいずれかに所属する国民及び優れた博士研究活動を対象にしている。2020年は、Adam Yao Liu博士による「権威主義的制度における市場の構築：中国の銀行発展の政治経済」と題する博士論文が受賞した。Liu博士は、2018年に米国スタンフォード大学の学位号を取得した。

草の根事業政策及び開発(GRID)

輸出入銀行は、その草の根事業政策を通じて、通常インドの地方に拠点を置く小企業及び零細企業のグローバル化を支援する予定である。このプログラムは、インドの伝統工芸家、職人及び地方の起業家のために幅広い機会を創出することで、社会の恵まれない部門の社会経済的ニーズに対処することを主要な目的としてい

る。これを推進するために、輸出入銀行は、貸付及び与信供与双方の形式で、能力開発訓練のための金融支援を提供している。

ワークショップ及びトレーニング・プログラム

2020/21年度において様々なワークショップ及びトレーニング・プログラムが輸出入銀行により実施された。

輸出のプロモーター

研究及び分析

輸出入銀行の研究及び分析グループは、定性的及び定量的な研究手法を通じて世界の経済、貿易、投資についての様々な見識を示している。地域、部門及び政策に関連した研究における広範な分類に基づいて行われたかかるグループの研究活動は、オケーショナル・ペーパー、ワーキング・ペーパー、特別出版物及び書物などの形で公表される。当年度中、19の研究調査が公表された。これらは以下を含む：

1. CLMVにおけるインフラ整備：インドの機会
2. インドと日本の貿易関係強化の展望
3. BRICS：貿易、投資及び事業協力の促進
4. インドとバングラデシュのパートナーシップの強化：地域開発の道筋の開拓
5. バリューチェーンの構築：インド及びASEANの機会
6. インドとアフリカの医療：展望及び機会
7. インドのレアアース元素の確保
8. インドにおけるデジタル・マニュファクチュアリング
9. インドのアパレル部門の概要と今後の方向性
10. インドからの農産物輸出の促進
11. WTO：世界貿易とインド
12. 中国における銀行普及の政治的起源と企業レベルの結果
13. カウンタートレード戦略：国際比較とインドの視点
14. インドの国際貿易に対するCovid-19の影響：戦略と政策展望
15. 自立したインド：注力すべきアプローチと戦略部門
16. マンディ：インドにおける競争及び農民所得
17. ケララからの輸出促進：洞察と政策的視点
18. 東北インドの中小零細企業：輸出競争力のための能力開発
19. カルナタカからの輸出強化

輸出先行指数

輸出入銀行は、インドの輸出動向を追跡及び予測するために、インドの輸出先行指数(ELI)を生成するためのモデルを組織内で開発した。ELIは、インドの輸出の見通しを測るものであり、インドの輸出に影響を与える可能性のある複数の外的及び国内要因に基づきインドの四半期ごとの総商品及び石油以外の輸出の成長を予測するものである。

輸出入銀行の予測は、対応する四半期の6月、9月、12月及び3月の第1週に公表され、モデルは継続的に改善されている。それにより示される結果は、とりわけ政策立案者、研究者及び輸出業者などにとって興味深いものとなる可能性がある。

情報提供及びアドバイザリー・サービス

輸出入銀行は金融プログラムを補完する幅広い情報提供サービス、アドバイザリー・サービス、サポートサービスを提供する一方で、政策銀行としての役割も担っている。これらのサービスは、州政府、インドの公営及び民間部門並びに海外の企業を含む輸出入銀行の利害関係者へ提供される。サービスの対象には、州政府に対する政策投入及び政策文書、インド国内及び海外におけるマーケットに関連する情報、部門及び実現可能性の調査、テクノロジーサプライヤー認定、パートナー検索、能力開発訓練、投資促進及びジョイント・ベンチャー開発を含む。

輸出入銀行はまた、密接な助言サービス及びコンサルティング・サービスを通じて、発展途上世界における数多くの機関に支援を提供している。2020/21年度中、サウジ輸出入銀行は、過去の任務に続いて、製品マニュアル及び評価方針の見直しに対する輸出銀行の支援を要請した。業務の範囲には、前回の任務の一環としてサウジ輸出入銀行向けに輸出入銀行が開発した製品及び他の機関が開発した商品の見直しが含まれていた。サウジ輸出入銀行は、輸出入銀行による推奨事項の大半を受け入れ、その製品マニュアルにも適切な修正が加えられている。

輸出の促進のための支援

輸出入銀行は州政府と協力し、州レベルの輸出実績及び潜在能力を評価し、それらの貿易競争力を開発するための戦略を説明してきた。

2020/21年度中、輸出入銀行は2つの州レベルの輸出調査を実施した。最新のものは「カルナタカからの輸出の強化」であった。「カルナタカからの輸出の促進：洞察及び政策の視点」と題された研究は、ケーララ州政府のNORKA、工業商務省のプリンシパル・セクレタリーであるK. El langovan博士（IAS）により発表された。

輸出入銀行はまた、2020年8月に公表された輸出準備指数（EPI）の作成に向けて、Niti Aayog（政策委員会）にも情報を提供した。EPIは、インド諸国の輸出準備度及び実績を調査し、課題及び機会を特定し、政府の政策の有効性を高め、州レベルでの円滑な規制の枠組みを強化することを意図している。

機関の連携

輸出入銀行は、多国間機関、輸出信用機関、銀行及び金融機関、貿易振興団体、投資促進理事会との間で、貿易及び投資を支援しうる環境の創出を容易にするために、協調関係及び機関の連携を築いてきた。

BRICS銀行間協力メカニズム

輸出入銀行は、BRICS銀行間協力メカニズムに基づき、インドから指名された加盟開発銀行である。輸出入銀行は、BRICS諸国の開発銀行との間に、責任融資原則に関する覚書を締結した。覚書の枠組に基づき、加盟開発銀行は、責任ある融資の一般原則の採択の可能性を探ることに合意した。輸出入銀行はまた、2020年11月16日にロシア開発対外経済銀行（VEB.RF）によりオンラインで開催されたBRICS銀行間協力メカニズムの年次会合及び金融フォーラム並びに関連会合に参加した。

アジア輸出入銀行フォーラム

1996年、インド輸出入銀行は、アジア輸出入銀行フォーラム（AEBF）の立ち上げにおいて主導的役割を果たした。同フォーラムは、加盟機関の間における経済協力の強化及び強固な関係の構築を目的としており、それによりアジアの輸出入銀行のコミュニティにおける長期的な関係を育成している。

2020/21年度中、AEBFの第26回年次会合は、パンデミックにより開催ができなかった。しかしながら、トルコ輸出入銀行は2020年6月にバーチャル・テクニカル・ワーキング・グループ・ミーティングを主催し、全ての加盟機関が参加した。

AEBFは、研修プログラムを通じて知識共有のための健全な基盤を提供しており、加盟機関のスタッフが、とりわけプロジェクト・ファイナンス、資本市場、船舶融資、中小企業向け融資、コモディティ・ファイナンス、カンントリー・リスク及びクロスボーダー投資の多岐にわたる分野における最善慣行を学ぶ支援を行っている。パンデミックにより課された移動制限により、AEBFの指導に基づく研修プログラムはオンライン・モードを通じて組織されている。最初のオンライン研修プログラムは、2020年7月に韓国輸出入銀行により「環境及び社会的配慮と取るべき行動」をテーマに開催された。

輸出入銀行・開発金融機関間グローバル・ネットワーク(G-NEXID)

G-NEXID（輸出入銀行・開発金融機関間グローバル・ネットワーク）は、国連貿易開発会議（UNCTAD）の後援の下、インド輸出入銀行及びその他の公的開発銀行が主導して2006年にジュネーブにおいて立ち上げられた。同ネットワークは南南貿易、投資及び協力の強化の促進に努めている。

同ネットワークは、国連のMSME Day（中小企業の日）と同時に2019年6月にジュネーブにおいて直近の物理的な年次総会を開催し、それに続き2019年10月にカイロにおいて、第4回交換プログラムが、アフリカ輸出入銀行（Afeximbank）の主催で行われた。しかし、パンデミックの進行により、2020年9月23日の年次総会はオンラインで開催された。また、昨年ガーナで開催される予定であった第5回交換プログラムも延期された。

それにもかかわらず、同ネットワークは、2020年9月から11月にかけて「ブロックチェーン技術」に関する初級のオンラインプログラムを提供する機会を利用し、かかるプログラムには、世界中のG-NEXID加盟者の中から13の機関と44名の参加者が出席した。

組織の基盤

人事管理

輸出入銀行の職員は、経営学部卒、公認会計士、銀行員、エコノミスト、法律、図書館及び文書の専門家、エンジニア、言語学者、人事、マーケティング並びにITの専門家で構成され、2021年3月31日現在で345名となっている。輸出入銀行は様々なグループ研修プログラムを企画し、職員のスキルを継続的に向上させている。また、役員は、高度に専門化されたポートフォリオを取扱うためのスキルセットを強化することを目的として、イーラーニングを含むカスタマイズされた研修プログラム及びセミナーに選抜されている。

2020/21年度中、信用格付、インドの財務市場、不良資産の処理、調達政策の枠組み、オペレーショナルリスク管理、債券の数学理論、クラウドセキュリティ及び監査並びにマネーロンダリング対策など、輸出入銀行の業務に関連する様々なテーマの研修プログラム及びセミナーに224名の役員が参加した。また、ストレス管理、ワークライフ・バランス、時間管理及び個人の有効性についての研修も実施された。2020/21年度中、輸出入銀行の役員の65%が、評判の高い機関及び組織内のトレーナーが実施する58の研修プログラムに選抜された。

指定カースト、指定部族及びその他の後進諸階級の代表

2021年3月31日現在、輸出入銀行の業務に従事する345名の職員のうち、38名が指定カースト、24名が指定部族及び58名がその他の後進諸階級出身であった。指定カースト、指定部族及び後進諸階級に属する職員に対しては、平等の機会及び研修が提供される。

「2013年職場における女性に対するセクシャル・ハラスメント（予防・禁止及び救済）法」に基づく内部委員会

輸出入銀行では、職場におけるセクシャル・ハラスメントを一切認めておらず、2013年職場における女性に対するセクシャル・ハラスメント（予防・禁止及び救済）法（以下「同法」という。）並びに同法に基づき作られた規則に沿って、職場における女性に対するセクシャル・ハラスメントの予防、禁止及び救済に関する方針を採用している。輸出入銀行の従業員は全員、輸出入銀行が実施する方針を学習し、理解している。

同法に従い、輸出入銀行は、同法において定義される職場における女性へのセクシャル・ハラスメントの告発を検討するための内部告発委員会を設立した。委員会は定例会議を開催し、また輸出入銀行の全てのオフィスの従業員に向けたオンラインの啓発セッションも発足させた。2020/21年度中、内部告発委員会に寄せられた告発はなかった。

財務

輸出入銀行の総合的な財務体制により、剰余資金の投資、金融市場操作、外国為替操作及び証券取引を含む資金管理機能が働いている。輸出入銀行は、フロント/ミドル/バック・オフィスを区分しており、最先端のディーリングルームを設けている。輸出入銀行の財務活動によって借主に提供される商品の種類には、外国為替取引、輸出書類の回収/譲渡、国内及び海外の信用状/保証状発行並びに仕組ローン等が含まれる。輸出入銀行は、市場リスク軽減の目的で、費用効率の高い資金調達及びバランス・シート上のエクスポージャーのヘッジのために金融派生商品取引を利用している。輸出入銀行はインド金融ネットワークに加盟しており、証明機関であるインスティテュート・フォー・デベロップメント・リサーチ・イン・バンキング・テクノロジーから登録を受ける資格を与えられている。輸出入銀行は、インド政府証券を取引するための電子取引プラットフォームを提供している準備銀行のネゴシエイテッド・ディーリング・システム・オーダー・マッチング部門を通じて取引を行うための電子証明を所有している。輸出入銀行の証券取引又は外国為替取引は、クリアリング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド（以下「CCIL」という。）によって提供される保証付決済制度を通して行われている。輸出入銀行は、トライ・パーティ・レポ・ディーリング・システム（TREPS）のメンバーであり、CCILのレポ・ディーリング・システムである、クリアコプ・オーダー・マッチング・システム（CROMS）のメンバーである。TREPS及びCROMSとは、全ての種類の政府証券のT+0又はT+1ベースでの市場レポ取引を促進するため、CCILが導入した匿名のオーダー・マッチング・プラットフォームを利用可能にする、ストレート・スルー・プロセッシングである。

CCILは、全てのTREPS / CROMS取引の中心的なカウンターパーティとしての機能を果たしており、決済はCCILにより保証されている。輸出入銀行はまた、CCILの外国為替取引システムであるFX-クリア部門のメンバーでもある。輸出入銀行は、複数の銀行識別コードを取扱うことができる集中SWIFT（国際銀行間金融通信協会）機能（ロンドン支店と接続）を有している。

環境、社会及びガバナンス（ESG）フレームワーク

輸出入銀行は、理事会が承認した持続可能な開発 / 責任ある融資に対するESG指針を構築している。かかる指針は、ESGを標榜している各国の規制の遵守を確保することを目的としており、コンソーシアムのすべての貸手にとって共通の方針によるアプローチの進展を想定している。輸出入銀行はまた、インド銀行協会（IBA）が主導する銀行の持続可能性フレームワークについての協議にも参加している。

グリーン投資

輸出入銀行は、インド及び海外において様々なプログラムを通じて持続可能な融資を促進している。輸出入銀行は、再生エネルギー、エネルギー効率、廃棄物管理、水管理、大量輸送及び高エネルギー効率輸送などの分野におけるプロジェクトに資金拠出している。

プロセスを重視したイニシアチブ

輸出入銀行は、ESG関連パラメータに関する社内オペレーションを見直している。輸出入銀行は、エネルギー消費を最適化するために、エネルギー監査及び関連手法を採用している。ムンバイにある輸出入銀行の職員宿舎には、ソーラーパネル及びソーラー電池の街灯が設置されている。輸出入銀行は、本店の作業エリアにLED照明を設置し、洗面所には人感センサーライトを設置することで、エネルギー消費を大幅に削減している。また水の無駄を削減するために人感センサー水栓が採用されている。

さらに輸出入銀行は、会議の議題に関する書類の回覧、電子挨拶状、様々な場面や機能における電子案内状など、ワークフローのデジタル化により紙使用の削減を目指している。ビデオ会議の利用により二酸化炭素排出量が削減されている。輸出入銀行におけるイベントで花束を贈呈する代わりに、SOS児童村などの社会的意義に対する募金を受賞者の名前で行う証明書が送られるようになった。輸出入銀行はまた、贈答品などに手工芸品を調達することで、職人のコミュニティや集団を支援し、かかる工芸品をグローバルな組織ネットワークにアピールしている。

オフィス内の紙コップ及び使い捨てのペットボトルは、輸出入銀行のすべての施設において、再利用可能なガラスのマグカップやガラスのボトルに置き換えられた。日々の業務の中でのプラスチックボールペンの使用量削減のため、リサイクル可能な素材から作られた鉛筆が社員に配布されている。輸出入銀行の本店にあった人工植物は、手入れが簡単な自然植物に置き換えられた。

人を重視したイニシアチブ

輸出入銀行は、苗栽培の推進を組織し「ゴーグリーン」のイニシアチブを展開した。苗木はプーナ郊外において輸出入銀行の職員によって植えられた。輸出入銀行の職員はまた、ムンバイのタタ・メモリアル・ホスピタルと提携して、オフィス施設で開催された献血キャンプにも参加した。

輸出入銀行はCOVID-19のパンデミック時に、従業員の安全を確保するために「ワーク・フロム・ホーム」指針を実施した。オンライン医療相談、ビタミンサプリメント、消毒剤、マスク等の配布、メンタルヘルスや予防措置に関する話し合いなど、いくつかのイニシアチブが輸出入銀行によって行われた。輸出入銀行は、パンデミックの間に課されたロックダウンの間、すべての請負業者、ベンダー及び供給業者を支援した。COVID-19の影響を緩和するため、輸出入銀行のソーシャルメディア・プラットフォームを通じて認知度を高めるための措置が講じられた。

草の根事業政策及び開発

輸出入銀行は草の根事業政策及び開発（GRID）プログラムを通じて、インドの地方を拠点とする小規模及び零細企業のグローバル化に向けた取り組みを支援している。輸出入銀行は補助金の提供及びさまざまな能力開発プログラムの企画を通じて支援を行っている。

輸出入銀行は、ブーバネシュワールのAnwasha Tribal Arts & Craftsの20人の部族女性職工を対象としたオンラインのデザイン開発研修プログラムを1か月間にわたって支援した。かかる研修プログラムは、市場のトレンドに沿った、部族宝飾品の新しいデザインや試作品の開発を目的としたものであった。開発された200の試

作品は、デリーのDastkarが主催する工芸品展示会「Basant 2021」に出展された。輸出入銀行はまた、10人の熟練の職工を対象に、ラジャスタン州ファローディのウル・マルストハリ・ブンカー・ヴィカス・サミティの製品及びデザイン開発に関する45日間の研修プログラムを開催し、品質、織物技術及び素材に関する知識を深めることで、所得創出の余地を拡大した。

輸出入銀行は、ナシク及びその近隣の村の250人超の農民を対象に、高品質の新鮮なフルーツの輸出業者であるKamdhenu Foodsと共同で、地域原産のブドウの品種を改良及び支援するための一連の14の研修プログラムを支援した。かかる研修は、国際基準に適合した品質のブドウを輸出するために、限界農家に対し無残留ブドウ栽培、肥料の適正な混合及び土壌保全に関する知識を提供することを目的としたものである。かかる研修は農家が新たな輸出市場を見つける手助けとなり、その結果、Kamdhenu Foodsの輸出は40%増加し、小規模農家の所得及び生活が向上した。

ドゥルガー・プージャーのフェスティバル中に開催された文化イベントSaradotsavフェスティバルでは、輸出入銀行の支援により、15人の職人が製品の販売促進を行った。パンデミックのため、職人が自らの製品を世界中の視聴者に向けて宣伝するためのオンライン・プラットフォームが組織者によって作られた。ムンバイの世界貿易センターが主催するバーチャルHandloomフェスティバルに参加するため、40人以上の職人が輸出入銀行の支援を受けた。輸出入銀行はまた、Kala Ghoda アートフェスティバル2021と提携し、45人の職人がバーチャルフェスティバルに製品を出展するための店舗スペースを支援した。

輸出入銀行は、海外における潜在顧客の特定に対する支援を求める石油採掘、プラスチック成形部品、織物及び自動車部品に関与する4つの小規模企業と契約を締結した。

輸出入銀行は、レーの後進地域出身の女性に対し現地で入手可能な原材料を利用し、持続可能な雇用を提供することに貢献したことでラダック女性の織機協同組合（Looms of Ladakh Women's Cooperative）を支援したとして、アジア太平洋開発金融機関協会（ADFIAP）から、「現地経済開発」功労賞を受賞した。

企業の社会的責任

2020年6月、理事会は輸出入銀行の企業の社会的責任（CSR）に関する方針を承認した。2020/21年度において、輸出入銀行のCSR委員会は、6の州と1の連邦直轄領でCovid-19の救済、教育、ヘルスケア並びにスキル開発及び生活に関する12のプロジェクト/プログラムを承認した。これらの介入のいくつかは、インドの野心的な地区を対象としたものであった。

教育イニシアチブの下、輸出入銀行は受刑者の子ども、深刻な犯罪の犠牲者、貧困者及びタミル・ナードゥ州カンチプラム地区の津波被害者を対象とした宿泊設備のある高校内の学校区の建設資金を融資した。かかる建物は、敷地内に居住し、職業訓練を受ける約100人の学生のニーズに応じていく。輸出入銀行はまた、ニューデリーのKendriya Sainik Boardを通じて、41人の退役軍人の女児の教育に対し資金援助を行った。

医療及び衛生イニシアチブの下、輸出入銀行は、マハラシュトラ州サングリ地区において、Covid-19のパンデミックの救済に向けた医療機材（人工呼吸器）の調達を支援するとともに、ムンバイの地方自治体や政府の病院の医療従事者に対し保護具を提供した。マハラシュトラ州のライガッド地区では、3か月間にわたり、100世帯に衛生資材及び基本的な衛生キットが提供された。

輸出入銀行はラジャスタン州シロヒ地区の病院で、救命救急診療のための医療機器の調達に対する融資を行った。かかる機器により、医学的緊急事態の間、年間約2,500人の患者に対し救援を提供できる。アッサム州のバルベタ及びジャールカンド州のランチといった野心的な地区のがん治療病院向け放射線検査装置の調達は、医療イニシアチブの下で支援された。この2つの病院は、毎年3,000人近いがん患者のニーズに対応できるようになり、それにより都市部の病院に対する圧力減らすことができる。マハラシュトラ州パルガール地区の病院における新生児集中治療室（NICU）の改築のための資金も、CSRイニシアチブの下で調達されたものである。NICUは、ダハヌとタラサリ地域の部族コミュニティにおいて、年間200人の新生児に医療を提供し、乳児死亡率を低下させることができる。輸出入銀行はラダックのレー地区の女性組合の全天候型トイレの建設及び研修ホールの改修を支援した。

輸出入銀行は、マハラシュトラ州の口や足を使う芸術家を対象とした研修プログラムを通じて、技能開発及び生計支援に貢献した。ムンバイ首都圏では日常生活が厳しい状況にあるにもかかわらず、コロナ戦争に耐え、私心なく働き続けているムンバイの女性警察官を手助けするための「保護者の保護」と題したもう一つのイニシアチブが行われた。これらの女性警察官には、古代のアーユルヴェーダにより免疫を高めるとされている有機蜂蜜が贈られた。かかる蜂蜜は、養蜂を行う部族コミュニティ及び有機蜂蜜市場において、その多くが女性の小規模農家を訓練することで貧困の削減に焦点を当てている社会的事業から調達された。

公共苦情の是正及び監視システム（CPGRAMS）

CPGRAMSは、インド政府の省庁/部局/組織による苦情の迅速な是正及び効果的な監視を目的として開発されたオンラインウェブ対応システムである。輸出入銀行は、苦情の是正メカニズムを導入しており、借主に対する苦情是正担当役員及び借主の苦情の是正に関する上訴機関の詳細は輸出入銀行のウェブサイトを提供されている。2020/21年度中、輸出入銀行はCPGRAMSポータル上で2件の苦情を受け、規定された30日以内に回答した。

公用語政策の実施における進展状況

2020/21年度において輸出入銀行はインド政府の公用語政策の実施の強化に向けた取組みを続けた。

情報技術

輸出入銀行は、オフィス、データセンター、コンピューター及びその他の重要な機器にまたがるビジネス並びにアップグレードされたネットワークに対して高まるニーズを支援するため、ITインフラへの投資を継続する。輸出入銀行の基幹銀行システムと決済チャンネル(RTGS / NEFT及びSWIFT)との間のシームレスな統合により、資金管理の改善と資金の即時配分が支えられる。輸出入銀行は、インドの銀行業界におけるブロックチェーン基盤の技術の実現可能性を探索するために結成されたインドの銀行によるフォーラムであるバンクチェーンの初期メンバーのひとつとなった。

輸出入銀行は、ムンバイに所在するプライマリー・データセンター（DC）に対し、最先端の技術プラットフォーム及びソリューションを採用している。輸出入銀行はベンガルールに完全自動及び遠隔監視機能を備えた災害復旧（DR）サイトを有しており、これによりDRの維持における人的介入が軽減された。プライマリー・データセンター及びDRデータセンターの両方がISO 27001の認証を受けている。

COVID-19のパンデミックの間には安全なリモートアクセス技術インフラが導入され、従業員は在宅勤務が可能となった。2020/21年度中、クラウド及び機器ベースの音声・ビデオ会議設備により、利害関係者間のシームレスなビジネスコミュニケーションが可能になった。

E-ガバナンス及びE-ペイメント

業務運営、MIS、ビジネス・インテリジェンス、文書管理、ワークフロー、ネットワーク及びセキュリティのためのシステムが整備されている。輸出入銀行は、ペーパーワークを最小限に抑え、最小限の手作業でシームレスな処理を可能にする技術対応処理を開発してきた。輸出入銀行は、ナショナル・イーガバナンス・サービス・リミテッド（NeSL）のメンバーである。NeSLはクレジット・レポジトリであり、債権者から提出された認証済みの財務情報を受理し、保管し、すぐに利用できるようにする。輸出入銀行は、ネガティブリスト及び中央経済情報局から入手した情報に関する社内のオンライン・データベースを作成しており、これらの情報は貸付審査サイクルにおいて参照されている。輸出入銀行は、SWIFTアライアンス・アクセス・ソフトウェア・プラットフォームを利用して、財務及び非財務の連絡事項を各国間で安全に送信している。メッセージはフィナクル・アプリケーション（コア及びトレジャリー）で作成され、ストレート・スルー・プロセスによりSWIFTアプリケーションに送信される。

コーポレート・ガバナンス

輸出入銀行は、輸出入銀行に関連するコーポレート・ガバナンスの最善慣行を確実に遵守するよう注力し、引き続き努めている。輸出入銀行は、戦略的コントロールの枠組みを設定し、その有効性を継続的に見直している。業務及び/又は財務成績に関する事項、分析的データ及び/又は情報は、検討のため理事会及び/又は理事会の経営委員会（MC）に定期的に報告されている。輸出入銀行は理事会が承認したコンプライアンス方針を取り入れ、上級職員は、全ての適用ある法律、規則及びその他の手続き、インド政府及び/又は準備銀行並びにその他の規制当局並びに理事会が決定する政策に関するコンプライアンス事項並びに逸脱（ある場合）の理事会監査委員会（AC）への報告に対する責任を負う。2020/21年度中、輸出入銀行の理事会は会合を5回開催し、MCは会合を6回開催した。

監査委員会

輸出入銀行の理事会の監査委員会（AC）は、管理手段としての実効性を高め、法定、外部、内部又は同等の監査報告及び準備銀行検査報告において提起された問題を再調査するために輸出入銀行の全体的な監査機能部門に指示を与えている。ACは四半期及び年次の財務書類を理事会に提出する前に見直しを行う。監査委員会、2020/21年度中に6回開催された。

資産・負債管理（ALM）

輸出入銀行の資産・負債管理委員会（ALCO）は、リスク管理グループの支援とともに市場リスクの監視及び管理についての監督を行う。流動性／金利リスクは、理事会により承認された包括的なALM／流動性方針に基づき、ALCOにより管理される。ALCOの役割には、とりわけ、準備銀行又は理事会により定められた適正限度に照らしてみた輸出入銀行の通貨に関連した構造的な流動性及び金利の感応度の検討、キャッシュフローの定期的なストレス・テストの結果の監視、並びに（a）受取利息純額の感応度評価及び（b）デュレーション・ギャップ分析を用いた金利動向に対する経済価値の感度を通じて測定される金利リスクの定量に基づく適切なALM戦略を特定することが含まれる。通貨に関連した流動性ポジションの定期的なストレステストが実施され、各通貨について資金が最も不足した場合を推定して臨時資金調達計画が定期的に策定されている。バリュー・アット・リスク（予想最大損失額）は、輸出入銀行が保有するインド政府証券の売買目的及び売却可能投資ポートフォリオについて算出される。資金管理委員会は、投資及び投資の中止並びに各年度の初頭に理事会により承認され当該年度中に見直される資金管理／資金計画に従い資金調達の決定を行う。

リスク管理

理事会のリスク管理委員会（RMC）は、全行にわたるリスクの監視及び管理並びに信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに関する総合リスク管理の方針及び戦略の監督に対する責任を負う。

RMCは、多様なリスク（ポートフォリオ、流動性、金利、オフバランスシート及びオペレーショナル・リスク）に関する輸出入銀行の状況を検討し、機能横断的な部門であるALCO、FMC及び信用リスク管理委員会（CRMC）及びオペレーショナル・リスク管理委員会（ORMC）業務を監督する。ALCOはALM政策に関連する事項を扱い、輸出入銀行の全体的な市場リスク（流動性リスク、金利リスク及び為替リスク）を処理及び分析しているのに対し、CRMCは全行ベースでの信用リスクの管理及び統制を行っている。

輸出入銀行は、（様々な量的パラメータ／指標とともに質的パラメータ／指標を組み込むことにより）広範囲にわたる信用判断を補助し、信用リスクに応じた借主の内部信用格付を可能とする、高度な信用リスクモデル（CRM）を実施している。このモデルは、ファシリティの基礎となる担保に応じて、ファシリティレベルのみならず、企業レベルでも借主のリスクを評価するのに役立つ。格付委員会は、それぞれの案件に対するスポンサー担当の役員による信用格付の審査を独立して行う。ORMCは、輸出入銀行におけるオペレーショナル・リスク事象の発生状況を検討し、再発防止のための是正措置を勧告する。これには、輸出入銀行のIT資産に関し／から生じるオペレーショナル・リスクの特定、評価及び／又は計測、監視及び統制／軽減も含まれる。輸出入銀行はまた、オフィスにおける事業継続性及び障害回復計画の年次検査を実施している。各々の計画は、重大な事業継続性リスク事由及びその影響を緩和するための適切な保護措置の完全性について厳しく吟味される。

特殊状況グループ

輸出入銀行では、不良資産になるおそれのある貸付勘定の監視に重点を置き、不稼働資産の回収策を強化するため、特殊状況グループ（SSG）を設置している。かかるグループは、理事会が承認した貸付モニタリング・回収政策に基づく貸付の回収及び存続可能な不稼働資産の再生に向けた積極的な措置を講じるとともに、法的措置がとられる場合における不稼働資産勘定からの回収に重点を置いている。不稼働資産の毎月の見直しは、SSG内の委員会により行われる。輸出入銀行は、金融資産の証券化及び再建並びに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act）の規定に基づく、又は破産及び倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code）による会社法審議会（National Company Law Tribunal）への委託を通じてなされる不稼働資産の再構築、法的措置、裁判所指名の管財人を通じた資産の売却、交渉、一括決済、不稼働資産の移転及び／又は譲渡、資産の占有及び転売などによる多面的な戦略並びに不稼働資産の回収を最優先事項としている。

KYC、AML及びCFT対策

輸出入銀行は、「Know Your Customer（KYC）（顧客確認）規範、Anti Money Laundering（AML）（アンチ・マネーロンダリング）スタンダード及びCombating Financing of Terrorism（CFT）（テロ資金供与対策）」について理事会において承認された方針を有している。かかる方針は、この事項に関する準備銀行のガイドラインに準拠している。KYC、AML及びCFTの方針は、以下を対象としている。

- （a）顧客受入れ方針、
- （b）リスク管理、

- (c) 顧客認証手続き及び
- (d) 取引のモニタリング。

輸出入銀行は、リード・エルゼビア・グループである世界的な主要ビジネス関連出版社の一つ、リード・ビジネス・インフォメーションの製品で、オンライン・データベース・サービスであるバンカーズ・アキュイティ・データベースを利用している。アキュイティの改良されたグローバル・ウォッチ・リストは、世界中のすべての主要な統括組織、法執行機関及び金融規制機関から集めた包括的な警戒リストである。輸出入銀行のすべての顧客は、KYC基準に通され、自然人又は法人としての身元確認及び実質所有者としての身元確認が行われる。

KYC方針及び手順の実施は、法人借主、定期預金者、コルレス銀行及び新スタッフの採用における身元確認に及んでいる。輸出入銀行は、国際市場慣行に倣い、ウォルフスバーグ・グループのAML質問状を通じて、KYC規範の取引相手の銀行の遵守を確実にするために必要な情報を取得する。また、輸出入銀行は、場合によってその時々、特定の取引に関して、準備銀行とインド証券取引委員会が定める手続きと方法に従って情報を保持する。かかる記録は取引関係の終了日から最低5年間（取引の性質によって異なる。）にわたり保管される。チーフ・ジェネラル・マネージャーの地位にある役員が、輸出入銀行のKYC、AML及びCFT対策に責任を負う主たる役員に任命されている。KYC、AML及びCFT方針の抜粋は輸出入銀行のウェブサイトに掲載されている。

貸手の公正慣習規則

輸出入銀行は、準備銀行のガイドラインに沿って定められた貸手の公正慣習規則について理事会が承認した政策を実施している。輸出入銀行のウェブサイトに掲載されている。

情報開示の請求権

輸出入銀行は、2005年情報公開（RTI）法に定義された公的機関として同法に準拠する。インド市民は、輸出入銀行のウェブサイト上に記載のとおり、輸出入銀行のムンバイの本店における中央情報公開役員又は輸出入銀行のインドの地域事務所における副情報公開役員に連絡することにより、同法の規定に基づき情報を求めることができる。輸出入銀行は、その時々政府機関により発行されるガイドラインを遵守している。2020/21年度中、輸出入銀行は、合計166件のRTI請求（他の公的機関から輸出入銀行に移管された事案を含む。）を受領し、RTI法に基づき許容が規定される30日以内に回答した。2020/21年度中、輸出入銀行は、四半期ごとにポータルサイトであるwww.dsscic.nic.inにRTIの回答を提出した。

日本との関係

サムライ債の発行及び日本における債券の売出し

2006年2月、輸出入銀行は、初のサムライ債の発行により230億円を日本市場で調達した。この発行はインドの発行者としては15年ぶりのものであった。この債券は2011年2月に全額満期償還された。

2006年10月27日、輸出入銀行は東京において第2回サムライ債の募集を行った。これは、2006年2月の第1回債の発行に続く輸出入銀行によるサムライ市場での2回目の発行であった。この5年満期の260億円の発行の価格は、円Liborより70ベースポイント高く、第1回債の流通市場での水準を上回った。この募集に対する機関投資家からの強い反応により、発行額は当初発表された200億円から260億円に引き上げられた。この債券は2011年11月に全額満期償還された。

輸出入銀行は、2011年3月に国際協力銀行（JBIC）の新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）及びサムライ債発行支援ファシリティ（MASF）に基づき、期間10年の200億円（2億4,200万米ドルに相当）のサムライ債の発行を当該ファシリティの下で最も良い条件で行った。この債券は2021年3月に全額満期償還された。

輸出入銀行は、売出債券の発行により、日本の売出市場に参入した初のインドの機関となった。2012年4月、輸出入銀行は、3つの異なる通貨、すなわち、豪ドル、日本円及び南アフリカ・ランドにより総額1億2,400万米ドル相当の債券を発行し、これにより投資家基盤の多様化を実現した。

2013年4月、輸出入銀行は、3つの異なる通貨、すなわち、日本円、メキシコ・ペソ及びトルコ・リラによる1億7,000万米ドル相当の売出債券（外貨建て日本の一般投資家に直接売付ける債券）の発行を行い、これにより投資家基盤の多様化を実現した。さらに、2013年7月、輸出入銀行は1億5,000万米ドル相当の日本円建ての売出債券を発行した。輸出入銀行は、売出市場において受け入れられたインドで唯一の機関である。

さらに、2014年11月において、輸出入銀行は、国際協力銀行（JBIC）による部分保証が付されたサムライ債（日本の投資家に対して発行される円建て債券）の発行により1億7,200万米ドル相当を調達した。輸出入銀行は

これまでにサムライ債市場を4回利用している。輸出入銀行は、新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）史上において最もタイトなスプレッドと、初の1%を下回る最も低い利率を実現することができた。

さらに、2015年11月に、1億6,450万豪ドル及び4,280万米ドルの2本立てによる（外貨建てで日本の一般投資家に直接売り付ける）売出质券を発行した。この発行は、輸出入銀行にとり売出国市場における4回目の売出しであり、日本市場を繰返し利用する発行体として輸出入銀行の名をさらに定着させた。これらの債券は2020年11月に全額満期償還された。

2016年2月において、輸出入銀行は、1億2,000万米ドルのニンジャローン（外国企業又は機関が日本において取り決めを行うシンジケート・ローン）により日本市場を再び利用した。

輸出入銀行は、2019年9月にサムライ債市場への回帰に成功し、3年債及び5年債の固定利付トランシェで構成される320億円のデュアルトランシェを発行した。

(5)【経理の状況】

輸出入銀行の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、インドにおいて認められている会計原則に基づき作成されており、当該原則は概ね国際会計基準にも合致している。貸借対照表及び損益計算書が作成される様式及び方法は、インド輸出入銀行法第39条(2)項により政府の事前承認を受けて理事会が作成した、2020年インド輸出入銀行一般規則（随時改正される。）に規定されている。

輸出入銀行法第24条(5)項に基づき、輸出入銀行は決算日から4か月以内に政府に対し、事業年度の貸借対照表及び財務書類を監査報告書の写し及び輸出入銀行の業務報告書と共に提出し、これらは政府により議会の各院に提出される。

輸出入銀行の法定監査人は、輸出入銀行法第24条(1)項に基づき中央政府により任命される。2021年3月31日に終了する事業年度における輸出入銀行の法定監査人として勅許会計士であるJCR & Co. が任命された。

独立監査人の監査報告書

インド大統領 殿
財務書類に関する監査報告書

意見

私共は、「インド輸出入銀行」（以下「当行」という。）の添付の一般基金の財務書類、すなわち、2021年3月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した事業年度の損益計算書、キャッシュフロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報を含んだ財務書類注記から構成される財務書類について監査を行った。

私共の意見によれば、また私共の知り得る限り、かつ私共に対してなされた説明に従い、添付の財務書類は、2020年インド輸出入銀行一般規則第14条（i）及びインドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、2021年3月31日現在の当行の財務状態並びに同日をもって終了した事業年度の財務実績及びキャッシュフローについて、真実かつ公正な概観を提供している。

意見の基礎

私共は、インド勅許会計士協会（ICAI）が公表した監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私共の責任は、本報告書の「財務書類の監査における監査人の責任」の項目においてさらに記載されている。私共は、ICAIが公表した倫理規範に従い、当行から独立している。私共は、私共が入手した監査証拠は、意見の基礎を提供する上で十分かつ適切であると判断している。

追記情報

私共は、COVID-19のパンデミックの影響に関する財務書類注記29に注意を喚起する。依然として不透明な状況が続いており、輸出入銀行は直面している課題について、その状況を継続的に評価している。こうした不確実性を踏まえると、輸出入銀行の財務書類に対する影響は、今後の動向に大きく左右される。

私共の意見は、当該事項に関して修正されていない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当期の財務書類の監査における私共の専門的判断において最も重要な事項をいう。これらの事項は、財務書類全体に対する私共の監査において、また、私共の意見を形成するにあたり扱われるものであり、私共はこれらの事項について別途意見を述べるものではない。

私共は、以下の事項を本報告書において伝達すべき監査上の主要な検討事項と決定した。

連続 番号	監査上の主要な検討事項	監査上の主要な検討事項への対応
----------	-------------	-----------------

1	不稼働前払金の特定及び前払金の引当て: 前払金は当行の資産の大部分を占めており、これらの前払金の質は当行の総前払金に対する不稼働前払金（以下「NPA」という。）の比率で測定されている。2021年3月31日現在、貸付金及び前払金は、当行の総資産の77%を構成し、当行のNPA総額の割合は6.69%であった。 インド準備銀行（以下「準備銀行」という。）の所得認識及び資産分類に関するガイドライン（以下「IRAC」という。）では、NPAの特定及び分類に関する厳格な基準及びかかる資産に必要な最低限の引当金を規定している。また、当行は、定量的及び定性的な要因を用いた判断によりNPAの特定及び引当てを決定しなければならない。NPAの特定は、一定の部門におけるストレス及び流動性に関する懸念などの要因による影響を受ける。 特定されたNPAに対する引当金は、NPAの経年変化及び分類、回収率の見積り、安全性の価値並びにその他の定性的な要因に基づいて推定され、準備銀行が定めた最低引当基準に従う。 さらに、当行は、一定の部門における前払金及びNPAとなる可能性がある特定の前払金又は前払金のグループを含むNPAに分類されないエクスポージャーについても引当てを行っている。これらは、偶発債務引当金に分類される。 この点について、当行は、重要な会計方針及び財務書類の注記における注記I（ ）「資産の分類及び引当て」において、その会計方針を詳細に説明している。 NPAの特定及び前払金に対する引当ては、大幅な見積りが必要であり、全体的な監査に対する重要性を考慮した上で、私共は、NPAの特定及び引当てが監査上の主要な検討事項であることを確認した。	私共は、とりわけ以下を含む監査手続きを実施した: ・ 輸出入銀行の不良債権特定及び引当てに関する方針の検討並びにIRAC基準の遵守状況の評価 ・ NPAの特定及び引当てに関する当行の方針を検討し、IRAC基準の遵守についての評価を行った。 ・ IRACにおける既存のガイドラインに基づき減損を認識した勘定科目の特定をめぐる主要な統制（アプリケーションコントロールを含む。）の設計及び運用の有効性を理解し、評価し、検証した。 ・ 実質的な手続きの性質、時期及び範囲の決定に対する様々な内部統制並びに当行及びRBI検査の監視メカニズムに従って実施された各種監査の結果の遵守の有効性を検証した。 ・ 定量的及び定性的なリスク要因に基づき選定された借入人の勘定書及びその他の関連情報を検討した。 ・ ストレスのかかった貸付金勘定を特定するために当行が作成した早期警戒報告を検証した。 ・ 信用リスクが存在すると認められる場合に、かかるリスクを軽減するための措置に関して当行の経営者と具体的な協議を行った。 前払金に対する引当てについては、以下の手続きを実施した: ・ 前払金の引当てに関する当行のプロセスを理解した。 ・ 準備銀行規制を遵守するために経営者が実施した計算及び内部で定められた引当てに関する方針を検査した。 ・ 貸付金勘定について、NPAに分類されない貸付金勘定について当行が引当てを行った場合には、かかる引当てに対する当行の評価を検討した。
2	所得税にかかる偶発債務: 当行には、係争中の訴訟を含む重要な未解決の税務訴訟があり、これらの係争の結果を決定するために重要な判断が必要となる。 これらの未解決の税務訴訟の評価には、大幅な判断が必要であることから、私共はこれを監査上の主要な検討事項に含めた。	・ 税金負債及び税引当金の決定に関する当行のプロセスを理解した。 ・ 報告日現在未解決の税務ポジションに関する判例、その他の判決及び新たな情報を考慮した後の重要な税務リスクの可能性及び負債の水準の評価を理解するために、外部の税務専門家を関与させた。 ・ 税務当局との通信を含む根拠資料を参照し、税務書類を検討した。 ・ この点について、財務書類における開示を評価した。

3	COVID-19の発生に照らして実施された変更済監査手順： COVID-19のパンデミック、全国的なロックダウン及び中央政府／州政府／地方当局によって私共の監査期間中に課された移動制限、並びに物理的なアクセスが不可能な場合に遠隔での監査を促進するためのRBIからの輸出入銀行に対する指示により、金融機関の本店及び特定の国内事務所の施設を訪問して監査を行うことはできなかった。国内事務所／総務部門／コーポレート・オフィスの担当者との協議及び個人的な交流を通じて、対面して物理的に監査証拠を収集することができなかったことから、私共は、かかる変更済監査手続きを監査上の主要な検討事項として特定した。 したがって、私共の監査手続は遠隔で監査を実施するために変更された。	移動制限により物理的なアクセスが不可能であったため、私共は必要な記録／報告書／書類／証明書を、デジタル媒体、電子メール又は関連するその他アプリケーションソフトウェアへの遠隔アクセスを通じて入手し、当期の監査及び報告を実施するための監査証拠としてそれらに依拠した。 したがって、私共は、監査手続を次のとおり変更した： a. 物理的なアクセスが不可能な場合は、遠隔アクセス／電子メールを通じて、必要な記録／文書及びその他のアプリケーションソフトウェアの検証を電子的に実施した。 b. 輸出入銀行の安全なネットワークを通じて電子メール又は遠隔アクセスを通じて私共に提供されている書類、証書、証明書及び関連記録のスクリーンされた写しの検証を実施した。 c. ビデオ会議、電話／電話会議、電子メール及び類似のコミュニケーション経路を通じた対話及び協議を通じて質問を行い、必要な監査証拠を収集した。 d. 特定の担当者との対面での交流の代わりに、監査観察事項を、電話や電子メールを通じて解決した。
---	--	---

その他の情報

その他の情報については、当行の理事会がその責任を負っている。その他の情報は、理事会報告書、事業活動全般、経営及びコーポレート・ガバナンスに記載されている情報で構成されるが、財務書類及び財務書類に関する私共の監査報告書は含まれていない。

財務書類に関する私共の意見は、その他の情報を対象にしておらず、また、私共はそれらに対する保証又は結論を表明するものではない。財務書類の監査に関連して、私共の責任は、上記に特定されたその他の情報を読むことであり、それにより、その他の情報が財務書類と著しく矛盾していないか、また監査において私共が入手した情報に重要な虚偽表示がないかどうかを検討することである。

私共は、本監査報告書の日付より前に入手したその他の情報について実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論づけた場合には、その事実の報告しなければならない。この点について、私共が報告すべきことはない。

私共が年次報告書を読んだ結果、重要な虚偽表示があると判断した場合には、私共はガバナンスの責任者に報告する。

その他の事項

当行は、9の国内事務所、8の国外事務所及び海外に1の支店を有している。当行の国内事務所及び国外事務所の財務会計システムは一元化されている。私共は、COVID-19パンデミックのために4の国内事務所のみしか訪問することができず、その他の国内事務所及び海外の支店を訪問することができず、支店／国内事務所から受領した財務書類に記載されている会計報告書及び統計資料に依拠した。

私共の意見は、当該事項に関して修正されていない。

財務書類に対する経営者の責任

当行の経営者は、輸出入銀行法及び同法に基づき定められた規則に従って財務書類を作成し適正に表示し、不正又は誤謬であるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に対する責任を負う。

財務書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業として存続する当行の能力を評価し、適用ある場合に継続企業に関する事項を開示し、また、経営者が当行を清算する若しくは業務を停止する意図がある又はそうする以外に現実的な代替案がないと判断しない限り、継続企業の前提を用いた会計処理を行う責任を負う。ガバナンスの責任者は、当行の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私共の目的は、財務書類全体に不正又は誤謬であるかを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得ることにあり、私共の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、監査基準に従って実施される監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に常にそれを発見するという保証ではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から生じる可能性があり、これらの財務書類を基礎とした利用者の経済的意思決定に影響を与えることが、個別に又は全体として合理的に予想される場合に、重要であると判断される。監査基準に基づく監査の一環として、私共は専門的な判断を行い、監査を通じて専門家としての懐疑心を保持している。私共はさらに：

- ・不正又は誤謬であるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを特定し、評価し、それらのリスクに対応した監査手続を設計し、実施し、私共の意見の基礎を提供する上で十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は、談合、偽造、意図的な漏れ、誤表記又は内部統制の無視に関わる可能性があることから、不正により生じる重要な虚偽表示を検出しないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を検出しないリスクよりも高い。
- ・状況に応じた適切な監査手続を設計するために、監査に関連する内部統制を理解する。
- ・経営者が採用した会計方針の適切性及び会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価する。
- ・継続企業の前提を用いた経営者の会計処理の適切性、並びに入手した監査証拠に基づき、継続企業としての当行の能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかを結論付ける。重要な不確実性が存在すると私共が結論づけた場合には、財務書類における関連する開示について、私共の監査報告書において注意を喚起し、あるいは、かかる開示が不十分である場合には、私共の意見を修正しなければならない。私共の結論は、私共の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象又は状況によっては、当行が継続企業としての地位を継続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類全体の表示、構成及び内容並びに財務書類が基礎となる取引及び事象を公正な表示を達成する方法で表示しているかどうかを評価する。

私共は、とりわけ計画された監査の範囲及び時期並びに監査中に私共が特定した内部統制における重要な欠陥を含む重要な監査所見に関して、ガバナンスの責任者と意思疎通を図る。

私共はまた、ガバナンスの責任者に対して、私共が独立性に関する倫理的要件を遵守している旨の報告書を提供し、また私共の独立性に合理的に影響を与えると考えられるすべての関係及びその他の事項並びに該当する場合には関連する予防策について、情報を提供している。

その他の法的及び規制上の要件に関する報告

貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、2020年インド輸出入銀行一般規則の明細表、及びに基づき作成されている。

私共は、さらに以下のとおり報告する：

- ・ 私共は、私共の監査の目的上、私共が知り、信じる限りにおいて必要なすべての情報及び説明を求め、入手し、それらが満足できるものであることを確認した。
- ・ 本報告書で取扱う貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、会計帳簿と一致している。
- ・ 私共の知る当行の取引は、当行の権限の範囲内にあった。
- ・ 私共の監査の目的上、当行の事務所及び海外支店から受領した会計報告書、情報及び統計資料は適切であると判断された。
- ・ 私共の意見において、本報告書が取扱う上記の財務書類は、適用ある会計基準に準拠している。

JCR & CO.

勅許会計士

会計事務所登録番号 105270W

CA Mitesh Chheda

パートナー

会員番号 - 160688

UDIN: 21160688AAAAEU2953

ムンバイ

2021年 5 月18日

独立監査人の監査報告書

インド大統領 殿
監査済財務書類に関する報告書

意見

私共は、「インド輸出入銀行」（以下「当行」という。）の添付の輸出開発基金の財務書類、すなわち、2021年3月31日現在の貸借対照表及び同日をもって終了した事業年度の損益計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報を含んだ財務書類注記から構成される財務書類について監査を行った。

私共の意見によれば、また私共の知り得る限り、かつ私共に対してなされた説明に従い、添付の財務書類は、2020年インド輸出入銀行一般規則第14条（ ）及びインドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、2021年3月31日現在の当行の財務状態並びに同日をもって終了した事業年度の財務実績について、真実かつ公正な概観を提供している。

意見の基礎

私共は、インド勅許会計士協会（ICAI）が公表した監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私共の責任は、本報告書の「財務書類の監査における監査人の責任」の項目においてさらに記載されている。私共は、ICAIが公表した倫理規範に従い、当行から独立している。私共は、私共が入手した監査証拠は、意見の基礎を提供する上で十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

その他の情報については、当行の理事会がその責任を負っている。その他の情報は、理事会報告書、事業活動全般、経営及びコーポレート・ガバナンスに記載されている情報で構成されるが、財務書類及び財務書類に関する私共の監査報告書は含まれていない。

財務書類に関する私共の意見は、その他の情報を対象にしておらず、また、私共はそれらに対する保証又は結論を表明するものではない。財務書類の監査に関連して、私共の責任は、上記に特定されたその他の情報を読むことであり、それにより、その他の情報が財務書類と著しく矛盾していないか、また監査において私共が入手した情報に重要な虚偽表示がないかどうかを検討することである。

私共は、本監査報告書の日付より前に入手したその他の情報について実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論づけた場合には、その事実の報告しなければならない。この点について、私共が報告すべきことはない。

私共が年次報告書を読んだ結果、重要な虚偽表示があると判断した場合には、私共はガバナンスの責任者に報告する。

その他の事項

本報告書に記載された意見には、COVID-19により引き起こされた物理的移動に対する制約のために、当行の経営者が電子的手段で私共に提供し、私共が依拠した情報、事実及びデータが含まれている。私共の意見は、当該事項に関して修正されていない。

財務書類に対する経営者の責任

当行の経営者は、輸出入銀行法及び同法に基づき定められた規則に従って財務書類を作成し適正に表示し、不正又は誤謬であるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に対する責任を負う。

財務書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業として存続する当行の能力を評価し、適用ある場合に継続企業に関する事項を開示し、また、インド政府が当行を清算する若しくは業務を停止する意図がある又はそう

する以外に現実的な代替案がないと判断しない限り、継続企業の前提を用いた会計処理を行う責任を負う。ガバナンスの責任者は、当行の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私共の目的は、財務書類全体に不正又は誤謬であるかを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得ることにあり、私共の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、監査基準に従って実施される監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に常にそれを発見するという保証ではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から生じる可能性があり、これらの財務書類を基礎とした利用者の経済的意思決定に影響を与えることが、個別に又は全体として合理的に予想される場合に、重要であると判断される。監査基準に基づく監査の一環として、私共は専門的な判断を行い、監査を通じて専門家としての懐疑心を保持している。私共はさらに：

- ・不正又は誤謬であるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを特定し、評価し、それらのリスクに対応した監査手続を設計し、実施し、私共の意見の基礎を提供する上で十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は、談合、偽造、意図的な漏れ、誤表記又は内部統制の無視に関わる可能性があることから、不正により生じる重要な虚偽表示を検出しないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を検出しないリスクよりも高い。
- ・状況に応じた適切な監査手続を設計するために、監査に関連する内部統制を理解する。
- ・経営者が採用した会計方針の適切性及び会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価する。
- ・継続企業の前提を用いた経営者の会計処理の適切性、並びに入手した監査証拠に基づき、継続企業としての当行の能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかを結論付ける。重要な不確実性が存在すると私共が結論づけた場合には、財務書類における関連する開示について、私共の監査報告書において注意を喚起し、あるいは、かかる開示が不十分である場合には、私共の意見を修正しなければならない。私共の結論は、私共の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象又は状況によっては、当基金が継続企業としての地位を継続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類全体の表示、構成及び内容並びに財務書類が基礎となる取引及び事象を公正な表示を達成する方法で表示しているかどうかを評価する。

私共は、とりわけ計画された監査の範囲及び時期並びに監査中に私共が特定した内部統制における重要な欠陥を含む重要な監査所見に関して、ガバナンスの責任者と意思疎通を図る。

私共はまた、ガバナンスの責任者に対して、私共が独立性に関する倫理的要件を遵守している旨の報告書を提供し、また私共の独立性に合理的に影響を与えると考えられるすべての関係及びその他の事項並びに該当する場合には関連する予防策について、情報を提供している。

その他の法的及び規制上の要件に関する報告

貸借対照表及び損益計算書は、2020年インド輸出入銀行一般規則の明細表 A及び Aに基づき作成されている。

私共は、さらに以下のとおり報告する：

- ・私共は、私共の監査の目的上、私共が知り、信じる限りにおいて必要なすべての情報及び説明を求め、入手し、それらが満足できるものであることを確認した。
- ・私共の意見において、本報告書で取扱う貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿と一致している。

．私共の知る当行の取引は、当行の権限の範囲内にあった。

．私共の意見において、本報告書が取扱う上記の財務書類は、適用ある会計基準に準拠している。

JCR & CO.

勅許会計士

会計事務所登録番号 105270W

CA Mitesh Chheda

パートナー

会員番号 - 160688

UDIN: 21160688AAAAEV7577

ムンバイ

2021年 5 月18日

2021年3月31日現在の貸借対照表並びに2020/21年度の損益計算書及びキャッシュフロー計算書

一般基金

2021年3月31日現在の貸借対照表

	当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
負債の部	明細表 (単位：ルピー)	
1. 資本金	151,593,663,881	138,593,663,881
2. 準備金	26,543,243,671	24,257,259,181
3. 損益勘定	253,900,000	123,900,000
4. 債券	965,345,341,400	906,280,902,600
5. 支払手形	-	-
6. 預り金	2,051,739,943	2,348,776,136
7. 借入金	128,772,977,903	143,067,005,089
8. 流動負債及び偶発債務引当金	33,014,055,544	31,337,589,965
9. その他の負債	40,441,231,470	62,398,347,751
合 計	1,348,016,153,812	1,308,407,444,603
資産の部		
1. 現金及び銀行預金	144,922,665,318	128,790,544,979
2. 投資	100,172,242,817	108,370,660,101
3. 貸付及び前払金	1,024,413,455,089	980,515,012,545
4. 割引/再割引された為替手形及び約束手形	14,100,000,000	13,950,000,000
5. 固定資産	3,959,149,600	3,729,129,019
6. その他の資産	60,448,640,988	73,052,097,959
合 計	1,348,016,153,812	1,308,407,444,603
偶発債務		
() 引受、保証、裏書及びその他の債務	136,925,745,884	145,486,078,032
() 未決済先渡為替取引	1,504,006,991	4,925,978,657
() 引受額	-	-
() 一部払込済投資の未請求債務	180,035,910	178,542,365
() 債務として認識されていない当行に対する請求権	7,752,500,000	9,408,600,000
() 取立手形	-	-
() 参加証書	-	-
() 割引 / 再割引手形	-	-
() 当行が偶発債務を負担するその他金銭	5,580,808,626	11,049,905,466
合 計	151,943,097,411	171,049,104,520

「財務書類の注記」が添付されている。

一般基金

2021年3月31日に終了した事業年度の損益計算書

	当期 (2020/21年度)	前期 (2019/20年度)
支出	(単位：ルピー)	
1. 利子	54,181,896,186	62,519,630,086
2. 信用保険、手数料及び料金	736,601,198	573,869,341
3. 職員俸給、手当等及び退職金	946,231,917	855,494,692
4. 理事及び委員会構成員報酬及び費用	-	-
5. 監査費用	1,198,100	1,198,100
6. 賃料、税、電力及び保険料	233,717,376	224,564,022
7. 通信費	50,891,039	51,215,211
8. 訴訟費用	50,210,455	77,237,262
9. その他の費用	926,601,821	1,563,917,056
10.減価償却費	401,966,573	350,003,968
11.貸倒引当金/偶発債務引当金、投資の減損引当金	24,671,675,118	17,875,849,648
12.繰延利益	3,563,241,717	2,437,432,706
合 計	85,764,231,500	86,530,412,092
法人税引当金（776,148,307ルピーの繰延税金を控除 （前期：1,429,270,589ルピーの繰延税金を含む。））	1,023,357,227	1,198,945,128
貸借対照表繰入利益額	2,539,884,490	1,238,487,578
	3,563,241,717	2,437,432,706
収入		
1. 受取利息及び割引料	79,798,063,740	82,463,660,553
2. 為替、歩合、仲介料及び手数料	2,501,882,725	2,321,411,488
3. その他の収入	3,464,285,035	1,745,340,051
合 計	85,764,231,500	86,530,412,092
繰延利益	3,563,241,717	2,437,432,706
過年度超過所得 / 利子税引当金戻入れ	-	-
	3,563,241,717	2,437,432,706

「財務書類の注記」が添付されている。

一般基金

2021年3月31日に終了した事業年度のキャッシュフロー計算書

内容	当期 (2020/21年度) (監査済)	前期 (2019/20年度) (監査済)
(単位：百万ルピー)		
営業活動からのキャッシュフロー		
税引前及び特別項目前当期利益/(損失)	3,563.2	2,437.4
調整		
- 固定資産の売却による(利益)/損失(純額)	0.1	(1.4)
- 投資の売却による(利益)/損失(純額)	(2,715.9)	(1,364.2)
- 減価償却費	402.0	350.0
- 債券発行の割引料/発行費の償却	224.0	180.9
- 投資変動準備金からの移転	-	-
- 貸付/投資の引当金/償却並びにその他の引当金	24,671.7	17,875.8
- その他	-	-
	26,145.1	19,478.8
調整		
- その他の資産	(41,656.5)	(587.4)
- 流動負債	(45,233.8)	(2,677.3)
営業活動からの現金	(60,745.3)	16,213.9
法人税/利子税の支払	53,991.7	1,089.8
営業活動からのキャッシュフロー（純額）(A)	(6,753.6)	17,303.6
投資活動からのキャッシュフロー		
- 固定資産の購入（純額）	(632.1)	(1,800.3)
- 投資の変動（純額）	10,914.3	(13,732.6)
投資活動に使用された/からのキャッシュフロー（純額）(B)	10,282.3	(15,532.9)
財務活動からのキャッシュフロー		
- 資本注入	13,000.0	15,000.0
- 借入金（返済済みを控除後の純額）	43,775.8	128,275.5
- 貸付金、割引及び再割引された手形 （返済済みを控除後の純額）	(44,048.4)	(58,293.5)
- 株式配当及び配当税 （中央政府に移転された当期利益残高）	(123.9)	(81.7)
財務活動に使用された/からのキャッシュフロー（純額）(C)	12,603.5	84,900.3
現金及び現金等価物の純増/(純減) (A+B+C)	16,132.1	86,671.0
期首現在の現金及び現金等価物	128,790.5	42,119.5
期末現在の現金及び現金等価物	144,922.7	128,790.5

理事会を代表して

Shri N. Ramesh
副マネージング・
ディレクター

Ms. Harsha Bangari
副マネージング・
ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri Rajat Sachar

Shri K. Rajaraman

Shri Pankaj Jain

Shri Amitabh Kumar

Shri R. Subramanian

Shri Dinesh Kumar Khara

Shri M. Senthilnathan

Shri Rajkiran Rai G.

Shri A. S. Rajeev

場所：ムンバイ
日付：2021年5月18日

同日の添付報告書の通り
JCR & Co.
勅許会計士
会計事務所登録番号
105270W

(CA Mitesh Chheda)
パートナー
M. No. 160688

一般基金

2021年3月31日現在の貸借対照表の明細表

	当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
	(単位：ルピー)	
明細表： 資本金：		
1. 授權資本	200,000,000,000	200,000,000,000
2. 発行済かつ払込済資本 (全額中央政府の引受)	151,593,663,881	138,593,663,881
明細表： 準備金：		
1. 準備基金	9,008,628,207	8,470,943,717
2. 一般準備金	-	-
3. その他の準備金：		
投資変動準備金	1,939,296,400	190,996,400
減債基金(クレジット・ライン)	1,955,319,064	1,955,319,064
4. 1961年所得税法第36条(1)()に基づく 特別準備金	13,640,000,000	13,640,000,000
	26,543,243,671	24,257,259,181
明細表： 損益勘定：		
1. 添付損益計算書の残高	2,539,884,490	1,238,487,578
2. 差引：処分		
- 準備基金への繰入	537,684,490	923,591,178
- 投資変動準備金への繰入	1,748,300,000	190,996,400
- 減債基金への繰入	-	-
- 1961年所得税法第36条(1)()に 基づく特別準備金への繰入	-	-
3. 当期利益残高(1981年インド輸出入銀行 法第23条(2)により中央政府に移転可能)	-	-
	253,900,000	123,900,000
明細表： 預り金：		
(a) インド国内	2,051,739,943	2,348,776,136
(b) インド国外	-	-
	2,051,739,943	2,348,776,136

	当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
	(単位 : ルピー)	
明細表 : 借入金 :		
1 . インド準備銀行からの借入		
(a) 受託証券を担保とするもの	-	-
(b) 為替手形の振出しによるもの	-	-
(c) 国家産業信用 (長期信用業務) 基金からの借入	-	-
2 . インド政府からの借入	-	-
3 . その他の提供者からの借入 :		
(a) インド国内	-	33,499,037,358
(b) インド国外	128,772,977,903	109,567,967,731
	128,772,977,903	143,067,005,089
明細表 : 現金及び銀行預金 :		
1 . 手元現金	1,482,382	609,591
2 . インド準備銀行における預金残高	191,813,444	3,008,861,307
3 . その他の銀行における預金残高		
(a) インド国内		
() 当座勘定	6,743,703,578	4,916,751,451
() その他の預金勘定	21,000,000,000	30,000,000,000
(b) インド国外	111,088,386,576	90,864,322,630
4 . コールマネー及び短期通知貸 /CBLO/TREPSに基づく貸付	5,897,279,338	-
	144,922,665,318	128,790,544,979
明細表 : 投資 :		
(価値の減少(もしあれば)を控除後の純額)		
1 . 中央政府及び州政府の証券	93,573,740,000	88,161,170,750
2 . 株式	1,734,555,661	1,395,373,789
3 . 優先株式	-	-
4 . 債券、社債	4,863,947,156	6,284,092,933
5 . その他	-	12,530,022,629
	100,172,242,817	108,370,660,101

	当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
	(単位 : ルピー)	
明細表 : 貸付及び前払金 :		
1 . 外国政府	478,222,803,060	466,728,007,276
2 . 銀行		
(a)インド国内	93,159,800,000	33,844,251,000
(b)インド国外	1,090,304,683	907,980,000
3 . 金融機関		
(a)インド国内	-	-
(b)インド国外	50,921,812,932	50,754,924,226
4 . その他	401,018,734,414	428,279,850,043
	1,024,413,455,089	980,515,012,545
明細表 : 割引/再割引された為替手形及び約束手形 :		
(a) インド国内	14,100,000,000	13,950,000,000
(b) インド国外	-	-
	14,100,000,000	13,950,000,000
明細表 : 固定資産 :		
(減価償却額控除後の原価)		
1 . 不動産		
グロス・ベース	4,767,405,894	3,115,385,721
当期中の追加	352,677,924	1,652,020,173
当期中の処分	-	-
期末現在のグロス・ベース額	5,120,083,818	4,767,405,894
減価償却累計額	1,477,013,450	1,245,139,947
正味ベース	3,643,070,368	3,522,265,947
2 . その他		
グロス・ベース	1,185,896,824	1,051,414,176
当期中の追加	281,394,653	151,634,962
当期中の処分	34,830,444	17,152,408
期末現在のグロス・ベース額	1,432,461,033	1,185,896,730
減価償却累計額	1,116,381,801	979,033,658
正味ベース	316,079,232	206,863,072
	3,959,149,600	3,729,129,019
明細表 : その他の資産 :		
1 . 未収利息		
(a) 投資/銀行預金	11,377,940,070	8,654,668,858
(b) 貸付及び前払金	6,026,583,840	21,960,025,806
2 . その他の預金	57,572,733	57,806,538

3 . 前払法人税（純額）	4,588,507,286	7,200,365,035
4 . その他（30,557,999,846ルピーの繰延税金資産を含む。（前期： 31,334,148,153ルピー））	38,398,037,059	35,179,231,722
	60,448,640,988	73,052,097,959

		当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
		(単位：ルピー)	
明細表	： その他の費用：		
	1. 輸出促進費用	4,885,349	19,712,035
	2. データ処理費用及び関連費用	4,967,419	1,282,721
	3. 修繕維持費	300,311,862	239,923,903
	4. 印刷及び事務用品	6,612,095	10,105,161
	5. その他	609,825,096	1,292,893,236
		926,601,821	1,563,917,056
明細表	： 受取利息及び割引料：		
	1. 貸付及び前払金/割引及び再割引手形に 対する受取利息及び割引料	43,788,660,137	54,506,029,521
	2. 投資及び銀行預金に対する受取利息	36,009,403,603	27,957,631,032
		79,798,063,740	82,463,660,553
明細表	： その他の収入：		
	1. 投資の売却/再評価による純利益	2,715,922,640	1,364,165,845
	2. 土地、建物及びその他資産の売却 による純利益	(81,867)	1,425,973
	3. その他	748,444,262	379,748,233
		3,464,285,035	1,745,340,051

注： 「負債の部」の「預り金」（明細表 (a)を参照。）は、取引相手の銀行/機関によりそれと対応関係にあるルピー建の預り金/債券
に対応して当行に預けられている「オンショア」の外貨建の預り金である総額1,876万米ドル（前期:2,450万米ドル）を含む。
「資産の部」の「投資」（明細表 4を参照。）は、スワップによる総額 8 億6,000万ルピー（前期:11億2,000万ルピー）の債券を
含む。

重要な会計方針及び財務書類の注記

重要な会計方針

() 財務書類

a) 作成の基礎

インド輸出入銀行（一般基金及び輸出開発基金）の貸借対照表及び損益計算書は、インドにおいて認められている会計原則に従って作成されている。財務書類は、別段の記載がない限り、発生主義による取得原価主義に基づき作成されている。輸出入銀行により採用されている会計方針は、前年度に採用されたものと合致している。輸出入銀行の貸借対照表及び損益計算書が作成される様式及び方法は1981年インド輸出入銀行法（1981年法律第28号）第39条(2)に基づきインド政府の事前承認を得て、理事会が承認した2020年インド輸出入銀行一般規則において規定されている。一定の重要な財務上の比率／データは、2016年6月23日付のインド準備銀行（以下「準備銀行」という。）基本指示 DBR.FID.No.108/01.02.000/2015-16により「財務書類の注記」の一部として開示される。

b) 見積りの利用

一般に認められている会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣には、財務書類の日付現在の（偶発債務を含む）資産及び負債並びに引当金の報告金額並びに報告期間中の報告された収入及び支出において考慮される見積り及び仮定を用いることが求められる。経営陣は、財務書類の作成にあたり用いられた見積りは、慎重かつ合理的なものであると確信している。

() 収入の認識

収入／支出は発生主義により認識される。ただし、不稼動資産（NPA）、不稼働投資及び不良資産全体における利息、戦略的債務再編に基づく貸付に係る利子、手数料収入、コミッション、約定料及び配当金はこの限りでなく、これらは現金主義により計上される。NPAは全インドの金融機関に対して発布された準備銀行指針により定められる。輸出入銀行債券に対して提供されるディスカウント／プレミアムは当該債券の存続期間にわたって償却され、支払利息に含まれる。

() 資産の分類及び引当て

貸借対照表に計上される貸付及び前払金は、不稼動資産（NPA）に対する引当金控除後の残存している元本のみで構成される。受取利息債権は「その他の資産」に分類されている。

貸付資産は、信用力の程度及び債権資金化のための担保依存度を考慮して、正常資産、非正常資産、不良資産及び損失資産に分類されている。貸付資産の分類及び引当ては全インドの金融機関に対して発布された準備銀行指針により行われている。

() 投資

すべての投資ポートフォリオは以下の3つのカテゴリーに分類されている。

- (a) 「満期保有目的」（満期まで保有することを意図して取得した有価証券）、
- (b) 「売買目的」（短期の価格／金利の変動等の利点を利用して売買することを意図して取得した有価証券）、及び
- (c) 「売却可能」（その他の投資）。

投資はさらに以下のように分類される。

- ）政府有価証券、
- ）その他の承認を受けた有価証券、
- ）株式、
- ）社債及び債務証券、
- ）子会社／合併事業、
- ）その他（コマーシャル・ペーパー、投資信託口等）

種々の投資商品の分類、カテゴリー化、カテゴリーの変更並びに投資の評価及び引当ては、準備銀行が全インドの金融機関に対して定めた基準に従って行われている。

（ ）固定資産及び減価償却費

- (a) 固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示される。
- (b) 減価償却費は定額法により、以下の減価償却率で計上される。

資産	減価償却率
所有建物	5%
什器備品	25%
オフィス設備	25%
その他の電気設備	25%
コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア	25%
自動車	25%
携帯電話及びその他の電子機器 （技術的陳腐化の速度が速いもの）	33.33%

- (c) 事業年度中において取得した資産については、減価償却費は購入した当該年度の全期間にわたり計上され、事業年度中において売却した資産については、減価償却費は売却した年度においては計上されない。
- (d) 減価償却資産が処分、放棄、解体若しくは廃棄される場合は、剰余分若しくは不足分の純額は損益計算書において調整される。

（ ）減損

資産の帳簿価格は、内部／外部の要因に基づき、資産価値の減損処理を行い、又は（場合により）過年度に認識された減損損失を戻入れるため、各貸借対照表日付現在で見直される。減損損失は、資産の帳簿価格が回収可能な金額を上回った場合に認識される。

（ ）外貨建取引の会計

- (a) 外貨建資産及び負債は期末においてインド外国為替取引業協会（FEDAI）により通知される為替レートにより換算される。
- (b) 収入及び支出項目は事業年度中における平均為替レートにより換算される。

(c) 未決済為替契約は特定の満期時にFEDAIにより通知される為替レートにより再評価され、その結果生ずる利益 / 損失は損益計算書に計上される。

(d) 保証、引受、裏書及びその他の債務に関する偶発債務は期末においてFEDAIにより通知される為替レートにより表示される。

() 保証

保証に対する引当てはプロジェクトの完成までにおける損失の見込みを考慮して、インド輸出信用保証会社 (ECGC) の保険によりカバーされていない部分について計上されている。

() デリバティブ

当行は現在、金利スワップ、通貨スワップ、クロスカレンシー金利スワップ及び金利先渡契約等、当行の資産及び負債をヘッジするためのデリバティブ契約を扱っている。準備銀行の指針に基づき、ヘッジ目的で行われた上記のデリバティブは、発生主義で計上されている。、残存しているデリバティブ契約に関する定性的及び定量的開示は、準備銀行の基本指示「全インドの金融機関の表示、開示及び報告基準」に従って、貸借対照表日付現在で「財務書類の注記」にて報告されている。

() 職員給付引当金

(a) 準備基金、給与基金及び年金基金は、当行によって管理される確定給付制度であり、これらの基金に対する当行の拠出金は、当該年度の損益計算書に繰入れられる。

(b) 給与及び年金は、確定給付債務である。これらの債務は、予測単位積増方式で、各会計年度末に保険数理評価基準により引き当てられる。

(c) 有給休暇の現金化給付債務は保険数理評価基準により期末に引き当てられる。

() 法人税の会計

(a) 法人税引当金は関連法律に基づき納付すべき税金に基づき、留保されている。

(b) 課税所得と会計所得との一時差異に基づく繰延税金は、貸借対照表日付現在に制定若しくは実質的に制定されている税率及び税法を用いて計上される。繰延税金資産は実現が事実上確実である範囲に限り認識されている。

() 引当金、偶発債務及び偶発資産

インド公認会計士協会 (ICAI) により公表されているAS-29「引当金、偶発債務及び偶発資産」により、当行は、過去の事象の結果として現時点で当行が債務を負っており、債務の決済のためには経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、かつ、債務額を信頼しうる方法で見積もることができる場合にのみ引当金を認識する。

偶発債務は、経済的便益を有する資源が流出する可能性がほとんどない場合でない限り、開示される。

偶発資産は、財務書類で認識されることも、開示されることもない。

(x) インド会計基準 (インドAS) 実施の延期

2016年8月4日付の準備銀行の通達により、インド会計基準（インドAS）が、2018年4月1日に開始する会計期間より、2018年3月31日に終了する期間にかかる比較情報と共に、全ての銀行、ノンバンク金融事業会社（NBFC）及び全インド金融機関（AIFI）に適用された。準備銀行は、輸出入銀行に宛てた2019年5月15日付の書簡により、今後の通知までAIFIによるインドASの実施の延期を伝えた。

財務書類の注記 ― 一般基金

1. 代理人勘定

輸出入銀行は、インドの請負業者に関してイラクにおける一定の取引を円滑にするため、代理人の資格においてのみ活動しているため、インド政府（GOI）に譲渡された金額454億ルピー（前期：469億9,000万ルピー）を含め、当行に通知済の代理人勘定に保管された502億5,000万ルピー（前期520億ルピー）に相当する外貨建債権は上記の貸借対照表には含まれていない。

2. 所得税

当行の資本は全額中央政府により引受けられており、当行自身はいかなる株式資本も保有しない。1981年インド輸出入銀行法第23条(2)により中央政府に移転可能な当期利益残高は配当金と定められていない。この結果、2006年12月18日付のITA No.2025/Mum/2000号事件において国税上訴裁判所（ITAT）により下された判決により配当税は納付不要とされ、それ以降配当税に対して引当金は計上されていない。

3. (a) 偶発債務

保証は帳簿上消去されていない期限経過済み保証額6億7,000万ルピー（前期：12億ルピー）を含む。

(b) 債務として認識されていない請求権

「債務として認識されていない当行に対する請求権」として偶発債務に記載されている金額77億5,000万ルピー（前期：94億1,000万ルピー）は、当行が当行の債務不履行借主に対して提起した訴訟に対応して、かかる借主が当行に対して提起した請求／反対請求に関連するものがほとんどである。かかる請求／反対請求のいずれも当行の弁護人の見解によれば維持できないものと考えられ、かかる請求／反対請求のいずれも最終審理の段階に至っていない。専門家の助言に基づき、いかなる引当ても必要とは考えられない。

(c) 先渡為替取引、通貨／金利スワップ

() 2021年3月31日現在の未決済先渡為替取引は全額ヘッジされている。輸出入銀行は、1999年7月7日付及びその後の通達MPD.BC.187/07.01.279/1999-2000により発布された準備銀行の指針に従い資産・負債管理を目的として、デリバティブ取引（金利スワップ、金利先渡契約及び通貨金利スワップ）を行っている。また、輸出入銀行は、要求がある場合又は市場の状態に基づきそれらの取引の解消及び再開を行う。未決済のデリバティブ取引は、資産・負債管理委員会（ALCO）により監視され、理事会により審査される金利感応度の状態により捕捉される。デリバティブの信用リスク相当額は、準備銀行により規定された「カレント・エクスポージャー」方式に従い算出される。デリバティブの公正価額及び1ベース・ポイントの変化に対する価格価値への影響（PV01）は、準備銀行により規定されるとおり、「財務書類の注記」中に個別に開示されている。先渡為替取引の開始日に発生するプレミアム又はディスカウントは、取引期間にわたって償却される。先渡為替取引の解約において発生した利益又は損失は、当該年度の収入又は支出として認識される。

() 当行は、顧客及び非顧客に対する外貨とルピー間の長期スワップの提供における「マーケット・メーカー（値付け業者）」となることを認められている。

(d) 為替変動による利益／損失

外貨建の資産又は負債は、期末においてインド外国為替取引業協会（FEDAI）により通知される為替レートにより換算される。収入及び支出項目は事業年度における平均為替レートにより換算される。当期の外貨建て取引における利益剰余金の上記の換算による想定利益は8,000万ルピー（前期は5億3,000万ルピーの想定損失）であった。

4．2006年零細・中小企業法に基づく零細・中小企業に関する開示：零細・中小企業に対する支払遅延の報告例は存在していない。

5．インド準備銀行により要求される追加情報

5.1．資本金

(a)

(単位：十億ルピー)

	内容	2021年3月31日現在	2020年3月31日現在
()	株主資本	139.58	126.86
()	その他Tier 1資本	5.00	5.00
()	Tier 1資本合計(+)	144.58	131.86
()	Tier 2資本	11.42	10.10
()	資本合計(Tier 1 + Tier 2)	156.00	141.96
()	リスク資産合計(RWAs)	602.47	705.18
()	株主資本比率(RWAsに対する株主資本の比率)	23.17%	17.99%
()	Tier 1比率(RWAsに対するTier 1資本の比率)	24.00%	18.70%
()	自己資本比率(CRAR)(RWAsに対する資本合計の比率)	25.89%	20.13%
()	インド政府による当行の株式所有比率	100%	100%

()	インド政府により注入された株主資本	13.00	15.00
()	Tier 1資本調達額：内訳 a)非累積永久優先株式（PNCPS） b)永久債券（PDI）	なし なし	なし なし
(x)	Tier 2資本調達額：内訳 a)負債性資本証券 b)非累積永久優先株式（PNCPS） c)非累積償還可能優先株式（RNCPS） d)累積償還可能優先株式（RCPS）	なし なし なし なし	なし なし なし なし

(b) Tier 2 資本として2021年3月31日現在未償還で残存する劣後債務の金額はなし（前期：なし）である。

(c) リスク加重資産

（単位：十億ルピー）

	内容	2021年3月31日現在	2020年3月31日現在
()	「オン」・バランス・シート項目	461.85	544.47
()	「オフ」・バランス・シート項目	140.62	160.71

(d) 貸借対照表日付現在の株式保有形態： 全額インド政府による引受け

- ・ CRAR及びその他の関連指標は金融機関（FI）のために準備銀行が定める現行の自己資本基準により定められている。
- ・ 準備銀行により指示される修正枠組み（バーゼル 基準を含む。）はまだ草案の段階である。当行は、バーゼル 基準の発効日からCRAR決定のためにバーゼル 基準を実施する予定であるが、準備銀行による最終的な通知はまだである。

5.2 任意準備金及び引当金

(a) 正常資産に対する引当金

（単位：十億ルピー）

	内容	（2020/21年度）	（2019/20年度）
()	正常資産に対する引当金	0.87	1.10

(b) COVID-19規制パッケージに関する準備銀行通達に基づき引当金が計上された勘定に関する開示

「COVID-19規制パッケージ - 資産の分類及び引当て」に関する2020年3月27日付の準備銀行通達 DOR.No.BP.BC.47/21.04.048/2019-20(以下「規制パッケージ」という。)、2020年4月17日付の DOR.No.BP.BC.63/21.04.048/2019-20及び2020年5月8日付のDOR. FID.No.8140/01.02.000/2019-20に関し、貸付機関は、支払猶予が与えられ、資産の分類による便益を与えられた勘定に関し計上した引当金を開示することを求められている。かかる引当金の詳細は以下の通りである。

（単位：十億ルピー）

内容	（2020/21年度）	（2019/20年度）
借主の数	3	7
2021年3月31日現在の貸付金残高	0.5	2.84

支払期限を過ぎた金額	0.001	0.075
資産の分類による便益を与えられた金額	0.5	2.84
引当金	0.05	0.14

(c) 変動引当金

(単位：十億ルピー)

	内容	(2020/21年度)	(2019/20年度)
(a)	期首の変動準備金勘定	-	-
(b)	期中の変動準備金への割当て	-	-
(c)	期中の引出し額	-	-
(d)	期末の変動準備金勘定	-	-

5.3. 資産の質及び個別引当金

(a) 不稼働前払金

(単位：十億ルピー)

	内容	(2020/21年度)	(2019/20年度)
()	NPA（純額）の前払金（純額）に対する割合(%)	0.51%	1.77%
()	NPA（総額）の変動		
(a)	期首	93.62	116.78
(b)	期中の増加	14.92	21.06
(c)	期中の減少	34.41	44.22
(d)	期末	74.13	93.62
()	NPA（純額）の変動		
(a)	期首	17.57	22.88
(b)	期中の増加	5.33	9.03
(c)	期中の減少	17.57	14.34
(d)	期末	5.33	17.57
()	NPA引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	76.05	93.90
(b)	期中の引当金の積立て	24.71	20.88
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	31.96	38.73
(d)	期末	68.80	76.05

(b) 不稼働投資（NPI）

(単位：十億ルピー)

	内容	(2020/21年度)	(2019/20年度)
()	NPI（純額）の投資（純額）に対する割合(%)	0.31%	0.15%

()	NPI（総額）の変動		
(a)	期首	6.02	5.55
(b)	期中の増加	1.69	0.67
(c)	期中の減少	0.66	0.20
(d)	期末	7.05	6.02
()	NPI（純額）の変動		
(a)	期首	0.17	0.34
(b)	期中の増加	0.19	0.05
(c)	期中の減少	0.05	0.22
(d)	期末	0.31	0.17
()	NPI引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	5.86	5.21
(b)	期中の引当金の積立て	0.99	0.84
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	0.11	0.19
(d)	期末	6.74	5.86

(c) 不稼働資産(a+b)

(単位：十億ルピー)

	内容	(2020/21年度)	(2019/20年度)
()	NPA（純額）の純資産（前払金 + 投資）に対する割合(%)	0.50%	1.61%
()	NPA（前払金（総額）+ 投資（総額））の変動		
(a)	期首	99.64	122.33
(b)	期中の増加	16.61	21.73
(c)	期中の減少	35.07	44.42
(d)	期末	81.18	99.64
()	NPA（純額）の変動		
(a)	期首	17.74	23.22
(b)	期中の増加	5.52	9.08
(c)	期中の減少	17.62	14.56
(d)	期末	5.64	17.74
()	NPA引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	81.91	99.11
(b)	期中の引当金の積立て	25.70	21.72
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	32.07	38.92
(d)	期末	75.54	81.91

[次へ](#)

5.4 再編された勘定の内容：当期

(単位：十億ルピー)

連 続 番 号	再編の種類	細目	CDRメカニズムに基づく					中小企業（SME）債務再編メカニズムに基づく					その他					合計
	資産の分類		正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	
1	当期末日現在の再編勘定(期首の金額)	借主の数	3	-	8	-	11	-	-	2	-	2	3	-	9	-	12	25
		残高	0.14	-	2.48	-	2.62	-	-	0.01	-	0.01	2.45	-	8.60	-	11.05	13.68
		引当金	0.07	-	2.48	-	2.55	-	-	0.01	-	0.01	2.18	-	7.77	-	9.95	12.51
2	期中の新規再編/追加	借主の数	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	4
		残高	-	-	0.06	-	0.06	-	-	-	-	-	-	-	2.13	-	2.13	2.19
		引当金	-	-	0.06	-	0.06	-	-	-	-	-	-	-	2.13	-	2.13	2.19
3	期中に再編正常分類に改善	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	期末現在、引当金増額及び/又はリスク加重の追加を中止した再編正常前貸し。したがって、次期の期首に再編正常前貸しとして表示の必要がないもの	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	期中の再編勘定のダウングレード/減少	借主の数	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	4
		残高	0.07	-	1.20	-	1.27	-	-	-	-	-	2.22	-	1.52	-	3.74	5.01
		引当金	0.03	-	1.20	-	1.23	-	-	-	-	-	2.15	-	0.69	-	2.84	4.08
6	期中の再編勘定の償却	借主の数	-	-	3	-	3	-	-	1	-	1	-	-	2	-	2.00	6
		残高	-	-	0.31	-	0.31	-	-	-	-	-	-	-	0.75	-	0.75	1.06
		引当金	-	-	0.31	-	0.31	-	-	-	-	-	-	-	0.75	-	0.75	1.06
7	期末日現在の再編勘定（期末の金額）	借主の数	2	-	5	-	7	-	-	1	-	1	1	-	10	-	11	19
		残高	0.08	-	1.02	-	1.10	-	-	0.01	-	0.01	0.24	-	8.45	-	8.69	9.79
		引当金	0.04	-	1.02	-	1.06	-	-	0.01	-	0.01	0.03	-	8.45	-	8.49	9.55

前期：

(単位：十億ルピー)

連続 番号	再編の種類	細目	CDRメカニズムに基づく					中小企業（SME）債務再編メカニズムに基づく					その他					合計
	資産の分類		正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	
1	当期末日現在の再編勘定(期首の金額)	借主の数	5	-	8	-	13	1	-	2	-	3	4	1	10	-	15	31
		残高	1.41	-	2.81	-	4.22	0.01	-	0.02	-	0.03	2.55	1.14	7.87	-	11.56	15.81
		引当金	0.34	-	2.74	-	3.08	0.002	-	0.02	-	0.02	0.40	0.22	5.64	-	6.26	9.36
2	期中の新規再編/追加	借主の数	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2
		残高	-	-	1.15	-	1.15	-	-	-	-	-	-	-	1.53	-	1.53	2.68
		引当金	-	-	1.15	-	1.15	-	-	-	-	-	1.80	-	2.80	-	4.60	5.75
3	期中に再編正常分類に改善	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	期末現在、引当金増額及び/又はリスク加重の追加を中止した再編正常前貸し。したがって、次期の期首に再編正常前貸しとして表示の必要がないもの	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	期中の再編勘定のダウングレード/減少	借主の数	2	-	1	-	3	1	-	-	-	1	1	1	2	-	4	8
		残高	1.26	-	1.48	-	2.74	0.01	-	-	-	0.01	0.10	1.14	0.82	-	2.06	4.81
		引当金	0.27	-	1.41	-	1.68	0.002	-	-	-	0.002	0.03	0.22	0.68	-	0.93	2.61
6	期中の再編勘定の償却	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	期末日現在の再編勘定（期末の金額）	借主の数	3	-	8	-	11	-	-	2	-	2	3	-	9	-	12	25
		残高	0.15	-	2.48	-	2.63	-	-	0.02	-	0.02	2.45	-	8.58	-	11.03	13.68
		引当金	0.07	-	2.48	-	2.55	-	-	0.02	-	0.02	2.17	-	7.76	-	9.93	12.50

[次へ](#)

5.5．不稼働資産の変動

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
4月1日現在のNPA総額（期首残高）	93.62	116.78
期中の新規NPA	14.88	17.72
金利	0.04	0.11
為替変動	(1.34)	3.24
小計（A）	107.20	137.85
減少：		
（ ）改善	-	1.47
（ ）回収（改善された勘定からの回収分を除く。）	4.03	9.67
（ ）技術的/規制上の償却	28.13	28.10
（ ）上記（ ）以外の償却	0.91	4.99
（ ）為替変動	-	-
小計（B）	33.07	44.23
3月31日現在のNPA総額（期末残高）（A-B）	74.13	93.62

NPA総額は、2015年7月1日付の準備銀行基本通達DBR.No.BP.BC.2/21.04.048/2015-16の別紙第C-2部に基づく。

5.6．償却及び回収

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
4月1日現在の技術的/規制上の償却勘定（期首残高）	62.68	32.92
増加：期中の技術的/規制上の償却	28.13	28.10
増加：為替変動	0.71	1.80
小計(A)	90.10	62.82
減少：以前の技術的/規制上の償却勘定の期中の回収(B)	0.91	0.13
3月31日現在の期末残高（A-B）	89.19	62.69

5.7．海外における資産、NPA及び収入

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
資産総額	42.74	49.85
NPA総額	2.62	2.96
収入総額	2.08	3.34

上記の数値は、2010年10月に事業を開始した当行のロンドン支店に関するものである。

5.8．投資の減損及び引当金

(単位：十億ルピー)

	内容	2020/21年度	2019/20年度
--	----	-----------	-----------

(1)	投資		
()	投資総額	122.61	129.14
(a)	インド国内	121.66	128.30
(b)	インド国外	0.95	0.84
()	減損引当金	22.43	20.77
(a)	インド国内	21.80	20.18
(b)	インド国外	0.63	0.59
()	投資純額	100.18	108.37
(a)	インド国内	99.86	108.12
(b)	インド国外	0.32	0.25
(2)	投資の減損引当金の変動		
()	期首	20.77	20.12
()	増加: 期中に積立てられた引当金	2.94	2.57
()	期中における投資変動準備金勘定からの充当 (もしあれば)	-	-
()	減少: 期中の超過引当金の償却/戻入れ	1.28	1.92
()	減少: 投資変動準備金勘定への繰入れ(もしあれば)	-	-
()	期末残高	22.43	20.77

5.9. 引当金及び偶発債務

(単位: 十億ルピー)

損益計算書中の「支出」項目下の「引当金及び偶発債務」の内訳	2020/21年度	2019/20年度
投資の減損引当金	0.24	(1.54)
NPA引当金	(7.46)	(17.95)
法人税引当金	1.02	1.20
その他引当金及び偶発債務*	2.31	1.48

* 銀行保証のための引当金による20億3,000万ルピー(前期: 11億9,000万ルピー)、カントリーリスク引当金による1,000万ルピー(前期: 2億9,000万ルピー)及びヘッジされていない外国為替エクスポージャーを有する法人に対するエクスポージャーによる2億6,000万ルピー(前期: なし)を含む。

5.10. 引当率

内容	2020/21年度	2019/20年度
引当率	96.74%	88.76%

5.11. 期中に報告された詐欺行為及び計上された引当金

13件による140億8,000万ルピー(前期: 6件による37億6,000万ルピー)は、2020/21年度中に詐欺行為として申告された前払金を示している。2020/21年度に報告された詐欺行為に関して、2021年3月31日現在の残高に対して全額引当金が計上されている。

6. 投資ポートフォリオ: 構成及び運用

6.1 . レポ取引

当期：

(単位：十億ルピー)

内容	期中最低残高	期中最高残高	期中の1日の 残高平均	2021年3月31日 現在の残高
レポに基づく売却証券				
）政府証券	-	-	-	-
）社債	-	-	-	-
リバース・レポに基づく買取証券				
）政府証券	-	-	-	-
）社債	-	-	-	-

前期：

(単位：十億ルピー)

内容	期中最低残高	期中最高残高	期中の1日の 残高平均	2020年3月31日 現在の残高
レポに基づく売却証券				
）政府証券	-	-	-	-
）社債	-	-	-	-
リバース・レポに基づく買取証券				
）政府証券	-	-	-	-
）社債	-	-	-	-

6.2．債券投資の発行者別内訳の開示

当期：

(単位：十億ルピー)

連続 番号	発行者	金額	金額			
			私募により行 われた投資	保有する「投機 的格付」証券	保有する「無格 付」証券	保有する「非上 場」証券
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	PSU	-	-	-	-	-
2	FI	1.27	1.27	-	0.06	1.27
3	銀行	0.002	0.002	-	-	-
4	民間企業	27.45*	27.39	0.44	5.38	24.28
5	子会社 / 合併事業	0.003	0.003	-	0.003	0.003
6	その他	0.02	0.02	-	-	0.02
7	積立てられた減損引当金 #	22.43	-	-	-	-
	合 計	28.74	28.69	0.44	5.44	25.57

積立てられた引当金は総額のみを(3)の列で開示している。

* このうち、202億ルピーは資産整理会社（ARC）発行の担保証券に対する投資であり、67億9,000万ルピーは貸付金再編の一環として取得した株式 / 債券に対する投資である。

上掲 (4)、(5)、(6)及び(7)の列に計上されている金額は相互排他的ではない。

前期：

(単位：十億ルピー)

連続 番号	発行者	金額	金額			
			私募により行 われた投資	保有する「投機 的格付」証券	保有する「無格 付」証券	保有する「非上 場」証券
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	PSU	-	-	-	-	-
2	FI	1.52	1.52	-	0.06	1.52**

3	銀行	0.002	0.002	-	-	-
4	民間企業	39.43	39.25	-	17.26	36.09*
5	子会社 / 合併事業	0.003	0.003	-	0.003	0.003
6	その他	0.02	0.02	-	-	0.02
7	積立てられた減損引当金 #	20.77	-	-	-	-
	合 計	40.98	40.80	-	17.33	37.64

積立てられた引当金は総額のみを(3)の列で開示している。

* このうち、204億2,000万ルピーは資産整理会社（ARC）発行の担保証書に対する投資であり、27億7,000万ルピーは貸付金再編の一環として取得した株式 / 債券に対する投資である。

** このうち、11億2,000万ルピーは準備銀行の承認を得て行われた米ドル/ルピー間のスワップによるものである。

上掲 (4)、(5)、(6)及び(7)の列に計上されている金額は相互排他的ではない。

6.3 . 満期保有 (HTM) 分類の売却及び振替

2021年3月31日終了年度において、輸出入銀行は、簿価総額97億8,000万ルピー（前期：なし）の政府証券を、満期保有（HTM）分類から売却可能（AFS）分類に振替えた。これは、準備銀行により認められる有価証券の振替であり、期首時点（2020年4月1日現在）のHTM分類におけるポートフォリオの16%に値した。2021年3月31日現在、HTMの分類において保有される政府証券の時価は162億3,000万ルピー（前期：101億3,000万ルピー）であり、同日現在の簿価を上回っていた。

7 . 購入/売却された金融資産の詳細

7.1 . 資産整理のために証券化会社/整理会社に売却された金融資産の詳細

A. 売却の詳細

（単位：十億ルピー）

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
()	勘定の数 (件)	なし	3
()	SC/RCに売却された勘定の総価額 (引当金控除後)	なし	0.70
()	対価総額	なし	2.25
()	過年度譲渡勘定に対して実現した追加対価	なし	1.97
()	簿価純額に対する利益 / (損失) 総額	なし	3.51

- 「整理会社に売却された資産」は2006年7月1日付及びその後の準備銀行基本通達DBOD No.FID.FIC.2/01.02.00/2006-07における定義に従って計上されている。
- 前期において、上記の3件の勘定に加え、34億2,000万ルピーの純資産価値を有する1件の勘定が、29億5,000万ルピーでM/s Varde Investment Partners L.P.に売却され、結果として4億7,000万ルピーの損失をもたらした。

B. 証券投資の簿価の詳細

(単位:十億ルピー)

連続 番号	内容	証券投資の簿価	
		2020/21年度	2019/20年度
()	当行が原資産として売却したNPAにより担保	2.72	4.09
()	銀行/その他金融機関/非銀行金融会社が原資産として売却したNPAにより担保	-	-
	合計	2.72	4.09

7.2. 購入/売却された不稼働金融資産の詳細

A) 購入された不稼働金融資産の詳細

(単位:十億ルピー)

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
1)	a) 期中購入勘定数	-	-
	b) 残高合計	-	-
2)	a) うち、期中再編勘定の数	-	-
	b) 残高合計	-	-

B) 売却された不稼働金融資産の詳細

(単位:十億ルピー)

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
1)	売却勘定数	-	-
2)	残高合計	-	-
3)	受領対価合計	-	-

8. 業績

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
()	平均運転資金に対する受取利息の割合(%)	6.35	7.16
()	平均運転資金に対する非利息収入の割合(%)	0.47	0.35
()	平均運転資金に対する営業利益の割合(%)	2.25	1.76
()	平均資産利益率(%)	0.19	0.10
()	職員(正職員)1人あたりの当期利益/(損失)(十億ルピー)	0.007	0.003

- ・ 業績について、運転資金及び総資産は前事業年度末日及び当事業年度末日の数値の平均でとらえられている。(「運転資金」とは総資産を指す。)
- ・ すべての階層におけるすべての常勤の正規の職員が職員1人あたりの当期利益の計算のために算入されている。

9. 信用集中リスク

9.1. 資本市場エクスポージャー

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
()	株式、転換社債、転換債券及び元本の投資対象が社債に限らない投資 信託のエクイティユニットへの直接投資	-	-
()	株式/社債/債券若しくはその他証券に対する前払金又は株式 (IPO/ESOPを含む。)、転換社債、転換債券及び投資信託のエクイ ティユニットへの投資のための個人へのクリーン・ベースの前払金	-	-
()	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットが本源 的証券とされるその他の目的への前払金	-	-
()	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットの担保 付証券により担保される範囲内(すなわち株式/転換社債/転換債券/投 資信託のエクイティユニット以外の本源的証券は前払金を十分にカ バーしない場合)におけるその他の目的の前払金	-	-
()	株式ブローカーに対する担保付及び無担保の前払金並びに株式ブロー カー及びマーケット・メーカーを代理して発行された保証	-	-
()	株式/社債/債券若しくはその他証券の担保に対して会社に認められた 貸付、又は資金調達を目的とした設立発起人による新会社の資本金の 拠出を満たすためのクリーン・ベースの貸付	-	-
()	エクイティのフロー/発行を予定する会社へのつなぎ融資	-	-
()	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットへの当 初発行に関して当行が負うコミットメントの引受け	-	-
()	信用取引を目的とした株式ブローカーへの融資	-	-
()	ベンチャー・キャピタル・ファンド(登録及び未登録の両方)に対す る全てのエクスポージャー	-	-
	資本市場エクスポージャー合計	-	-

9.2. カントリー・リスク・エクスポージャー

(単位: 十億ルピー)

リスク分類	2021年3月現在の エクスポージャー (純額)	2021年3月現在の 引当金	2020年3月現在の エクスポージャー (純額)	2020年3月現在の 引当金
重要でない	66.75	0.26	80.50	0.35
低い	334.72		443.74	0.03
中程度	510.83	-	378.41	-
高い	40.45	-	73.26	-
非常に高い	65.57	-	65.76	-
制限	-	-	-	-
オフ・クレジット	-	-	-	-
合計	1,018.32	0.26	1,041.67	0.38

9.3. 戦略的債務再編 (SDR) スキーム

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
勘定の数	1	1
残高合計	-	-
エクイティに転換された エクスポージャーの金額	0.08	0.08

9.4. 不良資産の持続可能な構造化スキーム(S4A)に関するエクスポージャー

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
S4Aが適用されたもののうち標準と分類された勘定の数	2	2
残高合計	0.01	0.01
残高	A部	2.94
	B部	2.59
保有引当金	1.11	1.11

9.5. 健全性エクスポージャー限度 - 単独借主の限度額(SBL)/グループ借主の限度額(GBL)の超過先

A. 期中の健全性エクスポージャーを超過するエクスポージャーの数及び金額

(単位：十億ルピー)

連続 番号	PAN 番号	借主名称	産業 コード	業種名	部門	拠出額	未拠出額	資本金に対 するエクス ポージャー の割合 (%)
1.	-	アフリカ輸出入 銀行	65102	金融業	金融	25.13	0.00	17.70

(前期：なし)

B. 信用エクスポージャーの資本金及び総資産に対する割合

当期：

	内容	資本金に対する 割合(%)*	総信用エクスポージャー (TCE)に対する割合 (%)@	総資産に対する 割合(%)
)	最大の単独借主	17.70	1.44	1.86
)	最大の借主グループ	25.25	2.05	2.66
)	上位20位まで単独の借主	158.33	12.86	16.67
)	上位20位までの借主グループ	180.01	14.62	18.96

* 2020年3月31日現在の資本金

@ TCE：貸付 + 前払金 + 未使用承認 + 保証 + 信用状(LC) + デリバティブによる信用エクスポージャー

- 1) インド政府による保証が付された/インド政府の要請により引受けた銀行及び海外金融機関の信用エクスポージャーは単独/グループ借主のエクスポージャーとは考えられていない。
- 2) 2021年3月31日現在、信用エクスポージャーが基本上限である資本金合計の15%を超えることが理事会により事前に認められた単独借主が1名存在した。また、信用エクスポージャーが基本上限である資本金の40%を超えた借主グループは存在しなかった。詳細は上記9.5Aに開示されている。

前期：

	内容	資本金に対する 割合(%)*	総信用エクスポージャー (TCE)に対する割合 (%)@	総資産に対する 割合(%)
)	最大の単独借主	14.99	1.04	1.42
)	最大の借主グループ	29.85	2.07	2.82
)	上位20位まで単独の借主	194.62	13.50	18.38
)	上位20位までの借主グループ	236.31	16.39	22.31

* 2019年3月31日現在の資本金

@ TCE：貸付 + 前払金 + 未使用承認 + 保証 + 信用状(LC) + デリバティブによる信用エクスポージャー

- 3) インド政府による保証が付された/インド政府の要請により引受けた銀行及び海外金融機関の信用エクスポージャーは単独/グループ借主のエクスポージャーとは考えられていない。
- 4) 2020年3月31日現在において、信用エクスポージャーが基本上限である資本金の15%及び資本金の40%をそれぞれ超えた単独借主及び借主グループは存在しなかった。

C. 産業の信用エクスポージャーの上位 5 部門：

当期：

	部門	総信用エクスポージャー (TCE) に対する割合 (%)	貸付資産に対する 割合 (%)
)	設計・調達・建設サービス	5.50	8.68
)	建設	3.29	5.20
)	石油製品	3.15	4.97
)	化学・染料	2.22	3.51
)	鉄類・金属加工	2.13	3.36

前期：

	部門	総信用エクスポージャー (TCE) に対する割合 (%)	貸付資産に対する 割合 (%)
)	設計・調達・建設サービス	13.07	9.18
)	建設	8.36	5.88
)	石油製品	7.52	5.29
)	化学・染料	6.85	4.81
)	鉄類・金属加工	6.47	4.55

- ・「信用エクスポージャー」は準備銀行による定義に従って計上されている。
- ・インド政府による保証が付された/インド政府の要請により引受けた、銀行及び海外金融機関の信用エクスポージャーは、産業エクスポージャーの算定において除外されている。

D. 無担保前払金

(単位：十億ルピー)

内容	2021年 3月31日現在	2020年 3月31日現在
無担保前払金合計	48.49	53.44
) うち、法人 / 個人保証、約束手形、輸入担保荷物保管証等の 無形有価証券に対する前払金残高	5.61	12.40
) 上記(i)の無形有価証券の推計価額	0.01	0.19

E. ファクタリングのエクスポージャー

輸出入銀行は、ファクタリング取決めに基づくエクスポージャーを有していない(前期：なし)。

F. 当期中にFIが健全性エクスポージャー限度を超過したエクスポージャー

(単位：十億ルピー)

連続 番号	PAN番号	借主名称	産業 コード	業種名	部門	拠出額	未拠出額	資本金に対 するエクス ポージャー の割合 (%)
1.	-	アフリカ輸出入 銀行	65102	金融業	金融	25.13	0.00	17.70

(前期：なし)

2021年3月31日現在、信用エクスポージャーが基本上限である資本金合計の15%を超えることが理事会により事前に認められた単独借主が1名存在した。また、信用エクスポージャーが基本上限である資本金の40%を超えた借主グループは存在しなかった。詳細は上記9.5Aに開示されている。

10. 借入金/クレジットライン、信用エクスポージャー及びNPAの集中

(a) 借入金及びクレジットラインの集中

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
上位20位までの借入先からの借入金の合計	128.77	109.57
当行の借入金合計に占める上位20位までの借入先からの借入金の割合	11.75%	10.42%

(b) 信用エクスポージャーの集中

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
上位20位までの借主に関するエクスポージャー合計	224.76	240.51
当行の前払金合計に占める上位20位までの借主に関するエクスポージャーの割合	20.30%	22.47%
上位20位までの借主/顧客に関するエクスポージャー合計	224.76	240.51
借主/顧客に関するエクスポージャー合計に占める上位20位までの借主/ 顧客に関するエクスポージャーの割合	12.86%	13.50%
輸出入銀行について、エクスポージャー合計に占める上位10か国のエクスポー ジャーの割合	35.97%	34.37%

エクスポージャーは、2015年7月1日付の金融機関のエクスポージャー基準に関する準備銀行基本通達
DBR.FID.FIC.No.4/01.02.00/2015-16に規定された信用及び投資エクスポージャーに基づき計算されている。

(c) エクスポート及びNPAの部門別集中

(単位：十億ルピー)

連続 番号	部門	2020/21年度			2019/20年度		
		前払金合計 残高	NPA (総額)	当該部門の前 払金合計に対 するNPA(総 額)の割合	前払金合計 残高	NPA (総額)	当該部門の前 払金合計に対 するNPA(総 額)の割合
A	国内部門	355.91	39.48	11%	298.00	46.11	15%
1	輸出金融合計	323.68	32.73	10%	255.96	39.11	15%
	農業部門	-	-	-	-	-	-
	工業部門	186.28	25.02	13%	201.72	30.06	15%
	鉄類・金属加工	13.35	2.56	19%	18.17	2.56	14%
	石油・ガス	-	-	-	4.65	0.70	15%
	繊維・衣料品	27.03	5.28	20%	-	-	-
	化学・染料	10.67	-	0%	12.89	-	-
	石油化学	30.69	4.89	16%	-	-	-
	その他	104.54	12.29	12%	166.01	26.80	16%
	サービス部門	137.40	7.71	6%	54.24	9.05	17%
	航空サービス	-	-	-	2.29	-	-
	設計・調達・建設サービス	-	-	-	10.92	8.37	77%
	船舶輸送サービス	-	-	-	11.35	-	-
	金融サービス	103.47	-	0%	-	-	-
	その他	33.93	7.71	23%	29.68	0.68	2%
2	輸入金融合計	32.23	6.75	21%	42.04	7.00	17%
	農業部門	-	-	-	-	-	-
	工業部門	28.50	5.36	19%	38.47	5.59	15%
	鉄類・金属加工	0.15	0.15	100%	0.33	0.33	100%
	石油・ガス	-	-	-	6.38	-	-
	化学・染料	18.26	2.11	12%	18.38	2.16	12%
	その他	10.09	3.10	31%	13.38	3.10	23%
	サービス部門	3.73	1.39	37%	3.57	1.41	39%
	設計・調達・建設サービス	-	-	-	0.32	-	-
	船舶輸送サービス	-	-	-	2.39	0.63	26%
	その他	3.73	1.39	37%	0.86	0.78	91%
3	(A)のうち、インド政府により 保証されたエクスポート	-	-	-	-	-	-
B	海外部門	104.50	34.65	33%	144.48	47.51	33%
1	輸出金融合計	104.50	34.65	33%	144.48	47.51	33%
	農業部門	-	-	-	-	-	-
	工業部門	79.65	31.69	40%	120.29	44.36	37%
	鉄類・金属加工	18.89	1.06	6%	26.42	1.06	4%
	石油・ガス	-	-	-	26.99	22.34	83%
	繊維・衣料品	2.60	1.20	46%	-	-	-
	化学・染料	5.89	5.08	86%	6.56	-	-
	その他	52.27	24.36	47%	60.32	20.96	35%
	サービス部門	24.85	2.96	12%	24.19	3.15	13%
	航空サービス	-	-	-	4.36	-	-
	設計・調達・建設サービス	-	-	-	-	-	-
	金融サービス	15.48	-	0%	13.30	-	-

	船舶輸送サービス	-	-	-	1.49	0.59	40%
	その他	9.37	2.96	32%	5.04	2.56	51%
2	輸入金融合計	-	-	-	-	-	-
	農業部門	-	-	-	-	-	-
	工業部門	-	-	-	-	-	-
	サービス部門	-	-	-	-	-	-
3	(B)のうち、インド政府により 保証されたエクスポート	-	-	-	-	-	-
C	その他のエクスポート[#]	646.90	-	-	628.04	-	-
D	エクスポート合計 (A+B+C)	1,107.31	74.13	6.69%	1,070.52	93.62	8.75%

クレジットラインに基づく前払金、国家輸出保険勘定に基づくパイヤーズ・クレジット、譲許的金融スキーム、商業銀行へのリファイナンス及び銀行による見返り保証の前払金を含む。

(d) ヘッジされていない外国為替エクスポージャー

輸出入銀行は、2016年6月23日付準備銀行基本指示DBR.FID.No.108/01.02.000/2015-16.に従い、ヘッジされていない外貨建てエクスポージャー（UFCE）を有する法人に対するエクスポージャーに関し、資本金引当要件及び追加的な引当についての内部方針を設定している。2021年3月31日現在、2億6,000万ルピーが通貨誘発信用リスクについて保有されており（前期：なし）、通貨誘発信用リスクに対し割当てられる資本金は72億9,000万ルピーであった（前期：なし）。

11. デリバティブ

11.1. 金利先渡契約/金利スワップ

（単位：十億ルピー）

連続 番号	内容	2020/21年度		2019/20年度	
		ヘッジ目的	売買目的	ヘッジ目的	売買目的
1	スワップ契約の想定元本	490.16	-	511.96	-
2	カウンターパーティーの契約上の債務不履行の場合に被る可能性のある損失	1.40	-	0.05	-
3	スワップ締結時に当行が必要な担保	-	-	-	-
4	スワップから生じる信用リスクの集中	全取引が承認された信用エクスポージャー限度内にある。*	-	全取引が承認された信用エクスポージャー限度内にある。	-
5	スワップ・ポジションの公正価額	9.91	-	28.80	-

* 全ての金利スワップは銀行により行われている。

スワップの性質及び条件：全ての取引は、原資産/原負債を有し、当行の資産・負債のポジションをヘッジする目的で行われている。

（単位：十億ルピー）

金融商品	特質	件数	名目元本	ベンチマーク	条件
金利スワップ	ヘッジ	31	431.32	LIBOR	受取固定利息対 支払変動利息
金利スワップ	ヘッジ	1	2.18	LIBOR	受取変動利息対 支払固定利息
金利スワップ	ヘッジ	4	56.65	LIBOR	受取変動利息対 支払変動利息
	合計	36	490.16		

11.2. 取引所で取引される金利デリバティブ

（単位：十億ルピー）

連続 番号	内容	金額
1	当期において行われた取引所で取引される金利デリバティブの想定元本額	-
2	2021年3月31日現在の取引所で取引される金利デリバティブ残高の想定元本額	-
3	「非常に有効」ではない、取引所で取引される金利デリバティブ残高の想定元本額	-

4	「非常に有効」ではない、取引所で取引される金利デリバティブ残高の値洗い価値	-
---	---------------------------------------	---

11.3. デリバティブのリスク・エクスポージャーの開示

A. 定性的開示

- 1) 当行は、市場リスク軽減の目的で、主に費用効率の高い資金調達及びバランス・シート上のエクスポージャーのヘッジのために金融派生商品取引を利用している。当行は現在、準備銀行に許可されている種類の店頭取引による金利及び通貨デリバティブのみを扱っている。
- 2) デリバティブ取引は、()市場リスク、すなわち金利又は為替相場の不利な変動の結果、当行が被る可能性がある損失及び()信用リスク、すなわち相手方の債務の不履行の場合に当行が被る可能性がある損失を伴う。当行は、理事会により承認されたデリバティブ方針を実施しており、これは各取引段階でのリスク管理目標を全体的な資産・負債管理と合致させることを目的としている。上記の方針は、当行の事業目標と一致する利用を許容されるデリバティブ商品を定め、管理及び監視システムを設置し、規制上、書類上及び会計上の問題を取扱っている。同方針はまた、自己勘定でのデリバティブ取引に関する市場リスクの統制及び管理のための適切なリスク・パラメーター（ストップ・ロス限度、オープンポジション限度、期間限度、決済リスク及び決済前リスク限度並びにPV01限度）を定めている。
- 3) 当行の資産・負債管理委員会（ALCO）は、デリバティブ取引に関連した市場リスクの測定、監視及び報告を行う当行のミッドオフィス（経営管理部門）からの支援を受けて市場リスク管理を監督している。
- 4) 2021年3月31日現在において当行の帳簿上に残存しているデリバティブ取引の全てがヘッジ目的のものであり、これらは資産・負債管理簿に記録されている。上記のデリバティブ取引における収益は発生主義で計上されている。
- 5) 金利スワップ及び通貨スワップは、デリバティブ方針に沿って偶発債務中の未決済先渡為替取引には含まれない。

B. 定量的開示

（単位：十億ルピー）

連続 番号	内容	2020/21年度		2019/20年度	
		通貨 デリバティブ	金利 デリバティブ	通貨 デリバティブ	金利 デリバティブ
1	デリバティブ（想定元本額）				
	a) ヘッジ目的	355.21	490.16	319.89	511.96
	b) 売買目的	-	-	-	-
2	値洗いポジション				
	a) 資産(+)		9.91		28.80
	b) 負債(-)	(24.95)		(45.41)	
3	信用エクスポージャー	17.45	16.84	13.72	31.23
4	金利の1%の変動における影響の可能性 (100*PV01)				
	a) ヘッジ目的のデリバティブ	10.05	18.65	11.68	21.14
	b) 売買目的のデリバティブ	-	-	-	-
5	当期における100*PV01の最高値及び最低値				

	a) ヘッジ目的				
	() 最高	11.75	20.58	11.78	21.21
	() 最低	11.12	18.66	10.45	13.89
	b) 売買目的				
	() 最高	-	-	-	-
	() 最低	-	-	-	-

12. 輸出入銀行が発行するレター・オブ・コンフォート

当期中、輸出入銀行はレター・オブ・コンフォートを発行しておらず（前期：なし）、未履行のコミットメントによるいかなる金融債務も発生していない。2021年3月31日現在、レター・オブ・コンフォートに対するエクスポージャーの残高はなかった（前期：なし）。

13. 資産・負債管理

当期:

(単位:十億ルピー)									
内容	1日から 14日	15日から 28日	29日から 3か月	3か月超 6か月以内	6か月超 1年以内	1年超 3年以内	3年超5年 以内	5年超	合計
ルピー建前払金	15.42	0.60	2.73	26.11	76.94	29.87	21.58	(1.81)*	171.44
ルピー建投資	0.00	0.00	0.09	0.05	0.14	0.57	17.82	81.52	100.17
ルピー建その他の 資産	35.57	24.44	125.17	32.19	64.02	173.04	131.52	274.43	860.39
ルピー建預金	0.02	9.47	9.75	0.03	18.54	8.78	0.14	0.00	46.74
ルピー建借入金	0.00	14.87	114.44	37.39	13.00	93.74	59.73	70.25	403.43
ルピー建その他の 負債	5.43	4.69	29.85	26.72	32.71	114.98	18.11	229.03	461.54
外貨建資産	42.17	25.74	64.65	57.65	82.77	270.45	230.30	498.63	1,272.36
外貨建負債	24.53	22.55	79.22	61.08	93.92	355.19	120.41	383.38	1,140.27

* 貸付引当金純額

前期:

(単位:十億ルピー)									
内容	1日から 14日	15日から 28日	29日から 3か月	3か月超 6か月以内	6か月超 1年以内	1年超 3年以内	3年超5年 以内	5年超	合計
ルピー建前払金	10.26	7.27	9.86	24.88	12.16	28.17	30.17	6.33	129.11
ルピー建投資	12.50	0.06	0.08	0.04	0.13	0.73	0.58	94.25	108.37
ルピー建その他の 資産	14.37	1.57	59.10	44.55	51.15	127.54	111.09	254.61	663.98
ルピー建預金	0.01	0.00	7.22	0.02	28.92	0.17	0.06	0.00	36.41
ルピー建借入金	33.50	0.00	44.66	12.30	24.23	72.67	65.41	88.45	341.21
ルピー建その他の 負債	5.24	5.29	14.35	21.24	29.70	78.36	21.46	215.72	391.37
外貨建資産	82.40	2.70	25.67	40.95	73.01	256.96	214.30	515.15	1,211.14
外貨建負債	48.52	2.87	47.09	72.76	79.56	349.37	172.12	367.70	1,139.99

14. 準備金からの引出し

当行は準備金からの引出しを行わなかった。

15. 経営比率

内容	2020/21年度	2019/20年度
自己資本利益率	1.70%	0.94%
総資産利益率	0.19%	0.10%
従業員1人当たり純利益/(損失)(単位:十億ルピー)	0.007	0.003

16. 準備銀行が課す罰金の開示

1934年インド準備銀行法のいずれかの規定の違反又は同法のその他の要件、準備銀行が定める命令、規則若しくは条件の不順守のために、同法に基づき準備銀行により課された罰金はない。

17. 苦情申立ての開示

連続 番号	内容	2020/21年度	2019/20年度
(a)	期首に係属中の苦情申立て数	-	-
(b)	期中に受領した苦情申立て数	2	4
(c)	期中に補償された苦情申立て数	2	4
(d)	期末に係属中の苦情申立て数	-	-

18. (会計基準に従い連結が要求されている) オフ・バランス・シート上の出資した特別目的事業体 (SPV)

出資した特別目的事業体の名称	
国内	海外
-	-

個別の会計基準に従った開示。

19. 固定資産の明細

固定資産の明細を ICAI により公表されている AS-10「固定資産の計上」の規定に従い以下に示す。

(単位：十億ルピー)

内容	不動産	その他	合計
グロス・ベース			
2020年 3 月31日現在の原価	4.76	1.19	5.95
追加	0.36	0.28	0.64
処分	-	0.03	0.03
2021年 3 月31日現在の原価 (A)	5.12	1.44	6.56
減価償却費			
2020年 3 月31日現在の累計額	1.25	0.97	2.22
当期中の積立額	0.23	0.17	0.40
処分による消去	-	0.02	0.02
2021年 3 月31日現在の累計額 (B)	1.48	1.12	2.60
正味ベース (A-B)	3.64	0.32	3.96

前期：

(単位：十億ルピー)

内容	不動産	その他	合計
グロス・ベース			
2019年 3 月31日現在の原価	3.11	1.06	4.17
追加	1.65	0.15	1.80
処分	0.00	0.02	0.02

2020年3月31日現在の原価（A）	4.76	1.19	5.95
減価償却費			
2019年3月31日現在の累計額	1.03	0.86	1.89
当期中の積立額	0.22	0.13	0.35
処分による消去	0.00	0.02	0.02
2020年3月31日現在の累計額（B）	1.25	0.97	2.22
正味ベース（A-B）	3.51	0.22	3.73

20．政府補助の計上

インド政府は当行が外国政府、海外の銀行／機関に与える特定のクレジットラインのために当行に対して利子平準化のための金額を支払うことに同意し、かかる金額は発生主義により計上されている。

21．会計基準 - 5 当期純利益（損失）、過年度の項目及び会計方針の変更

当期における受取利息には、前期の調整額11億1,000万ルピーが含まれている。2021年3月31日終了年度において採用された重要な会計方針について、2019/20年度に採用されたものと比較して変更はない。

22．セグメント報告

当行の業務は大部分が一つの事業セグメント、すなわち金融活動のみで構成されていることから、単一の事業セグメントで表されるとみなされている。

当行の地理的セグメントは国内事業と海外事業に分類される。国内又は海外の事業の分類は主に取引場所に関連したリスクとリターンに基づき行われる。

（単位：十億ルピー）

内容	国内事業		海外事業		合計	
	2020/21年度	2019/20年度	2020/21年度	2019/20年度	2020/21年度	2019/20年度
収入	83.69	83.19	2.08	3.34	85.76	86.53
資産	1,305.24	1,258.52	42.78	49.89	1,348.02	1,308.41

23．関連当事者開示

ICAIにより公表されているAS-18「関連当事者開示」により、当行の関連当事者は以下のとおり開示される。

・ 関係

（ ）合併事業：

- GPCLコンサルティング・サービシズ・リミテッド
- ククザ・プロジェクト・デベロップメント・カンパニー

（ ）主要経営責任者：

- Shri David Rasquinha（マネージング・ディレクター）
- Ms. Harsha Bangari（副マネージング・ディレクター）
- Shri N. Ramesh（副マネージング・ディレクター）

- ・ 当行の関連当事者収支及び取引は要約すると以下のようになる。

(単位：百万ルピー)

内容	合併事業		主要経営責任者	
	2020/21年度	2019/20年度	2020/21年度	2019/20年度
貸付金	-	-	-	-
保証の付与	-	3.94	-	-
受取利息	-	-	-	-
保証料受領	0.02	-	-	-
提供サービスに対する受取金	-	-	-	-
定期預金の受入れ	-	-	3.00	-
定期預金に支払われる利息	-	-	0.18	0.19
償却/戻入れ額	-	-	-	-
定期預金残高	-	-	9.24	1.50
期末貸付金残高	-	-	-	-
期末保証残高	-	3.94	-	-
期末投資残高	3.23	3.23	-	-
受取配当金	0.42	0.42	-	-
期中の投資最大額	-	-	-	-
期中の保証最大額	3.94	3.94	-	-
給与(手当を含む。)	-	-	13.68	7.30
支払賃借料	-	-	0.48	0.30
費用の払戻し	4.49	-	-	-
理事が受領した手数料	0.03	-	-	-
コンサルタント手数料	11.66	-	-	-

24. 所得に対する租税の計上

(a) 当期における法人税引当金の詳細：

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
所得税	0.24	(0.23)
追加：繰延税金負債(純額)	0.78	1.43
合計	1.02	1.20

(b) 繰延税金資産：

繰延税金資産及び負債の構成の主な項目を以下に示す。

(単位：十億ルピー)

内容	2020/21年度	2019/20年度
繰延税金資産		

1. 引当金否認（純額）	35.73	37.13
差引：繰延税金負債		
1. 固定資産減価償却費	0.02	0.60
2. 社債発行費用の償却	0.57	0.62
3. 1961年所得税法第36条(1)()に基づく特別準備金	4.58	4.58
繰延税金資産（純額）[貸借対照表において「その他の資産」に分類される]	30.56	31.33

25. 合併事業持分の財務報告

共同支配団体		国	持分割合（％）	
			当期	前期
A	GPCLコンサルティング・サービス・リミテッド	インド	28%	28%
B	ククザ・プロジェクト・デベロップメント・カンパニー	モーリシャス	40%	33%

会計基準第27号「合併事業の持分の会計報告」に基づく比例連結法を用いた、共同支配団体の持分に関する資産、負債、収入及び費用の総額は次のとおりである。

(単位：百万ルピー)

負債	2020/21年度	2019/20年度	資産	2020/21年度	2019/20年度
資本金及び準備金	43.41	41.06	固定資産	0.05	0.06
借入金	-	-	投資	17.31	21.39
その他の負債	7.82	10.84	その他の資産	33.88	30.45
合計	51.23	51.90	合計	51.23	51.90

偶発債務：なし（前期：なし）

(単位：百万ルピー)

費用	2020/21年度	2019/20年度	収入	2020/21年度	2019/20年度
その他の費用	98.22	100.17	コンサルタント収入	15.42	18.04
引当金	0.81	1.19	受取利息及び投資収入	1.53	1.60
			その他の収入	0.15	0.21
			損失	81.93	81.51
合計	99.03	101.36	合計	99.03	101.36

注：2020/21年度におけるGPCLに対する数値は監査済であるが、理事会の承認は得ていない。2020/21年度におけるククザ・プロジェクト・デベロップメント・カンパニーに対する数値は未監査であり暫定的数値である。

26. 資産の減損

当行の資産の大部分は、会計基準第28号「資産の減損」が適用されない「金融資産」で構成されている。当行の意見では、2021年3月31日現在において、上記の会計基準に関して認識が要求される（当該基準が適用される）資産の減損は存在しなかった。

27. 職員給付

当行は、ICAIが発した2007年4月1日より有効となった会計基準第15号「従業員給付」を採用している。当行は、職員給付より生じる負債を、貸借対照表日付現在の制度資産の公正価額を差し引いた債務の現在価値で帳簿上において認識している。

A) 貸借対照表において認識される金額

(単位：十億ルピー)

内容	年金基金	給与基金
当期末現在の制度資産の公正価値	1.354	0.209
当期末現在の給付債務の現在価値	(1.389)	(0.295)
積立状況	(0.035)	(0.085)
当期末現在の未認識の過去勤務債務	-	-
当期末現在の未認識の移行時負債	-	-
貸借対照表において認識された負債（純額）	(0.035)	(0.085)

B) 損益計算書において認識される費用

(単位：十億ルピー)

内容	年金基金	給与基金
当期勤務費用	0.030	0.016
利息費用	0.017	0.002
保険数理上の損失/(利益)	0.017	0.067
過去勤務債務 - 受給権非確定給付	-	-
過去勤務債務 - 受給権確定給付	-	0.002
移行時負債	-	-
損益計算書において認識された費用	0.063	0.087
雇用主による拠出	0.273	0.033
制度資産の期待収益	0.071	0.012

C) 保険数理上の仮定の要約

内容	年金基金	給与基金
割引率(年率)	6.97%	6.93%
資産の期待収益率(年率)	6.97%	6.93%
給与上昇率(年率)	7.00%	7.00%

上記に加えて、2020/21年度における有給休暇の確定給付債務額は3,330万ルピーであったが、全額引当計上されている。

28. インド証券取引員会(SEBI)の2013年10月29日付通達に関して、インド輸出入銀行が発行した様々な債券の債務受託者の詳細な連絡先は以下の通りである。

債務受託者

AXIS Trustee Services Ltd.

指名された者: Mr. Anil Grover、事業部長

Mr. Sanjay Sinha、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

住 所:

登録事務所: Axis House,
Bombay Dyeing Mills Compound,
Pandhurang Budhkar Marg,
Worli Mumbai - 400 025

会社事務所: The Ruby, 2nd floor, SW
29 Senapati Bapat Marg,
Dadar West, Mumbai 400 028

電話: (022) 62300451

Eメール: debenturetrustee@axistrustee.com

ウェブサイト: www.axistrustee.com

29. 2020年度第4四半期以降、COVID-19のパンデミックが継続的に拡散したことにより、金融市場の変動性が大幅に高まり、世界的な景気後退が懸念されるなど、世界経済の不確実性が高まっている。同様にインド経済も、未曾有のパンデミックによる2020年1月以降の需給ショックにより、来年度は縮小すると見込まれている。輸出入銀行はその持続可能性に自信を持っており、今後もこのパンデミックの進展を注視し、輸出入銀行の財政状態及び経営成績に与える影響を判断し、積極的に評価し、対応していく。

COVID-19規制パッケージに関する準備銀行の指針に従い、輸出入銀行は、商業貸付ポートフォリオにおけるすべての借主に対し支払猶予パッケージを提供してきた。準備銀行の第1次支払猶予パッケージ（2020年3月1日から2020年5月31日まで）では、954億5,000万ルピーの貸付ポートフォリオにおいて、元本繰延額は56億5,000万ルピーであった。かかる繰延額は、2020年2月29日現在の稼働資産（PA）商業貸付の残高総額の29%に相当した。準備銀行による第2次支払猶予パッケージ（2020年6月1日から2020年8月31日まで）では、総額1,126億8,000万ルピーの貸付において元本繰延額は97億ルピーであった。かかる繰延額は、2020年5月31日現在のPA商業貸付の残高総額の33%に相当した。さらに、輸出入銀行は、（a）商業貸付ポートフォリオにおける適格借主のためのCOVID-19関連ストレスに対処するための解決策枠組みの実施、及び（b）中小・零細企業向けの既存貸付に対する一回限りのリストラクチャリングに関する方針を承認した。2020年8月6日付の準備銀行の通達に基づき、輸出入銀行は、2021年3月31日現在、現在貸付が実行されている74億8,000万ルピーの資金の流出を伴う／伴わない支援を受けた借主10名からリストラクチャリングの要請を受けていた。2021年4月7日付の準備銀行の通達DOR.STR.REC.4/21.04.048/2021-22に関し、COVID-19規制パッケージの満了後の資産分類及び所得認識に関する2021年3月23日付最高裁判所命令に準拠して、すべての貸付機関は、支払猶予期間中、すなわち2020年3月1日から2020年8月31日までに借主に請求された「利息に対する利息」の返還／調整を義務付けられている。返済猶予期間中に借主に請求された「利息に対する利息」に関する返還／調整額は1.5億ルピー以内である。従って、2020/21年度の財務書類においては適切な引当金が計上されている。

輸出入銀行はまた、緊急クレジットライン保証スキーム1.0（ECLGS 1.0）に基づき、総額9,687万ルピーの貸付残高を有する既存顧客を支援した。かかるスキームは、COVID-19のパンデミックによる経済的困難を踏まえ、インド財務省が中小・零細企業（MSME）部門を支援するために発表した20兆ルピーの包括パッケージの一環として導入された。輸出入銀行はさらに、借入残高が5億ルピー超50億ルピー以内の借入に対し導入されたスキームの第2版（ECLGS 2.0）に基づき既存顧客を支援した。ECLGS 2.0スキームに基づき、発行残高が1億1,075万ルピーに値する借主が支援された。2021年3月31日現在、ECLGSスキームにおける貸付実行額及び残高の合計は2億762万ルピーであり、かかるスキームに基づく承認額の合計は11億9,360万ルピーであった。

30. 前期の数値は必要に応じて再分類されている。

理事会を代表して

Shri N. Ramesh
副マネージング・
ディレクター

Ms. Harsha Bangari
副マネージング・
ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri Rajat Sachar

Shri K. Rajaraman

Shri Pankaj Jain

Shri Amitabh Kumar

Shri R. Subramanian

Shri Dinesh Kumar Khara

Shri M. Senthilnathan

Shri Rajkiran Rai G.

Shri A. S. Rajeev

場所：ムンバイ
日付：2021年 5 月18日

同日の添付報告書の通り
JCR & Co.
勅許会計士
会計事務所登録番号 105270W

(CA Mitesh Chheda)
パートナー
M. No. 160688

輸出開発基金

2021年3月31日現在の貸借対照表

	当期 (2021年3月31日現在)	前期 (2020年3月31日現在)
(単位：ルピー)		
負債の部		
1. 借入金：		
(a) 政府	-	-
(b) その他の提供者	5,094,360,835	5,596,223,297
2. 補助金：		
(a) 政府	128,307,787	128,307,787
(b) その他の提供者	-	-
3. 贈与、寄付、慈善：		
(a) 政府	-	-
(b) その他の提供者	-	-
4. その他の負債	417,953,894	447,745,509
5. 損益勘定	795,697,548	702,042,832
合 計	6,436,320,064	6,874,319,425

資産の部

1. 銀行預金：		
(a) 当座勘定	1,500,000	97,252,892
(b) その他の預金勘定	-	-
2. 投資	-	-
3. 貸付及び前払金：		
(a) インド国内	-	-
(b) インド国外	5,731,575,847	6,208,576,873
4. 割引/再割引された為替手形及び約束手形：		
(a) インド国内	-	-
(b) インド国外	-	-
5. その他の資産：		
(a) 未収利息		
) 貸付及び前払金	174,728,992	209,672,100
) 投資/銀行預金	-	-
(b) 前払法人税	242,415,703	242,415,703
(c) その他	286,099,522	116,401,857
合 計	6,436,320,064	6,874,319,425

偶発債務

() 引受、保証、裏書及びその他の債務	-	-
----------------------	---	---

() 未決済先渡為替取引	-	-
() 引受額	-	-
() 一部払込済投資の未請求債務	-	-
() 債務として認識されていない当行に対する請求権	-	-
() 取立手形	-	-
() 参加証書	-	-
() 割引 / 再割引手形	-	-
() 当行が偶発債務を負担するその他金銭	-	-

注：輸出入銀行は、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）第15条により輸出開発基金を設定した。輸出入銀行法第17条により、貸付若しくは前払金の承認又はそれらの契約の締結の前に、中央政府の事前の承認を得る必要がある。

輸出開発基金

2021年3月31日に終了した事業年度の損益計算書

	当期 (2020/21年度)	前期 (2019/20年度)
支出	(単位：ルピー)	
1. 利子	456,095,562	541,441,588
2. その他の費用	26,110	594,674
3. 繰延利益	93,654,717	108,787,035
合 計	549,776,389	650,823,297
法人税引当金	-	37,809,541
貸借対照表繰入利益額	93,654,717	70,977,494
	93,654,717	108,787,035
収入		
1. 受取利息及び割引料：		
(a) 貸付及び前払金	549,776,389	650,823,297
(b) 投資/銀行預金	-	-
2. 為替、歩合、仲介料及び手数料	-	-
3. その他の収入	-	-
4. 貸借対照表繰入損失	-	-
合 計	549,776,389	650,823,297
繰延利益	93,654,717	108,787,035
過年度超過所得/利子税引当金戻入れ	-	-
	93,654,717	108,787,035

理事会を代表して

Shri N. Ramesh
副マネージング・
ディレクター

Ms. Harsha Bangari
副マネージング・
ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri Rajat Sachar

Shri K. Rajaraman

Shri Pankaj Jain

Shri Amitabh Kumar

Shri R. Subramanian

Shri Dinesh Kumar Khara

Shri M. Senthilnathan

Shri Rajkiran Rai G.

Shri A. S. Rajeev

場所：ムンバイ
日付：2021年 5 月18日

同日の添付報告書の通り
JCR & Co.
勅許会計士
会計事務所登録番号 105270W

(CA Mitesh Chheda)
パートナー
M. No. 160688

(6)【その他】

債務不履行

設立以来、輸出入銀行は債務の不履行はない。

訴訟

輸出入銀行は、通常の業務の中で、いくつかの訴訟に関わっている。しかしながら、下記に述べる訴訟を除いて、輸出入銀行は訴訟の当事者となっておらず、政府の当局または第三者によって予定されている訴訟で、仮に不利な判断が下されたならば輸出入銀行の財務状態または業績に重大な悪影響を及ぼすような訴訟については、輸出入銀行の知る限りは存在しない。

2021年3月31日現在、輸出入銀行に対する申立てに関連し、輸出入銀行に対する総額で1億600万米ドル相当となる9つの訴訟が提起されている。輸出入銀行の法律顧問との協議に基づき、輸出入銀行の経営陣は、これらの訴訟における輸出入銀行に対する申立てには根拠がなく、理由のないものであり、それらの最終的解決が輸出入銀行の業績、財務状態または流動性に重大な悪影響を及ぼすものではないと信じている。

(7)【発行者の属する国等の概況】

1 概要

(1) 領土及び人口

インドは、南アジアにあって330万平方キロメートルの面積を有する。南北は、北のヒマラヤ山脈及び南のインド洋の間に位置し、東西は、東のベンガル湾及び西のアラビア海の間に位置する。インドはアフガニスタン、中華人民共和国、ネパール、ブータン、パキスタン、ミャンマー、バングラデシュ及びスリランカと国境を接している。インドの人口は、12億1,000万人（2011年の国勢調査による）で、世界第2位の人口を有する。

(2) 政府及び政治体制

インドは、1947年8月15日に独立を達成した、28の州及び8つの連邦直轄地から成る、主権を有する社会主義の、政教分離された民主主義共和国である。政府形態は、1950年1月26日に発効した憲法により定められた。憲法は、行政権、立法権及び司法権の分立を定めている。中央政府の立法権は、Lok Sabha（人民議会）（下院）及びRajya Sabha（国家評議会）（上院）から成る二院制となっている。現在、下院は540名の議員から成る。憲法で想定される下院の最大議員数は552名であり、これは、選挙により選出される州を代表する530名までの議員、連邦直轄地を代表する20名までの議員及び（大統領の意見において、その地域が下院で十分に代表されていない場合）大統領により指名される英印地域社会の2名以内の議員で構成される。下院のその他の議員は、人民投票に基づき5年間の任期で直接、選出される。

現インド首相はナレンドラ・モディ氏である。モディ首相は連立政権（国民民主同盟）を率いており、連立政権最大派のインド人民党に所属する。

上院の最大議員数は250名であり、そのうち12名が大統領によって指名され、238名は州及び2つの連邦直轄地の代表者である。ただし、現在の上院の議員数は245名であり、そのうち233名が州及びデリー及びボンディシェリの連邦直轄地の代表者であり、12名は大統領に指名されている。これらの12名は文学、科学、芸術及び社会福祉の分野において特別な知識又は実務経験のある者の中から、大統領により指名される。上院の選挙は間接選挙であり、解散されることはない。議員の3分の1は2年の任期満了時に退任する。

インド大統領は、政府の行政機関の憲法上の長であり、憲法及び首相率いる大臣評議会（内閣）の助言に基づき権能を行使する。行政権は、基本的に、下院に責任を負う首相及び内閣にある。首相は大統領により任命され、大統領は首相の助言によりその他の大臣を任命する。現インド大統領はラーム・ナート・コーヴィンド氏である。

インド最高裁判所は、大統領が任命する長官及び最大34名の判事から成る。

州政府の体制は、中央政府の体制に非常に似ており、各州は立法府、知事、州首相及び内閣を有する。連邦直轄地は大統領により統治されている。インドには、広範な地方政府体制があり、主に、地元企業又は自治体を通じて支配されている。地方自治体制は、村レベルにまで拡大されている。

(3) 国際機関への加盟

インドの国際機関への加盟は以下の通りである。

- ・ 国際連合及びその関連機関の創立国
- ・ 国際通貨基金の創立国 (IMF)
- ・ 国際復興開発銀行 (世界銀行) の創立国
- ・ アジア開発銀行の加盟国
- ・ アフリカ開発銀行の加盟国
- ・ 英連邦の加盟国
- ・ 世界貿易機関 (WTO) の創立国

2 経済

(1) 経済の概要

インド経済

2020年の国際通貨基金(IMF)のデータに基づけば、インド経済は、米ドル建国内総生産(GDP)で見ると、世界第6位であった。しかし、購買力平価で見ると、2020年においてインド経済は世界第3位であった。経済政策は、計画委員会により一連の5か年計画においてすでに策定されている。第12次の5か年計画(2012年から2017年)が、インド経済に関する最新の5か年計画であった。その後、インドの経済政策に関する幅広い計画を提供するために、インド変革委員会(NITI)が設立された。NITIは、人的及び経済的開発の重要分野における国家の優先事項及び戦略について共有されたビジョンの策定において、国家、市民社会及びその他のシンクタンクの積極的な関与とともに統合的な役割を果たしている。

(2) 過去5年間の経済動向

(a) 国内総生産(GDP)及び国民所得(NI)

インド経済の主要指標

(成長率(%))

指標	3月31日に終了した会計年度				
	2016/17年	2017/18年	2018/19年	2019/20年	2020/21年
GDP成長率(要素費用表示、 固定価格による) ⁽¹⁾	8.3	6.8	6.5	4.0	(7.3) ⁽²⁾
農業及び関連サービス部門伸び率 ⁽¹⁾	6.8	6.6	2.6	4.3	3.6 ⁽²⁾
工業部門伸び率	7.7	5.9	5.3	(1.2)	(7.0) ⁽²⁾
サービス部門伸び率 ⁽¹⁾	8.5	6.3	7.2	7.2	(8.4) ⁽²⁾
卸売物価指数伸び率(2011/12年度を100 とする2時点間における伸び率) ⁽³⁾	1.7	2.9	4.3	1.7	1.3
鉱工業生産指数伸び率 ⁽¹⁾	4.6	4.4	3.8	(0.8)	(8.5)

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

(1) 2011/12年度を基準年とするデータ

(2) 暫定推定値

(3) 月間指数の年間平均値で算出された伸び率

資料出所：中央統計局(CSO)、経済顧問局

GDPの成長率は、2017年、2018年、2019年及び2020年3月31日終了年度において、それぞれ8.3%、6.8%、6.5%及び4.0%であった。2021年3月31日終了年度について、インドのGDPは7.3%縮小した。

(b) 部門構成

インド経済は、3つの部門に分けられる。

- ・ 農業及び関連事業部門
- ・ 製造業及び公益(電気及びガス供給等)を含む工業部門
- ・ 運輸、通信、金融、情報技術(IT)、政府及びその他サービスを含むサービス部門

GDPの部門別構成比
(2011/12年度を基準年とする。)
(%)

3月31日に終了した会計年度

	2016/17年	2017/18年	2018/19年	2019/20年	2020/21年 ⁽¹⁾
農業及び関連事業部門	18.0	18.3	17.6	18.4	20.2
			29.0		
工業部門	29.3	29.2		26.7	25.9
サービス部門	52.6	52.5	53.4	55.0	53.9

注：

(1) 暫定推定値

資料出所：中央統計局 (CSO)

インド経済動向

インドの経済成長は2012/13年度以降増加傾向にあり、2016/17年度に8.3%に達した。インドは、マクロ経済の安定性を回復させたことによる利益を引続き統合した。

2017/18年度において、インド経済の成長は、6.8%に弱まった。当該年度中において、複数の主要な改革が実施された。税制改革とされる物品サービス税 (GST) が2017年7月1日より導入された。また、企業がその貸借対照表を整理し債務を削減するための解決策を提供する新たなインド破産法 (IBC) とともに、双子のバランスシート問題 (Twin Balance Sheet challenge) に対処するための措置も講じられた。これらの前向きな改革及び世界経済の回復により、2017/18年度下半期における成長は目覚ましく、同年度上半期における新たなGST導入、実質金利の上昇及び双子のバランスシート問題などの初期段階の問題による成長の減速を相殺する手助けをした。

2018/19年度において、インド経済の成長率は、農業、林業及び漁業、鉱業及び採石業、貿易、ホテル、運輸、通信及び放送関連のサービス並びに行政、防衛及びその他サービス等の一部の部門の減速のため、6.5%であった。成長は主に、製造業、建設業並びに金融、不動産及び専門サービス等の事業の回復により支えられた。

インドの2019/20年度の実質GDP成長率は、国内外の需要の低迷による工業及びサービス活動の鈍化を反映し4.0%に低下した。

COVID-19のパンデミックは2020年初めにインドを巻き込んだ。2020年3月以降、最も厳しい全国的なロックダウンを経験したインドは、2020/21年度第1四半期には2桁の縮小を記録した。しかしながら、第2四半期以降のロックダウンの段階的な緩和とともに、抑圧された需要が徐々に解放され、改革策と並行して経済活動は勢いを強めた。国家統計局による2020/21年度の推定値では、インド経済は7.3%縮小するとの見込みを示している。

2021/22年度のインドの輸出は、2021年3月、4月、5月及び6月において2桁の成長を示した。通常のモンスーンを背景に、農村部の需要も引き続き堅調に推移すると予想される。従って、インド準備銀行 (RBI) の推計によると、2021/22年度の実質GDP成長率は9.5%となる見込みである。

農業

2020/21年度においてインド経済は、農業部門を除くさまざまな部門で成長が緩やかになった。農業部門は、前年の4.3%の成長率と比較して2021年度には3.6%の成長率となった。農業部門の健全な業績は、パンデミック中のインド経済の持続を助けただけでなく、COVID-19によるロックダウン後の都市部からの過剰労働も許容することができた。

インドのGDPに対する農業部門の貢献度は、過去5年間に於いて17%から18%の範囲内にあったのに対し、2020/21年度においては20.2%に上昇した。2017/18年度中、農業部門の貢献度は18.3%に上昇したが、2018/19年度には17.6%に低下した。2019/20年度において、農業部門及び関係活動の貢献度は18.4%であった。

GDPに占める同部門の割合が年々低下しているにもかかわらず、2019年に労働人口の約43%を雇用している（世界銀行データベースによる）ことからその役割は依然として重要である。

事前推定値（第4回）によると、食用穀物総生産は2020/21年度において3億865万トンになると予測されている。これは前年度の生産高を3.7%上回っていた。2020/21年度における食用穀物生産は、過去5年間（2015/16年度から2019/20年度）の生産平均に比べ2,977万トン高かった。

2020/21年度中の米の総生産は1億2,227万トンを記録するものと予測されている。米の生産は、過去5年間の生産平均である1億1,244万トンに比べ983万トン高かった。小麦生産は1億952万トンと予測されており、過去5年間（2015/16年度から2019/20年度）の小麦生産平均である1億42万トンに比べ910万トン高かった。

雑穀生産は、2020/21年度の推定値で7.1%と増加して5,120万トンになると予測されている。2020/21年度における豆類の総生産は、約17%増加して2,572万トンになると予測されている。

事前推定値によると、油糧種子の生産は2020/21年度に8.7%増加して3,610万トンになると予測されている。

綿生産量は3,538万バレルと推定され、これは平均の綿生産量より349万バレル高い。ジュート及びメスタの生産量は956万バレルと推定される。

インドは生果実生産において世界第1位である（国際連合食糧農業機関の2019年のデータによる）。インドの果実生産には、マンゴー、バナナ、サボタ、ザクロ等が含まれる。インドはまた、2019年において野菜生産において中国に次いで世界第2位の生産国であった。インドは、エンドウマメ及びオクラ等の野菜の生産において世界一である。インドはまた、香辛料及び香辛料製品の世界一の生産国である。また、牛乳の生産においても世界一であり、魚類の生産においては世界第2位である。また、畜牛の個体数においても世界一である。

COVID-19関連の経済危機に対応して、インド政府は、20兆ルピー（インドのGDPの10%）の特別な経済的及び包括的パッケージである「Atmanirbhar Bharat Abhiyaan（自立したインド）」の下で、部門横断的な改革及びインセンティブを発表した。かかるパッケージに基づき、農業部門に対するいくつかの発表があった。これらには、とりわけ出荷及び集荷場などにおけるインフラプロジェクトの資金調達のための1兆ルピーの融資枠、零細食品企業（MFE）の形式化のための1,000億ルピーのスキーム並びに農家にとってより良い価格実現を可能にするための重要物資法の改正などが含まれる。

「2018年農業輸出政策」は、2022年までに農家の輸出を600億米ドルに倍増させることを目指している。これはインド初の農業輸出政策であり、農業輸出を倍増させ、インドの農家と農産物をグローバルなバリューチェーンへと統合させることを目指している。

2020年9月、今後の農家の所得向上の一歩として、農産物流通促進法、農民保護・支援・価格保障及び農業サービス法並びに改正基礎物資法の3つの農業改革法案が政府によって導入された。

2021年4月、インド政府は2022年度から6年間にわたり食品加工部門向けに1,090億ルピー（14億8,400万米ドル）のインセンティブ支出を行うPLI制度を承認した。

インドの農業部門は、灌漑施設、倉庫及び冷蔵倉庫などの農業インフラへの投資が増加するため、今後数年間はより大きな勢いを生むと予想される。さらに、遺伝子組換え作物の使用の増加により、インドの農家の生産量が改善される可能性が高い。インドは、豆類の早期成熟品種を獲得するための科学者との協力及び最低支持価格の上昇により、今後数年間で豆類を自給自足できるようになると予想されている。食品加工産業によるISO 9000、ISO 22000、危害分析に基づく重要管理点（HACCP）、製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）及び適正衛生規範（GHP）を含む総合的品質管理（TQM）などの食品安全及び品質保証の構造の採用は今後、複数の利益をもたらすだろう。インドからの農産物輸出は、2022年までに600億米ドルという目標に達する可能性が高い（インドブランドエクイティファンデーション（IBEF）によるデータ）。

工業

パンデミック及びそれに伴うロックダウンは、当初は供給サイドの制約に直面し、その後需要サイドの制約に直面することで工業部門に重大な影響を与え、工業部門は2019/20年の1.2%縮小に対し2020/21年には7.0%縮小した。建設、採鉱及び採石並びに製造業は7.0%から9.0%の範囲で縮小した。したがって、工業部門のGDPへの貢献度は、前年度の26.7%から2020/21年度には25.9%に低下した。

工業部門の総資本形成（GCF）は、固定価格（2011/12年度）でみた場合、前年度の14兆6,000億ルピーに対し、2019/20年度には15兆2,000億ルピーになると予測されている。工業部門におけるGCFの伸び率は、2018/19年度の12.4%から低下し、2019/20年度には3.7%の伸びとなった。

鉱工業生産指数（IIP）は季節調整を考慮しない主要工業部門の業績の速報値である。同指数によると、鉱工業生産の伸び率は2020/21年度に8.5%低下した。かかる低下は主に、製造業部門における低下（2020/21年度は9.6%の縮小）によるものであった。用途別分類でみると、すべての下位部門が2020/21年に縮小を記録してい

る。資本財、消費財、中間財、インフラ/建設財は、それぞれ18.7%、9.4%、8.7%及び7.3%のマイナス成長となった。政府は、経済成長の勢いを強めて持続させるために、工業部門の成長を加速させるいくつかの政策を講じた。これらの政策では、投資を促進するための手続き及び手順の簡素化及び合理化、より開かれた海外からの直接投資のための政策の採用並びに良い結果を生み出す事業環境の創出に主に焦点が当てられている。

インド政府は、メイク・イン・インド政策に基づき、製造部門の強化を目指している。メイク・イン・インド政策は、その公表から目覚ましい達成を遂げており、現在メイク・イン・インド2.0において27の部門に焦点を当てている。さらに、政府はまた、デジタル・インフラの創出、デジタルなサービス提供及びデジタル・リテラシーの増加の3つの主要な要素に焦点を当てたデジタル・インド・イニシアチブを考案した。さらに、政府は、製造業を強化し、世界の製造業を呼び寄せる地域としてインドを印象付けるために、インド内全土にわたり地理的に5角形に位置する産業・経済回廊を構築中である。国家インフラ投資基金が、グリーンフィールド及びブラウンフィールドの双方で商業的に実現可能なプロジェクトへのインフラ投資向けの出資支援を行っている。非課税のインフラ債券の発行が、鉄道、道路及び灌漑プログラムについて許可されている。

環境森林気候変動省は、環境、沿岸規制区域及び森林の情報利用許可のオンラインでの提出及び申請許可向けの手順を完成させた。石炭鉱区の入札システムが整備され、現在では透明性の高い枠組みの中で入札が行われている。州配電会社（discom）の財政的実行可能性を向上させる目的で、これらの会社に対する包括的な財務のリストラクチャリングが配電会社救済プログラムを通じて行われた。このスキームは、政府及び関連する州政府との3者間で合意を結んだ配電会社が負担する金利負担、発電コスト及び技術的・商業的損失（AT&C）を削減することを企図したものであった。一部の州により開始された労働市場改革は、中央政府によっても取り上げられた。民間投資を呼び寄せるために、インフラへの公共投資の増強に力が注がれた。

また、GST改革も実行された。これにより関税障壁が取り除かれ、国内に単独の共同市場を創出することができ、累積税を廃絶することにより製造品の生産費用を削減し、さらに複雑な税制に関連する取引費用を削減することにより事業を遂行しやすくした。以前は、すべての物品には中央政府による物品税及び州政府による付加価値税（VAT）が課せられた。少なくとも8から10のレートによる物品税及び3から4のレートによるVATが課せられ、VATは州によって異なっていた。GSTの導入に伴い、複数レートの構造は、5層のレートによる構造に変わった。さらに、州間の物品の輸送については、e-Way Billが2018年6月に義務化された。

事業の行いやすさを改善するため、インド政府は、既存の規則の簡素化及び合理化並びに情報技術の導入によりガバナンスをより効率的かつ効果的なものとすることに重点を置いている。上記の政策により、インドの工業部門は成長し、事業環境の改善と海外からの直接投資の流入の増加につながり、さらにインド全体の見通しを改善させた。世界銀行の2020年ビジネス環境報告書において、インドは2015年の142位から2020年には63位に上昇した。

経済成長及びメイク・イン・インド・プログラムを促進するために、政府は、2019/20年度連合予算において、半導体製造（FAB）、太陽光発電ボルタ電池、リチウム蓄電池、太陽電池充電インフラ、コンピュータ・サーバー、ラップトップ等の新興及び先進技術分野における巨大製造工場を設立するために、透明性のある競争入札を通じてグローバルな企業を誘致し、投資関連の所得税免除を提供するためのスキームを発足させることを提案した。

2020/21年度の連邦予算では、2023/24年度までに工業用繊維製品の製造ユニットを設置するための国家工業用繊維ミッションが提案された。保険対象範囲の拡大、小規模輸出業者の保険料の引下げ及び請求処理手続きの簡素化を目的とした、輸出信用支出の増加を達成するための新たなスキームであるNIRVIKが開始された。輸出業者に対する関税及び税金の電子還付が承認された。物品サービス税の申告は、各GSTR様式に詳細を自動入力することができる物品サービス税ネットワーク（GSTN）が提供するソフトウェア又はアプリを使ってオンラインで行うことができる。新たな簡易化された物品サービス税還付制度の導入は、2020年10月1日に予定されている（予算では2020年4月1日に発表されたが後に延期された。）。予算においては、国内の製造を増やすために、医療機器、スキムミルク、履物、特定の化学品、電子機器、電気自動車、ヤシ原油、太陽電池などに対する関税が発表された。

2019年8月、インド政府は自動ルートを通じた受託製造における100%海外からの直接投資を許可した。2020年5月、インド政府は自動ルートを通じた国防製造における海外からの直接投資を49%から74%に上げた。外国貿易政策（2015年-2020年）の中間レビューに基づき、インド政府は、労働集約型のMSME部門に対して利用可能な輸出インセンティブを2%増加させた。MEISは2021年9月まで延長された。8,555のタリフラインを対象とした製品輸出の税に関する減免（RoDTEP）は、2021年8月17日に政府により通知された。海洋、農業、皮

革、宝石及び宝飾品、自動車、プラスチック、電機／電子並びに機械などの部門がこの制度の恩恵を受けると考えられる。

インド政府は、2006年MSME開発法を改正し、MSMEの定義を変更した。新たな定義において、MSMEは、投資額が1,000万ルピー未満であり売上高が5,000万ルピー未満の製造及びサービス企業を零細企業、投資額が1億ルピー未満であり売上高が5億ルピー未満の企業を小規模企業、投資額が5億ルピー未満であり売上高が25億ルピー未満の企業を中規模企業と定義された。その他の発表には、とりわけ、3兆ルピーの担保無償運転資本ファシリティ、圧力下にあるMSME向けの2,000億ルピーの劣後債、MSME基金を通じた5,000億ルピーの資本注入及び20億ルピーを上限とする政府入札に対する国際入札を禁止する一般財務規則（GFR）の改正が含まれる。

州配電会社のための9,000億ルピーの資金注入が発表され、これにより、州配電会社は、未処理の電力購入請求書を清算することが可能になる。連邦直轄地の配電会社が民営化されることにより、政府の財政が改善されることが期待される。

自立したインド・パッケージの他の発表には、収益分配構造を通じた石炭の商業採掘、石炭のガス化／液化の奨励及び石炭排出のための輸送インフラ整備のための5,000億ルピーの投資及び簡素化された方法による自由化された競売制度などが含まれる。鉱物に関しては、複合された探査／採鉱／生産のシームレスな体制の導入及び鉱区の競売などが発表された。これらとは別に、キャプティブ鉱山及び非キャプティブ鉱山とを区別しない政策改革並びに印紙税の軽減も発表された。また、国防生産における自立性の強化も推進される。電力、社会インフラ、宇宙及び原子力部門におけるその他の改革では、民間部門の参加の増加が奨励されている。

2020年3月、連邦内閣は電子製造クラスター（EMC）を通じた共通の施設及び設備とともに、世界レベルのインフラを構築するための変更された電子製造クラスター計画（EMC 2.0）に対する財政支援を承認した。インドは、（i）大規模電子製造のための生産連動型インセンティブスキーム（PLI）、（ii）電子部品及び半導体製造促進スキーム（SPECS）並びに（iii）変更された電子製造クラスター計画（EMC 2.0）の3つのスキームによって、バリューチェーン全体に強力なエコシステムを展開し、それをグローバルなバリューチェーンと統合することを計画している。インド政府は2020年6月、インドにおける電子生産を強化するための、国際企業及び現地企業に対する70億米ドルのインセンティブスキームを明らかにした。

生産連動型インセンティブ（PLI）スキームは、インド政府が製造業部門に対する投資を誘致するために講じる重要なステップであり、インドをグローバル・バリューチェーンの主要な担い手として位置づけている。PLIスキームは、国内ユニットで製造された製品の増分販売に対するインセンティブを提供することを目的としている。かかるスキームにより、主要重点分野への大規模な海外投資が生まれ、グローバル・バリューチェーンにおけるインドの地位が深まることが期待されている。さらに、かかるスキームは、現地企業による製造ユニットの設立又は拡大を促すことも目的としている、13部門に関する向こう5年間におけるインドの最低生産量は約37兆5,000億ルピーとなり、向こう5年間における最低雇用は約1,000万件となる見込みである。

PLIスキームは当初モバイル関連機器、医薬品原料及び医療機器製造に対して導入されたが、現在では、高度化学電池製造、電子機器（通信製品、ITハードウェア、電子部品を含む）、自動車及び自動車部品、バルク薬剤及び医薬品、医療機器、繊維及び関連部門（技術繊維、化学繊維及び化学繊維の既製服などの部門）、食品加工、太陽光発電、白物家電（AC、LED）並びに鉄鋼製品など、幅広いスキル及び技術を集約した部門を対象としている。

2021年8月、中央政府の中核資産を通して、2022年度から2025年度の4年間で6兆ルピーを収益化することを目的とした国家収益化パイプラインが発表された。収益化を通じた創造の理念に基づき、資産の収益化は、新たなインフラの創造に対する民間部門の投資を引き出すことを目的としている。

サービス

インドのGDPはサービス部門が支配しており、2020/21年度には53.9%を占めた。サービス部門は、貿易、ホテル及びレストラン、輸送、保管及び通信、金融、保険、不動産、ビジネスサービス、コミュニティ、社会及び個人サービスからなる。2020/21年度には、特にサービス産業では接触が欠かせないため、パンデミックの影響を最も受けた。サービス部門は、前年度における7.2%の成長に比べ、2020/21年度の成長は8.4%の縮小に直面した。

サービス部門が総資本形成合計に占める割合は、前年の60.9%から2019/20年度には61.4%に増加した。2019/20年度におけるサービス部門の総資本形成（2011/12年度の一定価格による）の伸び率は6.2%であり、前年度の8.8%から低下した。サービス部門はまた、インドの輸出においても大きく貢献している。サービス部門がインドの輸出全体に占める割合は、前年度の40.5%から2020/21年度には41.5%に増加した。インドのサービ

ス部門はまた、最も高い外国直接投資（FDI）を呼び込み、2000年4月から2021年3月までの累積投資額は871億米ドルに達した。

サービス部門への投資をさらに促進するために、eコマースに関連する海外からの直接投資の規則が改正され、eコマースの市場ベースモデルにおいて100%の海外からの直接投資が認められた。2018年9月、2018年国家デジタル通信政策も公表され、電気通信部門における海外からの直接投資の流入を2022年までに1,000億米ドルへと増加させる枠組みが敷かれた。

2019年12月、インド政府はデジタル部門において26%の海外からの直接投資を認めた。2020年2月、保険仲介業において100%の海外からの直接投資が認められた。2020年において、保険会社に対する海外からの直接投資の限度は49%から74%に、保険仲介業者に対する海外からの直接投資の限度は100%に引き上げられた。

インフラ（経済顧問局によるデータ）

8つの中核産業、すなわち、石炭、原油、天然ガス、石油精製品、肥料、鉄鋼、セメント及び電力の指標は、IIPの品目別指数の加重平均の40.3%を占め、経済活動全体への影響を測定するものとなっている。

パンデミック及びそれに伴うロックダウンは、2020/21年度において製造及びサービス部門に最も影響を及ぼした。8つの中核産業の伸びは、2019/20年度における0.4%の伸びと比較し、2020/21年度においては6.4%の低下を示した。2020/21年度において、石油精製品は最も高い割合を占め、前年度の0.3%の伸びに対して11.2%の低下を示した。発電は、2019/20年度の0.9%の伸びに対して、2020/21年度においては0.5%の反成長を示した。鉄鋼生産は、前年度に記録した3.4%の伸びから、2020/21年度において8.7%の縮小となった。石炭生産は、前年度における0.4%の縮小に対して1.9%縮小した。原油生産は、9年連続で減少し、前年度の5.9%の減少と比較し2020/21年度には5.2%の減少であった。天然ガス生産の累積伸び率は、2019/20年度に記録した5.7%の縮小と比較して、2020/21年度において8.2%の縮小を記録した。セメント生産は、2019/20年度において0.9%の反成長を記録した後、2020/21年度には10.8%縮小した。肥料生産は、2019/20年度の2.7%の伸びに対して、農業部門におけるプラスの成長を反映し、2020/21年度において1.7%の伸びを記録した。

資本市場（インド証券取引委員会による年次データ）

インドのエクイティ市場は、パンデミックによる混乱及び懸念にもかかわらず、2020/21年度中、好調であった。

インドのベンチマークのブルーチップ指数であるS&P BSE センセックス指数（センセックス）及びNifty 50指数（Nifty）は、2020/21年度中、成長の勢いを継続し、当年度中それぞれ68%及び70.8%上昇した。かかる成長に影響を与えた要因のひとつは、経済及びマクロ要因を軌道に乗せるための政府及びRBIの支援である。2020/21年度中、インドにおける海外からのポートフォリオ投資（FPI）は、前年度と比較して増加した。2019/20年度の純投資739億4,700万ルピーに対して、2020/21年度中のFPIの純流入額は、2兆6,647億4,200万ルピー相当のインドの株式及び債券であった。米ドル建てでは、2019/20年度の純投資14億米ドルと比較し、2020/21年度における純流入額は361億米ドルであった。

FPIの純投資はいくらか変動性を示しているものの、ミューチュアル・ファンド投資は近年一貫して増加しており、当該投資はミューチュアル・ファンドによりさらに株式及び債券へ投資されてきた。

発行株式市場において、新規株式公開（IPO）市場では、インド経済における変動性及び不確実性にもかかわらず2020/21年度中の取引は増加した。2020/21年度には、前年度の7,705億2,000万ルピー（うち2,134億5,000万ルピーがIPO、3億7,000万ルピーが後発公募（FPO）及び5,567億ルピーが新株予約権無償割当によるものであった。）と比較して、合計1兆1,011億8,000万ルピー（3,103億ルピーがIPO、1,503億ルピーがFPO及び6,405億9,000万ルピーが新株予約権無償割当によるものであった。）が、公募発行及び新株予約権無償割当を通じて資金移動された。さらに、2019/20年度において適格機関向け発行（QIP）を通じて5,438億9,000万ルピーが調達されたのに対し、2020/21年度においては7,873億8,000万ルピーが調達された。同期間において、2019/20年度において優先発行を通じて1兆7,488億6,000万ルピーが調達されたのに対し、2020/21年度においては4,093億ルピーが調達された。

中小企業（SME）プラットフォームは、利用企業数及びSME IPOを通じて調達された資金額の双方で、2019/20年度に対して2020/21年度には減少した。2020/21年度には、26の企業がSMEプラットフォームに上場されており、2019/20年度の46件の公募発行を通じて調達された51億7,600万ルピーに対して、総額21億5,700万ルピーを調達した。

セクター別では、75の民間部門の企業及び3の公共部門の企業が、2020/21年度に発行市場を通じて資金を移動した。これに対して、2019/20年度は、77の民間部門の企業及び2の共同（官民）部門の企業が発行市場を通

じて資金を移動した。2020/21年度、民間部門の企業は1兆422億2,000万ルピーを移動し、これは2020/21年度における資金移動総額のうち94.6%を占めたのに対して、2019/20年度は98.5%であった。

産業別に見ると、2020/21年度において資金移動が最も多いのは「石油及び天然ガス」分野であり、全体の48.3%を占め、次いで銀行/金融機関が13.8%並びに金融が13.6%の順となっている。前年度において「石油及び天然ガス」分野における資金移動はなかったのに対し、金融部門では当年度及び前年度のいずれにおいても、総額の13.6%を占める資金移動があった。

(c) インフレ

卸売物価指数(2011/12年度を100とする。)に基づく年間のインフレ率は、2019/20年度の1.7%から緩和され2020/21年度においては1.3%であった。

消費者物価指数(CPI)に基づく平均総合インフレ率は、前年同期の4.8%に対し、2020/21年度は6.2%であった。2020/21年度におけるCPIインフレ率は、主に供給側の混乱の結果であり、その後、同年度を通して需要側の混乱が続いた。

(d) 労働市場

2019年7月から2020年6月に全国標本調査室(NSSO)が実施した定期労働力調査(PLFS)によると、農村部では、男性労働者の約55.4%、女性労働者の75.7%が農業部門に従事していた。「建設」部門に従事する農村部の男性労働者及び女性労働者の割合は、それぞれ15.0%及び5.6%であった。「製造業」部門に従事する農村部の男性労働者及び女性労働者の割合は、いずれも7.3%であった。

インドの都市部では、2019/20年度に、男性労働者のうち、「貿易、ホテル及びレストラン」部門が約28.9%を占める一方で、「製造業」部門が約20.3%、「建設業」が12.0%及び「運輸、倉庫及び通信業」が12.1%をそれぞれ占めた。都市部の女性労働者では、「貿易、ホテル及びレストラン」が最も多く(27.4%)、次いで「製造業」(20.8%)、「建設業」(10.3%)及び「運輸、倉庫及び通信業」(10.2%)の順であった。

インドの失業率は2019/20年度において通常の状態と一致して4.8%(参照期間1年)であった。

2019年7月から2020年6月までに全国標本調査室により実施された定期労働力調査(PLFS)によると、インドの全労働者の45.6%は農業部門に所属している。残り30.7%はサービス部門に従事しているのに対し、23.7%は工業部門に従事している。インドの全労働者の53.2%は自営業であるのに対し、残りの46.8%は賃金労働者である。農業では、過半数が自営業であるのに対し、工業及びサービス部門では、労働者のほとんどが賃金労働者である。

(e) 社会保障制度

インドの社会保障の概念は、病気、出産、業務上負傷、職業上の困難、失業、傷病及び高齢の結果、収入がなくなったり、大幅に減少したりすることにより引き起こされる経済的かつ社会的な困窮に対して一連の公的介入を行うことにより、安全のメカニズムを提供するというものである。

現在、インドには、拠出型社会保障法と非拠出型社会保障法がある。拠出法は、労働者と雇用者からの拠出金により、また、場合によってはそれに政府からの拠出金や補助金が補填されて、社会保障プログラムに資金供与する旨規定した法律である。重要な拠出計画には、1948年被雇用者州保険法、準備基金、被雇用者準備基金に基づいて枠組みが作られた保険計画とリンクした年金及び預金並びに1952年雑則法がある。主要な非拠出型社会保障政策は、1923年労働者補償法、1961年出産給付金法及び1972年退職金支払法に基づいて規定されている。

組織化されたセクターには、主に、1948年工場法、州の店舗及び組織法、1946年産業雇用服務規程法などの適用を受ける組織を含む。このセクターは、既に、それを通じて社会保障給付金が労働者に与えられるような構造を有している。準備基金、年金、保険、医療及び疾病手当といった社会保障給付金の幾つかは拠出型である(労働者のみ、又は、労働者と雇用者、また、時には、州による援助がある。)一方で、業務上負傷給付金、退職金、出産給付金のような他の社会保障給付金は、純粋に非拠出型であり、雇用者のみにより支払われている。組織化されたセクターのほとんどの労働者は、被雇用者準備基金組織(EPF0)及び被雇用者州保険会社(ESIC)を通じて提供される制度化された社会保障の適用を受けている。組織化されていないセクターが利用できる社会保険計画は、社会保障集団保険計画のようなLIC(インド生命保険公社)を通じて運営される。

インドにおける最近の重要な社会保障スキームのいくつかは、すべての世帯のための包括的な金融包摂を目的としたプラダグン・マントリ・ジャン・ダン・ヨジャナ(PMJDY)、住宅建設のための財政支援であるプラダグン・マントリ・グラミン・アワス・ヨジャナ(PMGAY)、銀行口座を持つ人に生命保険を提供するプラダグン・マント

リ・ジーヴァン・ジョティ・ピマ・ヨジャナ(PMJJBV)、偶発的死亡及び部分的障害補償を提供するプラダン・マントリ・スラックシャ・ピマ・ヨジャナ(PMSBV)、国内の低所得者に対し無料の医療サービスを提供するインド政府のスキームであるアユシュマン・バーラト・ヨジャナ(別名プラダン・マントリ・ジャン・アロギヤ・ヨジャナ(PMJAY))、加入者に月次年金を提供するアタル・ペンション・ヨジャナ(APV)、並びに女性及び指定カースト又は指定部族による製造業、サービス業又は貿易業におけるグリーンフィールド企業を設立するスタンド・アップ・インド・スキームを通じたものである。

3 対外貿易及び国際収支

(1) 対外貿易及び国際収支の概要

対外貿易及び国際収支

3月31日に終了した会計年度

	2016/17年	2017/18年	2018/19年	2019/20年	2020/21年
輸出（伸び率、％）(1)	5.2	10.0	8.8	(5.1)	(7.1)
輸入（伸び率、％）(1)	0.9	21.1	10.4	(7.7)	(17.1)
GDPに占める貿易赤字の 比率（％）(2)	(4.7)	(6.2)	(6.7)	(5.6)	(3.9)
GDPに占める経常収支の 比率（％）(2)	(0.6)	(1.9)	(2.1)	(0.9)	0.9

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

資料出所：（１）商工省・通商情報統計局（DGCI&S）、（２）インド準備銀行

2020/21年度において、インドの輸出は2,911億米ドルであり、2019/20年度から7.1%の減少を記録した。輸入は3,936億米ドルとなり、2019/20年度から17.1%の減少を示した。結果として、商品貿易による貿易赤字は前年度の1,613億米ドルと比較し、2020/21年度において1,025億米ドルとなった。2020/21年度において石油（原油及び石油製品）の輸入は827億米ドルとなり、前年度の1,306億米ドルから36.7%減少した。2020/21年度において石油以外の輸入は3,109億米ドルとなり、前年度の3,442億米ドルから9.7%の減少となった。

2020/21年度（４月から６月まで）におけるインドの輸出は954億米ドル（前年比85.9%増）であり、輸入は1,262億米ドル（前年比108.7%増）であった。その結果、貿易赤字は2019/20年度（４月から６月まで）の91億ドルから2020/21年度（４月から６月まで）には308億米ドルに増加した。2020/21年度（４月から６月まで）における石油の輸入は131億米ドルとなり、前年度同期の輸入に比べて62.8%減少した。2020/21年度（４月から６月まで）における石油以外の輸入は473億米ドルとなり、2019/20年度（４月から６月まで）の輸入額を50.1%下回った。2020/21年度（４月から６月まで）の輸入合計は、前年度同期の輸入に比べて53.6%減少し604億米ドルとなった。2020/21年度（４月から６月まで）における輸出は514億米ドルで、前年度同期より36.5%減少した。

2020/21年度における経常収支の状況

インドの経常収支赤字は、赤字が続いた後、2020/21年度に黒字に転換した。経常収支は、2019/20年度には246億米ドルの赤字であったのに対し、2020/21年度には240億米ドルの黒字となった。GDPに対する割合でも、経常収支黒字は、2019/20年度の対GDP比0.9%の赤字から2020/21年度には0.9%の黒字に転換した。経常収支赤字は2012/13年度にGDPの4.8%とピークとなったが、その後貿易赤字の削減により制御されていた。

インドのサービス輸出は、2019/20年度の2,132億米ドルに対して、2020/21年度に2,061億米ドルへと減少した。ソフトウェア・サービス輸出は、前年度の961億米ドルに対して、2020/21年度には1,000億米ドルと増加した。

2020/21年度の海外からの直接投資のインドへの流入額（総額）は、2019/20年度の744億米ドルから817億米ドルの最高値となった。

概 括

経常収支赤字は、2011/12年度及び2012/13年度において高止まりとなった後、その後の４年度において大幅に減少した。これは主に、金などの非必需品の輸入抑制の政策、石油価格の低下並びに金以外及び石油以外の輸入が比較的少なかったことによるものであった。経常収支赤字は2017/18年度及び2018/19年度において拡大した。原油価格の高騰及びルピー安は、インドの輸入額に圧力をかける可能性がある。2019/20年度において、貿易収支の改善、目覚ましい海外からの直接投資、ポートフォリオ・フローの回復及び外貨準備高の増加を背

景に、インドの経常収支赤字はさらに安定したものとなった。2020/21年度において、経常収支赤字は黒字に転換した。

2015年から2020年の外国貿易政策

外国貿易政策（FTP）2015年-2020年では、新しいスキームが2つ導入されている。つまり、特定の物品を特定の市場に輸出するための「インドからの商品輸出スキーム（MEIS）」及び通知されたサービスの輸出増を図る「インドからのサービス輸出スキーム（SEIS）」である。これらは、これまで適格性及び利用面で様々な条件があった過剰なスキームに代わるものである。これらのスキームに基づき発行された証書には、いかなる条件制限も付されない。政府の輸出促進スキームに基づき与えられた税控除証書（duty credit scrip）は許可書であり、これにより保有者は、記載金額に相当する関税を支払うことなく、輸出物品の製造に用いる投入財又はかかる物品の生産に用いる機械を輸入することができる。MEIS及びSEISに基づき発行された税控除証書並びにこれらの証書に対応する輸入された物品は、完全に譲渡可能である。MEISに基づく報奨付与のために、各国は3つのグループに区分けされており、当該グループのMEISに基づく報奨レートは2%から5%までの範囲である。SEISに基づき、選ばれたサービスについて3%及び5%のレートで報奨が与えられる。FTP 2015年-20年の中期見直しでは、既製衣料及び既製品のMEISインセンティブを2%引上げ、SEISインセンティブを2%引上げ、税控除証書の有効性を18か月から24か月に延長することで、これらのスキームの範囲を強化した。

輸出促進資本財（EPCG）スキームに基づき、特定の輸出義務を通常の輸出義務の75%に引き下げることで、地元の製造者からの資本財調達を促進する複数の措置が取られた。これにより、国内の資本財の製造業が促進される。このような柔軟さが、輸出者による地域及び世界双方の消費に向けた生産能力の開発を助けることとなる。防衛及びハイテク関連品目の輸出を増加する措置が取られた。同時に、手織り商品、書籍／雑誌、革履物、玩具及びカスタムメイドの流行服の宅配便や外国郵便局を通じた電子商取引（eコマース）による輸出でも、MEISの恩恵（25,000ルピーを上限とする金額について）を受けることができる。これらの措置は、これらの分野でインドの強みを十分に活用し、輸出を増加させるだけでなく、雇用も創出する。

経済特区（SEZ）からの輸出を増加させるため、政府は、双方の報奨スキーム（MEIS及びSEIS）の報奨を経済特区に所在する企業にも拡大適用することを決定した。この措置は、国内の経済特区の発展及び成長への新たな起爆剤となることが期待されている。

この新しい外国貿易政策において、貿易促進と事業のしやすさの改善は、もう一つの主な注力分野である。新しい外国貿易政策の主要な目的の一つは、年中（24時間週7日）ペーパーレス化された労働環境に向けて前進することである。最近、政府は輸出入に要求される必須文書の数をも3つに削減したが、これは国際的な基準と同水準である。現在では、輸出者／輸入者の登録情報（プロフィール）に文書をアップロードする設備ができ、輸出者が何度も文書を提出する必要が無くなった。様々な様式の簡略化にも注意が向けられ、様々な規定が明瞭化され、曖昧さが払拭され、かつ、電子ガバナンスが向上した。

許認可取得者でもある製造業者は、様々な形態の二国間及び地域貿易協定に基づく優遇措置の資格取得を視野に入れ、自社製造の物品をインド原産であると自ら証明することができるようになる。当該スキームは、このスキームを貿易提携先との特定契約に組み込むかどうかに応じて、段階的に実施される。この「認証輸出者システム」は、これらの製造輸出業者が迅速に国際市場を利用する上で役立つこととなる。

100%輸出指向型企業（EOU）、エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク内企業（EHTP）、ソフトウェア・テクノロジー・パーク内企業（STPI）及びバイオテクノロジー・パーク内企業（BTP）のスキームに基づく製造及び輸出を促進するために、数々の措置が取られた。これらの措置には、当該企業に対する許認可の早期化、インフラ設備の共用許可、企業間での商品及びサービス移転許可並びに輸出港近辺での倉庫設置及び研修目的の非課税での設備利用の許可が含まれる。

製造部門において、また雇用創出の面で中小規模企業が戦略的に重要であることを考慮した結果、「零細・中小企業群（MSMEクラスター）」に焦点を絞って介入することにより、輸出を増加することができると確認された。これに応じて、「スキル・インド」（職能開発を目的とする国家政策）の目的を達成するため、「ニルヤット・ボンドゥ・スキーム」（零細・中小企業向けの輸出相談制度）が活性化及び再配置された。これらの企業群について、輸出促進協会（EPC）及びその他の意欲的な産業パートナー及びナレッジ・パートナーらの支援のもと、積極的な支援活動が体系的に組織された。

外国貿易政策（2015年-2020年）の中間レビューに基づき、インド政府は、労働集約型のMSME部門に対して利用可能な輸出インセンティブを2%増加させた。MEISは2020年12月まで延長され、割当総額の上限は900億ルピーとなっている。製品輸出の税に関する減免（RoDTEP）は、2021年1月からMEISを代替する。2020年4月、

インド政府はFTPをさらに 1 年間延長し、2021年 3 月31日までとした。さらにその後2021年 9 月30日まで延長された。

FTPとは別に、輸出生産のための原材料及び資本財の無税輸入を可能にするため、事前承認スキーム及び輸出促進資本財（EPCG）スキームなどのスキームが実施されている。船積前後のルピー建て輸出信用を提供する利子均等化スキームは、2021年 9 月30日まで延長された。輸出品に対する輸出品税減免（RoDTEP）スキームは運用が開始され、衣料品及び既製品に対する州及び中央の租税及び課徴金の割戻し（RoSCTL）スキームは、2024年 3 月まで延長された。

(2) 対印投資

対印投資及び外貨準備高

	3月31日に終了した会計年度				
	2016/17年	2017/18年	2018/19年	2019/20年	2020/21年
対印投資（純額）（十億米ドル）	43.2	52.4	30.1	44.4	80.1
直接投資（対印直接投資）（純額） （十億米ドル）	35.6	30.3	30.7	43.0	44.0
ポートフォリオ投資（純額） （海外機関投資家）（十億米ドル）	7.6	22.1	(0.6)	1.4	36.1
外貨準備高（十億米ドル）	370.0	424.5	412.9	477.8	579.3

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

資料出所：インド準備銀行公報

対印投資（純額）は、2020/21年度には前年度の444億米ドルから増加して801億米ドルとなった。2021年3月末現在の総外貨準備高は5,793億米ドルとなった。

インドの総対外債務は、2020年3月末の5,584億米ドル（GDPの20.6%に相当）から2021年3月末には5,700億米ドル（GDPの21.1%に相当）に増加した。

(3) 為替レート

1993年3月より、ルピーの為替レートは市場で決定されており、貿易収支上の取引は完全に交換が可能となっている。1994年2月、準備銀行は、多くの貿易外取引における支払規制の緩和を発表し、1994年8月には、貿易外取引の支払いのさらなる自由化により、経常収支の交換性に向けた最終措置が取られた。準備銀行の基準レートによると、ルピーの為替レートは2017年3月31日には1米ドル＝64.8ルピーであり、2018年3月31日現在では1米ドル＝65.0ルピーにさらに減価し、2019年3月31日現在ではさらに1米ドル＝69.2ルピーに減価し、2020年3月31日現在で1米ドル＝75.4ルピーとなった。ルピーの為替レートは上昇し、2021年3月31日現在では1米ドル＝73.5ルピーとなった。